

昭和四十二年法律第三十五号

登録免許税法
（明治二十九年法律第二十七号）の全部を改正する。

目次

第一章 総則（第一条～第八条）

第二章 課税標準及び税率（第九条～第二十条）

第三章 納付及び還付

第一節 納付（第二十一条～第三十条）

第二節 還付（第三十一条～第三十五条）

第四章 雜則（第三十二条～第三十五条）

附則

第一章 総則

（趣旨）

この法律は、登録免許税について、課税の範囲、納税義務者、課税標準、税率、納付及び

還付の手続並びにその納税義務の適正な履行を確保するため必要な事項を定めるものとする。

（課税の範囲）

第二条 登録免許税は、別表第一に掲げる登記、登録、特許、免許、許可、認可、認定、指定及び技能証明（以下「登記等」という。）について課する。

第三条 登記等を受ける者は、この法律により登録免許税を納める義務がある。この場合において、当該登記等を受ける者が二人以上あるときは、これらの者は、連帶して登録免許税を納付する義務を負う。

（公共法人等が受ける登記等の非課税）

第四条 国及び別表第一に掲げる者が自己のために受ける登記等については、登録免許税を課さない。

第五条 別表第三の第一欄に掲げる者が自己のために受けた登記又は登録（同表の第三欄に掲げる登記等（同表の第四欄に財務省令で定める書類の添附があるものに限る旨の規定がある登記等にあつては、当該書類を添附して受けるものに限る。）については、登録免許税を課さない。
(非課税登記等)

第六条 次に掲げる登記等（第四号又は第五号に掲げる登記又は登録にあつては、当該登記等がこれらの方に掲げる登記又は登録に該当することを証する財務省令で定める書類を添付して受けるものに限る。）については、登録免許税を課さない。
（登記機関（登記官又は登記以外の登記等をする官庁若しくは団体の長をいう。以下同じ。）が職権に基づいてする登記又は登録で政令で定めるもの）

第七条 会社法（平成十七年法律第八十六号）第二編第九章第二節（特別清算）の規定による株式会社の特別清算（同節の規定を同法第八百二十二条第三項（日本にある外国会社の財産についての清算）において準用する場合における同条第一項の規定による日本にある外国会社の財産についての清算を含む。）に関する登記又は登録

（住居表示に関する法律（昭和三十七年法律第百十九号）第三条第一項及び第二項又は第四条（住居表示の実施手続等）の規定による住居表示の実施又は変更に伴う登記事項又は登録事項の変更の登記又は登録）

（六 土地改良法（昭和二十四年法律第百九十五号）第二条第一項（定義）に規定する土地改良事業又は土地区画整理法（昭和二十九年法律第百十九号）第一条第一項（定義）に規定する土地区画整理事業の施行のため必要な土地又は建物に関する登記（政令で定めるものを除く。）

（七 都市再開発法（昭和四十四年法律第三十八号）第二条第一号（定義）に規定する市街地再開発事業、大都市地域における住宅及び住宅地の供給の促進に関する特別措置法（昭和五十年法律第六十七号）第二条第四号（定義）に規定する住宅街区整備事業又は密集市街地における防災街区の整備の促進に関する法律（平成九年法律第四十九号）第二条第五号（定義）に規定する防災街区整備事業の施行のため必要な土地又は建物（当該住宅街区整備事業に係る土地又は建物にあつては、大都市地域における宅地開発及び鉄道整備の一体的推進に関する特別措置法（平成元年法律第六十一号）第十七条（大都市地域における住宅及び住宅地の供給の促進に関する特別措置法の特例）の規定により大都市地域における住宅及び住宅地の供給の促進に関する特別措置法第二条第一号に規定する大都市地域とみなされる区域内にある土地又は建物を除く。）に関する登記（政令で定めるものを除く。）

八 土地調査法（昭和二十六年法律第百八十号）第三十二条の二第一項（代位登記）の規定による土地に関する登記

九 入会林野等に係る権利関係の近代化の助長に関する法律（昭和四十一年法律第二百二十六号）第十四条第二項（登記）（同法第二十三条第二項（旧慣使用林野整備の効果等）において準用する場合を含む。）の規定による土地に関する登記

十 墓地に関する登記

十一 滞納処分（その例による処分を含む。）に関する登記又は登録（換価による権利の移転の登記又は登録を除くものとし、滯納処分の例により処分するものとされている担保に係る登記又は登録の抹消を含む。）

十二 登記機関の過誤による登記若しくは登録又はその抹消があつた場合の当該登記若しくは登録の抹消若しくは更正又は抹消した登記若しくは登録の回復の登記若しくは登録登記又は登録の抹消を含む。）

十三 相続又は法人の合併若しくは分割に伴い相続人又は合併後存続する法人若しくは合併により設立する法人若しくは分割により設立する法人若しくは事業を承継する法人が、被相続人又は合併により消滅した法人若しくは分割をした法人の受けた別表第一第三十三号から第二百六十号までに掲げる登記、特許、免許、許可、認可、認定又は指定を引き続いだ受ける場合における当該登記、特許、免許、許可、認可、認定又は指定

十四 公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律（平成十八年法律第四十九号）第九条第一項（名称等）又は第二十九条第五項（公益認定の取消し）の規定による一般社団法人若しくは一般財團法人又は公益社団法人若しくは公益財団法人の名称の変更の登記（外国公館等の非課税）

（六 外国政府が当該外国の大使館、公使館又は領事館その他これらに準ずる施設（次項において「大使館等」という。）の敷地又は建物に関して受けた登記については、政令で定めるところにより、登録免許税を課さない。

前項の規定は、同項の外国が、その国において日本国の大使館等の敷地又は建物に関する登記若しくは登録又はこれらに準ずる行為について課する租税を免除する場合に限り、適用する。（信託財産の登記等の課税の特例）

二 信託による財産権の移転の登記又は登録で次の各号のいずれかに該当するものについては、登録免許税を課さない。

一 委託者から受託者に信託のために財産を移す場合における財産権の移転の登記又は登録

二 信託の効力が生じた時から引き続き委託者のみが信託財産の元本の受益者である信託の信託財産を受託者から当該受益者（当該信託の効力が生じた時から引き続き委託者である者に限る。）に移す場合における財産権の移転の登記又は登録

三 受託者の変更に伴い受託者であつた者から新たなる受託者に信託財産を移す場合における財産の移転の登記又は登録

二 信託の信託財産を受託者から受益者に移す場合であつて、かつ、当該信託の効力が生じた時から引き続き委託者のみが信託財産の元本の受益者である場合において、当該受益者が当該信託の効力が生じた時における委託者の相続人（当該委託者が合併により消滅した場合にあつては、当

該合併後存続する法人又は当該合併により設立された法人であるときは、当該信託による財産の移転の登記又は登録を相続（当該受益者が当該存続する法人又は当該設立された法人である場合にあつては、合併）による財産の移転の登記又は登録とみなして、この法律の規定を適用する。
第八条 登録免許税の納稅地は、納稅義務者が受ける登記等の事務をつかさどる登記所その他の官署又は団体（以下「登記官署等」という。）の所在地（第二十四条の二第一項に規定する財務省令で定める方法により登録免許税を納付する場合にあつては、政令で定める場所）とする。
 2 第二十九条第一項若しくは第四項の規定により徴収すべき登録免許税又は国税通則法（昭和三十七年法律第六十六号）第五十六条第一項（還付）に規定する過誤納金に係る登録免許税の納稅地は、前項の規定にかかるらず、納稅義務者が次の各号に掲げる場合のいずれに該当するかに応じ当該各号に定める場所とする。
 一 この法律の施行地（以下「国内」という。）に住所を有する個人である場合 その住所地
 二 国内に住所を有せざ居所を有する個人である場合 その居所地
 三 国内に本店又は主たる事務所を有する法人である場合 その本店又は主たる事務所の所在地
 四 前三号に掲げる場合を除き、国内に事務所、営業所その他これらに準ずるものと有する者である場合 その事務所、営業所その他これらに準ずるものと有する者の所在地（これらが二以上ある場合には、政令で定める場所）
 五 前各号に掲げる場合以外の場合 政令で定める場所

第二章 課税標準及び税率

第五節 前項に規定する登記又は登録についての課税標準の額の計算

（課税標準及び税率）

第九条 登録免許税の課税標準及び税率は、この法律に別段の定めがある場合を除くほか、登記等の区分に応じ、別表第一の課税標準欄に掲げる金額又は数量及び同表の税率欄に掲げる割合又は金額による。

（不動産等の価額）

第十一条 別表第一第一号、第二号又は第四号から第四号の四までに掲げる不動産、船舶、ダム使用権、公共施設等運営権、樹木採取権又は漁港水面施設運営権の登記又は登録の場合における課税標準たる不動産、船舶、ダム使用権、公共施設等運営権、樹木採取権又は漁港水面施設運営権（以下この項において「不動産等」という。）の価額は、当該登記又は登録の時における不動産等の価額による。この場合において、当該不動産等の上に所有権以外の権利その他の处分の制限が存するときは、当該権利その他の制限がないものとした場合の価額による。

2 前項に規定する登記又は登録をする場合において、当該登記又は登録が別表第一第一号又は第二号に掲げる不動産又は船舶の所有権の持分の取得に係るものであるときは、当該不動産又は船舶の価額は、当該不動産又は船舶の同項の規定による価額に当該持分の割合を乗じて計算した金額による。

3 前項の規定は、所有権以外の権利の持分の取得に係る登記又は登録についての課税標準の額の計算について準用する。

（一定の債権金額がない場合の課税標準）

第十二条 登記又は登録につき債権金額を課税標準として登録免許税を課する場合において、一定の債権金額がないときは、当該登記又は登録の時ににおける当該登記又は登録に係る債権の価額又は処分の制限の目的となる不動産、動産、立木、工場財團、鉱業財團、漁業財團、港湾運送事業財團、道路交通事業財團、自動車交通事業財團、飼光施設財團、企業担保権、鐵道財團、軌道財團、運河財團、鉱業権、特定鉱業権、試掘権（二酸化炭素の貯留事業に関する法律（令和六年法律第三十八号）第二条第八項（定義）に規定する試掘権をいう。別表第一第二十二号の二において同じ）、著作権、出版権、実用新案権、意匠権、商標権、回路配線利用権、育成者権、漁業権、入漁権、ダム使用権、公共施設等運営権、樹木採取権又は漁港水面施設運営権に関する権利（以下第十四条までにおいて「不動産等に関する権利」という。）の価額をもつて債権金額とみなす。

2 前条の規定は、前項の不動産等に関する権利の価額について準用する。
 （債権金額等の増額に係る変更の登記の場合の課税標準）

第十三条 一の登記官署等において、同時の申請（官庁又は公署の嘱託を含む。次項において同じ。）により同一の債権のために数個の不動産等に関する権利を目的とする先取特権、質権又は抵当権の保存若しくは設定、移転又は信託の登記又は登録（以下この条において「抵当権等の設定登記等」という。）を受ける場合には、これらの抵当権等の設定登記等を一の抵当権等の設定登記等とみなして、この法律の規定を適用する。この場合において、当該抵当権等の設定登記等に係る不動産等に関する権利の種類の別により別表第一に掲げる税率が異なるときは、そのうち最も低い税率をもつて当該抵当権等の設定登記等の登録免許税の税率とする。

2 同一の債権のために数個の不動産等に関する権利を目的とする抵当権等の設定登記等を受ける場合において、当該抵当権等の設定登記等の申請が最初の申請以外のものであるときは、当該抵当権等の設定登記等に係る登記免許税の課税標準及び税率は、当該抵当権等の設定登記等がこの項の規定に該当するものであることを証する財務省令で定める書類を添付して当該抵当権等の設定登記等の申請をするものに限り、当該抵当権等の設定登記等に係る不動産等に関する権利の件数一件につき千五百円とする。

（担保付社債の抵当権の設定の登記等に係る課税の特例）

第十四条 担保付社債でその総額を二回以上に分割して発行するものの抵当権の設定の登記又は登録については、登録免許税を課さない。この場合には、当該担保付社債につき担保付社債信託法（明治三十八年法律第五十二号）第六十三条第一項（分割発行の場合の社債発行に関する登記）の規定によつてする登記又は鉄道抵当法（明治三十八年法律第五十三号）第三十条ノ二（第二項（数回に分けて発行する担保付社債の登記）の規定によつてする登記を抵当権の設定の登記又は登録とみなし、かつ、その回の当該担保付社債の金額の合計額を債権金額とみなして、この法律の規定を適用する。

2 前項の規定の適用がある担保付社債の抵当権の移転の登記又は登録に係る登録免許税の課税標準は、当該登記又は登録の申請前に発行された当該担保付社債の金額の合計額とする。この場合において、当該担保付社債の金額がないときは、当該登録免許税の課税標準及び税率は、当該登記又は登録に係る不動産等に関する権利の件数一件につき千五百円とする。

3 前項の規定は、担保付社債でその総額を二回以上に分割して発行するものの企業担保権の設定又は移転の登記について準用する。

（課税標準の金額の端数計算）

第十五条 別表第一に掲げる登記又は登録に係る課税標準の金額を計算する場合において、その全額が千円に満たないときは、これを千円とする。

（課税標準の数量の端数計算）

第十六条 別表第一に掲げる登記に係る課税標準の数量を計算する場合には、次に定めるところによる。
 一 别表第一第三号に掲げる航空機の重量は、航空機の自重トン数により、当該トン数に一トン未満の端数があるときは、その端数を切り捨て、当該トン数が一トンに満たないときは、これを一トンとする。

二 別表第一第二十号に掲げる鉱区若しくは租鉱区又は同表第二十二号に掲げる共同開発鉱区の面積に十万平方メートル未満の端数があるときは、その端数を切り捨て、当該面積が十万平方メートルに満たないときは、これを十万平方メートルとする。

(仮登記等のある不動産等の移転登記の場合の税率の特例)

第十七条 別表第一第一号(十二)イからへまでに掲げる仮登記がされている同号に掲げる不動産について、当該仮登記に基づき所有権の保存若しくは移転の登記、地上権、永小作権、賃借権若しくは採石権の設定、転貸若しくは移転の登記、配偶者居住権の設定の登記、信託の登記又は相続財産の分離の登記を受ける場合には、これらの登記に係る登録免許税の税率は、当該不動産についての当該登記の同号の税率欄に掲げる割合から次の表の上欄に掲げる登記の区分に応じ同表の下欄に掲げる割合を控除した割合とする。

所有権の保存の登記
所有権の相続(相続人に対する遺贈を含む。以下同じ。)又は法人の合併による移転
所有権の共有物(その共有物について有していた持分に応じた価額に対応する部分に限る。以下同じ。)の分割による移転の登記
所有権のその他の原因による移転の登記
地上権、永小作権、賃借権又は採石権の設定又は転貸の登記
地上権、永小作権、賃借権又は採石権の相続又は法人の合併による移転の登記
地上権、永小作権、賃借権又は採石権の共有に係る権利(その共有に係る権利について有していた持分に応じた価額に対応する部分に限る。以下同じ。)の分割による移転の登記
地上権、永小作権、賃借権又は採石権のその他の原因による移転の登記
所有権の信託の登記
所有権の信託の登記
先取特権、質権又は抵当権の信託の登記
所有権、先取特権、質権及び抵当権以外の権利の信託の登記
所有権である相続財産の分離の登記
所有権以外の権利である相続財産の分離の登記
所有権の移転の仮登記又は所有権の移転請求権の保全のための仮登記がされている別表第一第一号に掲げる船舶について、これらの仮登記に基づきその所有権の移転の登記を受ける場合は、当該登記に係る登録免許税の税率は、同号(二)の税率欄に掲げる割合から千分の四を控除した割合とする。
(事業協同組合等が組織変更等により受ける設立登記の税額)

第十九条 別表第一に掲げる登記又は登録につき同表に掲げる税率を適用して計算した金額が千円に満たない場合には、当該登記又は登録に係る登録免許税の額は、千円とする。
(政令への委任)

第二十条 この章に定めるもののほか、登録免許税の課税標準及び税額の計算に關し必要な事項は、政令で定める。
第三章 納付及び還付
第一節 納付
(現金納付)
第二十一条 登記等を受ける者は、この法律に別段の定めがある場合を除き、当該登記等につき課されるべき登録免許税の額に相当する登録免許税を国に納付し、当該納付に係る領収証書を当該登記等の申請書(当該登記等を受ける者が当該登記等に係る登記官署等の使用に係る電子計算機(入出力装置を含む。以下同じ。)と当該登記等の申請又は嘱託をする者の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織(以下「電子情報処理組織」という。)を使用して当該登記等の申請を行う場合には、当該登記等に係る登記機関の定める書類。第二十六条及び第三十一条第二項を除き、以下同じ。)に貼り付けて当該登記等に係る登記官署等に提出しなければならない。

第二十二条 登記等(第二十四条第一項に規定する免許等を除く。)を受ける者は、当該登記等につき課されるべき登録免許税の額が三万円以下である場合その他政令で定める場合には、当該登録免許税の額に相当する登録免許税の印紙を当該登記等の申請書に貼り付けて登記官署等に提出することにより、国に納付することができる。
(嘱託登記等の場合の納付)

第二十三条 官庁又は公署が別表第一第一号から第三十一号までに掲げる登記等を受ける者のために当該登記等を登記官署等に嘱託する場合には、当該登記等を受ける者は、当該登記等につき課されるべき登録免許税の額に相当する登録免許税を国に納付し、当該納付に係る領収証書を当該官庁又は公署に提出しなければならない。この場合において、当該官庁又は公署は、当該領収証書を当該登記等の嘱託書(当該官庁又は公署が電子情報処理組織を使用して当該登記等の嘱託を行なう場合には、当該登記等に係る登記機関の定める書類。第二十五条及び第三十一条第三項において同じ。)に貼り付けて登記官署等に提出するものとする。
前項の場合において、登録免許税の額が二万円以下であるときは、登記等を受ける者は、同項の規定にかかわらず、同項の嘱託する官庁又は公署に対し、当該登録免許税の額に相当する金額の印紙を提出して登録免許税を国に納付することができる。この場合において、当該官庁又は公署は、当該印紙を同項に規定する登記等の嘱託書に貼り付けて登記官署等に提出するものとする。
(免許等の場合の納付の特例)

第十七条の二 事業協同組合、企業組合その他の政令で定める者が、その組織を変更して株式会社若しくは合同会社となる場合又は分割により新たに株式会社若しくは合同会社を設立する場合における組織変更又は分割による株式会社若しくは合同会社の設立の登記に係る登録免許税の額は、税率を千分の七として計算した金額(株式会社の設立の場合において当該金額が十五万円に満たないときは、十五万円とし、合同会社の設立の場合において当該金額が六万円に満たないときは、六万円とする。)とする。

第十八条の三 会社法の施行に伴う関係法律の整備等に關する法律(平成十七年法律第八十七号)第四十六条(特例有限公司の通常の株式会社への移行の登記)の規定による株式会社の設立の登記は、別表第一第二十四号(一)ホに掲げる組織変更による株式会社の設立の登記とみなして、この法律の規定を適用する。

(一定率課税の場合の最低税率)
第十九条 別表第一に掲げる登記又は登録につき同表に掲げる税率を適用して計算した金額が千円に満たない場合には、当該登記又は登録に係る登録免許税の額は、千円とする。

第二十条 この章に定めるもののほか、登録免許税の課税標準及び税額の計算に關し必要な事項は、政令で定める。

第二十一条 第二章の規定を除き、当該登記等に係る登記機関の定める書類。第二十六条及び第三十一条第二項を除き、以下同じ。に貼り付けて当該登記等に係る登記官署等に提出しなければならない。

は、当該免許等を受ける者は、当該免許等に係る登記機関が定めた期限までに、当該登録免許税の額に相当する登録免許税を国に納付し、当該納付に係る領収証書を当該登記機関の定める書類に貼り付けて登記官署等に提出しなければならない。
 2 免許等に係る登記機関は、当該免許等に係る前項の登録免許税の納付の期限及び書類を定めなければならぬ。この場合には、その期限を当該免許等をする日から一月を経過する日後としてはならない。

(電子情報処理組織を使用する方法等による納付の特例)

第二十四条の二 登記等を受ける者又は次条第一項の規定による委託を受けた納付受託者（第二十四条第一項に規定する納付受託者をいう。次条において同じ。）は、当該登記等につき課されるべき登録免許税の額に相当する登録免許税又は当該委託を受けた登録免許税を、第二十一条から前条までの規定にかかわらず、電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であつて財務省令で定めるものにより国に納付することができる。ただし、登記機関が当該財務省令で定める方法による当該登録免許税の額の納付の事実を確認することができない場合として財務省令で定める場合は、この限りでない。

2 免許等につき課されるべき登録免許税の額に相当する登録免許税を前項に規定する財務省令で定める方法により国に納付する場合には、当該免許等に係る登記機関は、当該免許等につき課されるべき登録免許税の納付の期限を定めなければならない。この場合には、その期限を当該免許等をする日から一月を経過する日後としてはならない。

(納付受託者に対する納付の委託)

第二十四条の三 登記等を受ける者は、当該登記等につき課されるべき登録免許税の額に相当する登録免許税を電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用して納付受託者に対する通知で財務省令で定めるものに基づき納付しようとするときは、当該納付受託者に納付を委託することができる。

2 前項の規定により免許等につき課されるべき登録免許税の額に相当する登録免許税の納付を委託する場合における前条第二項の規定の適用については、同項中「納付の」とあるのは、「納付

3 登記等を受ける者が第一項の通知に基づき登録免許税を納付しようとする場合において、納付受託者が当該登録免許税の納付の委託を受けたときは、当該委託を受けた日に当該登録免許税の納付があつたものとみなして、国税通則法の延滞税に関する規定を適用する。

(納付受託者)

第二十四条の四 登録免許税の納付に関する事務（以下この項及び第二十四条の六第一項において「納付事務」という。）を適正かつ確実に実施することができると認められる者であり、かつ、政令で定める要件に該当する者として登記等を所管する省庁の長（以下「所管省庁の長」という。）は、当該登記等を受ける者の委託を受けて、納付事務を行うことができる。

2 所管省庁の長は、前項の規定による指定をしたときは、納付受託者の名称、住所又は事務所の所在地その他財務省令で定める事項を公示しなければならない。

3 納付受託者は、その名称、住所又は事務所の所在地を変更しようとするときは、あらかじめ、その旨を所管省庁の長に届け出なければならない。

4 所管省庁の長は、前項の規定による届出があつたときは、当該届出に係る事項を公示しなければならない。

(納付受託者の納付)

第二十四条の五 納付受託者は、第二十四条の三第一項の規定による委託を受けたときは、政令で定める日までに当該委託を受けた登録免許税を国に納付しなければならない。

2 納付受託者は、第二十四条の三第一項の規定による委託を受けたときは、遅滞なく、財務省令で定めるところにより、その旨及びその年月日を当該委託に係る所管省庁の長に報告しなければならない。

(納付受託者の帳簿保存等の義務)

第二十四条の六 紳付受託者は、財務省令で定めるところにより、帳簿を備え付け、これに納付事務に関する事項を記載し、及びこれを保存しなければならない。

2 所管省庁の長は、前二条及びこの条の規定を施行するため必要があると認めるときは、その必要な限度で、財務省令で定めるところにより、納付受託者に対し、報告をさせることができる。

3 所管省庁の長は、前二条及びこの条の規定を施行するため必要があると認めるときは、その必要な限度で、その職員に、納付受託者の事務所に立ち入り、納付受託者の帳簿書類（その作成又は保存に代えて電磁的記録（電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。）の作成又は保存がされている場合における当該電磁的記録を含む。）その他必要な物件を検査させ、又は関係者に質問させることができる。

4 前項の規定により立入検査を行う職員は、その身分を示す証明書を携帯し、かつ、関係者の請求があるときは、これを提示しなければならない。

5 第三項に規定する権限は、犯罪捜査のために認められたものと解してはならない。

(納付受託者の指定の取消し)

第二十四条の七 所管省庁の長は、第二十四条の四第一項の規定による指定を受けた者が次の各号のいずれかに該当するときは、その指定を取り消すことができる。

1 第二十四条の四第一項に規定する指定の要件に該当しなくなつたとき。

2 第二十四条の五第二項又は前条第二項の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をしたとき。

3

3 前条第一項の規定に違反して、帳簿を備え付けず、帳簿に記載せず、若しくは帳簿に虚偽の記載をし、又は帳簿を保存しなかつたとき。

4 前条第三項の規定による立入り若しくは検査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、又は同項の規定による質問に対して陳述をせず、若しくは虚偽の陳述をしたとき。

5 所管省庁の長は、前項の規定により指定を取り消したときは、その旨を公示しなければならない。

(納付の確認)

第二十五条 登記機関は、登記等をするとき（第二十四条第一項の規定により同項に規定する書類が免許等をした後に提出される場合及び第二十四条の二第二項の納付の期限が免許等をした日後である場合並びに納付受託者が第二十四条の三第一項の規定による委託を受けた場合にあつては、財務省令で定めるとき）は、当該登記等につき課されるべき登録免許税の額の納付の事実を確認しなければならない。この場合において、当該納付が第二十二条、第二十三条第二項又は次条第三項の規定により印紙をもつてされたものであるときは、当該登記等の申請書（当該登記等が第二十三条の官庁又は公署の嘱託による場合にあつては、当該登記等の嘱託書）の紙面と印紙の彩紋とにかけて判明に消印しなければならない。

(課税標準及び税額の認定)

第二十六条 登記機関は、登記等の申請書（当該登記等が官庁又は公署の嘱託による場合にあつては、当該登記等の嘱託書とし、当該登記等が免許等である場合にあつては財務省令で定める書類とする。次項及び第四項において同じ。）に記載された当該登記等に係る登録免許税の課税標準の金額若しくは数量又は登録免許税の額が国税に関する法律の規定に従つていなかつたとき、その他該課税標準の金額若しくは数量又は登録免許税の額がその調査したところと異なるときは、その調査したところにより認定した課税標準の金額若しくは数量又は登録免許税の額を当該登記等を受ける者に通知するものとする。ただし、他の法令の規定により当該登記等の申請を却下するときは、この限りでない。

2 前項の通知を受けた者は、当該通知に係る登記等を受けることをやめる場合を除き、遅滞なく、当該通知を受けた登録免許税の額と当該登記等の申請書に記載された登録免許税の額との差

令で定めるところによりその旨を登記機関に申し出て、当該登録免許税の額その他政令で定める事項を当該登録免許税を納付した者の当該登録免許税に係る第八条第二項の規定による納稅地の所轄税務署長に対し通知をすべき旨の請求をすることができる。

第二十四条の二第一項に規定する財務省令で定める方法により登録免許税を納付した者が当該納付した日から六月を経過する日までに当該登録免許税の納付に係る登記等の申請をしなかつた場合には、前項の請求があつたものとみなす。

登録免許税の過誤納金に対する国税通則法第五十六条から第五十八条まで（還付・充当・還付加算金）の規定の適用については、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める日に納付があつたものとみなす。ただし、当該各号（第二号を除く。）に掲げる場合のいづれかに該当する場合の登録免許税に係る過誤納金のうち当該各号に定める日後に納付された登録免許税の額に相当する部分については、この限りでない。

登録免許税を納付して登記等の申請をした者につき当該申請を却下した場合（第四項において準用する第三項の証明をした場合を除く。）当該却下した日

二 第五項の申出があつた場合 当該申出があつた日

三 登録免許税を納付して登記等の申請をした者につき当該申請の取下げがあつた場合（第三項の証明をした場合を除く。）当該取下げがあつた日

四 過大に登録免許税を納付して登記等を受けた場合 当該登記等を受けた日（当該登記等が免許等である場合において、当該免許等を受けた日が当該免許等に係る第二十七条第二号に定める期限前であるときは、当該期限）

五 第二十四条の二第一項に規定する財務省令で定める方法により登録免許税を納付した者が当該登録免許税の納付の基因となる登記等の申請をしなかつた場合 第六項の申出があつた日（同項の申出がなかつた場合には、前項に規定する六月を経過する日）

（通知） 第四章 雜則

第三十二条 削除
(変更の届出に係る登録が新たな登録とみなされる場合の当該届出の取扱い)

第三十三条 削除
(変更の届出に係る登録が新たな登録とみなされる場合の当該届出の取扱い)

第三十四条 別表第一 第百三十九号 貨物自動車運送事業法（平成元年法律第八十三号）第三条（一般貨物自動車運送事業の許可）の一般貨物自動車運送事業の許可

第三十五条 別表第一 第百三十九号 貨物利用運送事業法（平成元年法律第八十二号）第三条第一項（登録）の第一種貨物利用運送事業の登録若しくは同法第七条第一項（変更登録等）の変更登録、同法第二十条（許可）の第二種貨物利用運送事業の許可若しくは同法第二十五条第一項（事業計画及び集配事業計画）の事業計画の変更の認可、同法第三十五条第一項（登録）の第一種貨物利用運送事業の登録若しくは同法第三十九条第一項（変更登録等）の変更登録又は同法第四十五条第一項（許可）の第二種貨物利用運送事業の許可若しくは同法第四十六条第二項（事業計画）の事業計画の変更の認可

第三十六条 別表第一 第百四十号 倉庫業法（昭和三十一年法律第二百二十一号）第三条（登録）の倉庫業者の登録又は同法第七条第一項（変更登録等）の変更登録

（認定が旅行業者代理業の登録とみなされる場合の取扱い）

第三十七条 別表第一 第百四十一号 倉庫業法（昭和三十一年法律第二百二十一号）第三条（登録）の倉庫業者の登録又は同法第七条第一項（変更登録等）の変更登録

（認定が鉄道事業の許可等とみなされる場合の取扱い）

第三十八条 別表第一 第百四十一号 倉庫業法（昭和三十一年法律第二百二十一号）第三条（登録）の倉庫業者の登録又は同法第七条第一項（変更登録等）の変更登録

第三十九条 別表第一 第百四十一号 倉庫業法（昭和三十一年法律第二百二十一号）第三条（登録）の倉庫業者の登録又は同法第七条第一項（変更登録等）の変更登録

（認定等が地域公共交通の活性化及び再生に関する法律（平成十九年法律第五十九号）第二十七条の二第一項（地域旅客運送サービス継続事業の実施）に規定する地域旅客運送サービス継続実施計画の同法第二十七条の三第二項（地域旅客運送サービス継続実施計画の認定）（同条第七項において準用する場合を含む。）の認定若しくは同法第二十七条の十四第一項（地域公共交通利便増進事業の実施）（同法第二十九条の九（鉄道事業再構築事業等に関する規定の準用）において準用する場合を含む。）に規定する地域公共交通利便増進実施計画の同法第二十七条の十五第二項（地域公共交通利便増進実施計画の認定）（同条第七項において準用する場合及びこれらの規定を同法第二十九条の九において準用する場合を含む。）の認定又は同法第二十九条の四第一項（交通手段再構築実証事業計画の作成）に規定する交通手段再構築実証事業計画の同条第六項（同条第七項において準用する場合を含む。）の規定による公表が次の各号に掲げる規定により当該各号に定める登記等とみなされる場合における同法第二十七条の二第三項の同意をした者若しくは同法第二十七条の十四第四項の同意をした者若しくは同項に規定する協定締結実施主体（以下この条において「協定締結実施主体」という。）又は当該交通手段再構築実証事業計画に定められた同法第二十九条の四第一項に規定する交通手段再構築実証事業の同条第二項第二号の実施主体（以下この条において「実施主体」という。）については、当該地域旅客運送サービス継続実施計画に係る同法第二十七条の三第一項の規定による申請若しくは当該地域公共交通利便増進実施計画に係る同法第二十七条の十五第一項の規定による申請又は当該交通手段再構築実証事業計画に係る同法第二十九条の四第四項の規定による協議の申出を、これらの同意をした者若しくは協定締結実施主体又は実施主体の当該登記等に係る申請とみなして、前章及びこの章の規定を適用する。

8 第二十四条の二第一項に規定する財務省令で定める方法により登録免許税を納付した者が当該納付した日から六月を経過する日までに当該登録免許税の納付に係る登記等の申請をしなかつた場合には、前項の請求があつたものとみなす。

登録免許税の過誤納金に対する国税通則法第五十六条から第五十八条まで（還付・充当・還付加算金）の規定の適用については、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める日に納付があつたものとみなす。ただし、当該各号（第二号を除く。）に掲げる場合のいづれかに該当する場合の登録免許税に係る過誤納金のうち当該各号に定める日後に納付された登録免許税の額に相当する部分については、この限りでない。

登録免許税を納付して登記等の申請をした者につき当該申請を却下した場合（第四項において準用する第三項の証明をした場合を除く。）当該却下した日

二 第五項の申出があつた場合 当該申出があつた日

三 登録免許税を納付して登記等の申請をした者につき当該申請の取下げがあつた場合（第三項の証明をした場合を除く。）当該取下げがあつた日

四 過大に登録免許税を納付して登記等を受けた場合 当該登記等を受けた日（当該登記等が免許等である場合において、当該免許等を受けた日が当該免許等に係る第二十七条第二号に定める期限前であるときは、当該期限）

五 第二十四条の二第一項に規定する財務省令で定める方法により登録免許税を納付した者が当該登録免許税の納付の基因となる登記等の申請をしなかつた場合 第六項の申出があつた日（同項の申出がなかつた場合には、前項に規定する六月を経過する日）

一 別表第一 第百二十五号 貨物自動車運送事業法（平成元年法律第八十三号）第三条（一般貨物自動車運送事業の許可）の一般貨物自動車運送事業の許可

二 別表第一 第百三十九号 貨物利用運送事業法（平成元年法律第八十二号）第三条第一項（登録）の第一種貨物利用運送事業の登録若しくは同法第七条第一項（変更登録等）の変更登録、同法第二十条（許可）の第二種貨物利用運送事業の許可若しくは同法第二十五条第一項（事業計画及び集配事業計画）の事業計画の変更の認可、同法第三十五条第一項（登録）の第一種貨物利用運送事業の登録若しくは同法第三十九条第一項（変更登録等）の変更登録又は同法第四十五条第一項（許可）の第二種貨物利用運送事業の許可若しくは同法第四十六条第二項（事業計画）の事業計画の変更の認可

三 別表第一 第百四十号 倉庫業法（昭和三十一年法律第二百二十一号）第三条（登録）の倉庫業者の登録又は同法第七条第一項（変更登録等）の変更登録

（認定が旅行業者代理業の登録とみなされる場合の取扱い）

三 別表第一 第百四十号 倉庫業法（昭和三十一年法律第二百二十一号）第三条（登録）の倉庫業者の登録又は同法第七条第一項（変更登録等）の変更登録

（認定等が鉄道事業の許可等とみなされる場合の取扱い）

三 別表第一 第百四十号 倉庫業法（昭和三十一年法律第二百二十一号）第三条（登録）の倉庫業者の登録又は同法第七条第一項（変更登録等）の変更登録

（認定等が地域公共交通の活性化及び再生に関する法律（平成十九年法律第五十九号）第二十七条の二第一項（地域旅客運送サービス継続事業の実施）に規定する地域旅客運送サービス継続実施計画の同法第二十七条の三第二項（地域旅客運送サービス継続実施計画の認定）（同条第七項において準用する場合を含む。）の認定若しくは同法第二十七条の十四第一項（地域公共交通利便増進事業の実施）（同法第二十九条の九（鉄道事業再構築事業等に関する規定の準用）において準用する場合を含む。）に規定する地域公共交通利便増進実施計画の同法第二十七条の十五第二項（地域公共交通利便増進実施計画の認定）（同条第七項において準用する場合及びこれらの規定を同法第二十九条の九において準用する場合を含む。）の認定又は同法第二十九条の四第一項（交通手段再構築実証事業計画の作成）に規定する交通手段再構築実証事業計画の同条第六項（同条第七項において準用する場合を含む。）の規定による公表が次の各号に掲げる規定により当該各号に定める登記等とみなされる場合における同法第二十七条の二第三項の同意をした者若しくは同法第二十七条の十四第四項の同意をした者若しくは同項に規定する協定締結実施主体（以下この条において「協定締結実施主体」という。）又は当該交通手段再構築実証事業計画に定められた同法第二十九条の四第一項に規定する交通手段再構築実証事業の同条第二項第二号の実施主体（以下この条において「実施主体」という。）については、当該地域旅客運送サービス継続実施計画に係る同法第二十七条の三第一項の規定による申請若しくは当該地域公共交通利便増進実施計画に係る同法第二十九条の四第四項の規定による申請又は当該交通手段再構築実証事業計画に係る同法第二十九条の四第四項の規定による協議の申出を、これらの同意をした者若しくは協定締結実施主体又は実施主体の当該登記等に係る申請とみなして、前章及びこの章の規定を適用する。

一 別表第一 第百二十号 鉄道事業法（昭和六十一年法律第九十二号）第三条第一項（許可）の
第一種鉄道事業、第二種鉄道事業若しくは第三種鉄道事業の許可又は軌道法（大正十年法律第
七十六号）第三条（事業の特許）の軌道事業の特許

二 別表第一 第百二十五号（事業計画の許可）の一般旅客自動車運送事業の許可又は同法第十五
条第一項（事業計画の変更）の事業計画の変更の認可

三 別表第一 第百二十五号の三 道路運送法第七十九条（登録）の自家用有償旅客運送者の登録
又は同法第七十九条の七第一項（変更登録等）の変更登録

四 別表第一 第百三十三号 海上運送法（昭和二十四年法律第八十七号）第三条第一項（一般
旅客定期航路事業の許可）の一般旅客定期航路事業の許可又は同法第二十条第一項（貨客定期
航路事業）の貨客定期航路事業の登録若しくは同法第二十二条第一項（一般不定期航路事業）
の一般不定期航路事業の登録

（公表が自家用有償旅客運送者の登録とみなされる場合の取扱い）

第五条 地域再生法（平成十七年法律第二十四号）第十七条の三十六第一項（地域住宅團
地再生事業計画の作成）に規定する地域住宅團地再生事業計画の同条第二十九項（同条第三十項
において準用する場合を含む。）の規定による公表が別表第一 第百二十五号の三の規定により道
路運送法第七十九条（登録）の自家用有償旅客運送者の登録又は同法第七十九条の七第一項（変
更登録等）の変更登録とみなされる場合における地域再生法第十七条の三十六第十五項の同意を
した者については、当該地域住宅團地再生事業計画に係る同条第二十七項の同意を得るための申
出を同条第十五項の同意をした者の当該登録又は変更登録に係る申請とみなして、前章及びこの
章の規定を適用する。

（電子情報処理組織等を使用した登記等の申請等）

第六条 地再生事業計画の同条第二十九項（同条第三十項
において準用する場合を含む。）の規定による公表が別表第一 第百二十五号の三の規定により道
路運送法第七十九条（登録）の自家用有償旅客運送者の登録又は同法第七十九条の七第一項（変
更登録等）の変更登録とみなされる場合における地域再生法第十七条の三十六第十五項の同意を
した者については、当該地域住宅團地再生事業計画に係る同条第二十七項の同意を得るための申
出を同条第十五項の同意をした者の当該登録又は変更登録に係る申請とみなして、前章及びこの
章の規定を適用する。

第七条 登記等を受ける者又は官庁若しくは公署が電子情報処理組織を使用して当該登記等の
申請又は嘱託を行つた場合には、当該登記等の申請又は嘱託は、書面により行われたものとみな
して、この法律その他の登録免許税に関する法令の規定を適用する。

第八条 前項に規定する場合において、第四条第二項に規定する財務省令で定める書類の添付の方法そ
の他前項の規定の適用に関し必要な事項は、財務省令で定める。

第九条 登記を受ける者又は官庁若しくは公署が不動産登記法（平成十六年法律第二百二十三号）第十八
条（申請の方法）（他の法令において準用する場合を含む。）の規定により磁気ディスクを提出し
て登記の申請又は嘱託を行つた場合には、当該登記の申請又は嘱託（当該磁気ディスクに係る部
分に限る。）は、書面により行われたものとみなして、この法律その他の登録免許税に関する法令
の規定を適用する。

第十条 前項の場合（登記の申請に必要な情報を全部を記録した磁気ディスクを提出して登記の申請又
は嘱託を行つた場合に限る。）において、当該登記につき課されるべき登録免許税の額に相当す
る登録免許税を第二十一條から第二十三條までの規定により国に納付するときは、第二十一條中
「当該登記等に係る登記官署等の使用に係る電子計算機（入出力装置を含む。以下同じ。）と当該
登記等の申請又は嘱託をする者の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処
理組織（以下「電子情報処理組織」という。）を使用して」とあり、及び第二十三条第一項中「電
子情報処理組織を使用して」とあるのは、「磁気ディスクを提出して」と読み替えて適用するも
のとする。

第十一条 第二項の規定は、第三項に規定する場合について準用する。
（施行期日）

第一条 この法律は、公布の日から起算して二月をこえない範囲内で政令で定める日から施行す
る。

第二条 この附則に別段の定めがあるものを除き、改正後の登録免許税法（以下「新法」という。）
の規定は、昭和四十二年八月一日以後に受ける登記等につき課されるべき登録免許税について適
（経過規定の原則）

用し、同日前に受けた登記等につき課した又は課すべきであつた登録税については、なお従前の
例による。

（建物の床面積の増加に係る登記の登録税の免除）

第三条 所有権の登記のある建物につき昭和四十二年七月三十一日以前に受ける床面積の増加に係
る登記の登録税は、同年八月一日以後最初に当該建物について権利に関する登記の申請（官庁又
は公署の嘱託を含む。以下同じ。）をするときは、前条の規定にかかわらず、納付することを要
しない。

第六条 前条の規定の適用がある場合を除き、同条に規定する登記等の申請をした者が昭和四十二
年七月三十一日以前に当該申請に係る処分を受けたことにより不服申立て又は訴えの提起をして
いる場合において、当該不服申立て又は訴えについての裁決又は判決により当該申請に係る登記
等を受けるときは、当該登記等については、登録免許税を課さない。

（不服申立て等に係る免許等についての課税の特例）

第六条 前条の規定の適用がある場合を除き、同条に規定する登記等の申請をした者が昭和四十二
年七月三十一日以前に当該申請に係る処分を受けたことにより不服申立て又は訴えの提起をして
いる場合において、当該不服申立て又は訴えについての裁決又は判決により当該申請に係る登記
等を受けるときは、当該登記等については、登録免許税を課さない。

第七条 新法別表第一の第一号に掲げる不動産の登記の場合における新法第十条第一項の課税標準
たる不動産の価額は、当分の間、当該登記の申請の日の属する年の前年十二月三十一日現在又は
当該申請の日の属する年の一月一日現在において地方税法（昭和二十五年法律第二百二十六号）
第三百四十二条第九号（固定資産税に関する用語の意義）に掲げる固定資産課税台帳に登録され
た当該不動産の価格を基礎として政令で定める価額によることができる。

（倉庫業法の改正に伴う許可に係る課税の特例）

第八条 倉庫業法の一部を改正する法律（昭和三十六年法律第二百十八号）附則第二項（経過規定）
に規定する倉庫業を営んでいる者で同項の規定により倉庫業法第三条（営業の許可）の許可の申
請の手続をした者が、当該申請に係る新法別表第一の第三十八号の（一）に掲げる倉庫業の許可
を受ける場合における当該許可に係る登録免許税の課税標準及び税率は、新法第九条の規定にか
かわらず、当該許可件数一件につき一万円とする。

（経過措置の政令への委任）

第九条 第二条から前条までに定めるもののほか、この法律の施行に關し必要な経過措置
は、政令で定める。

第十条 附則（昭和四二年七月一三日法律第五六号）抄
（施行期日）

第一条 この法律は、公布の日から施行する。ただし、附則第六条及び附則第十三条から第三十一
条までの規定は、公布の日から起算して三月をこえない範囲内において政令で定める日から施行
する。

第十一条 附則（昭和四二年七月二九日法律第九七号）抄
（施行期日）

第一条 この法律は、公布の日から起算して六月をこえない範囲内において政令で定める日から施行
する。

第十二条 附則（昭和四二年十一月一日法律第一二一号）抄
（施行期日）

第一条 この法律は、昭和四十二年十一月一日（以下「施行日」という。）から施行する。

第十三条 附則（昭和四二年八月一日法律第一一五号）抄
（施行期日）

第一条 この法律は、公布の日から施行する。

附 則（昭和四二年八月一五日法律第一三四号）抄

（施行期日）
第一条 この法律は、公布の日から起算して一月をこえない範囲内において政令で定める日から施行する。

附 則（昭和四二年八月一六日法律第一三五号）抄

（施行期日）
第一条 この法律は、公布の日から施行する。

附 則（昭和四二年八月一九日法律第一三八号）抄

（施行期日）
1 この法律は、公布の日から施行する。

附 則（昭和四三年五月一七日法律第五一号）抄

（施行期日等）
第一条 この法律は、公布の日から起算して三月をこえない範囲内において政令で定める日から施行する。

附 則（昭和四三年五月二三日法律第六三号）抄

（施行期日）
1 この法律は、公布の日から起算して百二十日を経過した日から施行する。

附 則（昭和四三年五月二九日法律第七三号）抄

（施行期日）
第一条 この法律は、昭和四十三年十月一日から施行する。

附 則（昭和四三年五月三〇日法律第七四号）抄

（施行期日等）
第一条 この法律は、公布の日から起算して三月をこえない範囲内において政令で定める日から施行する。

附 則（昭和四三年六月一日法律第八四号）抄

（施行期日）
1 この法律は、公布の日から施行する。

附 則（昭和四三年六月一日法律第八六号）抄

（施行期日）
1 この法律は、公布の日から施行する。

附 則（昭和四三年六月三日法律第八九号）抄

（施行期日）
1 この法律は、公布の日から起算して六箇月をこえない範囲内において政令で定める日から施行する。

附 則（昭和四四年六月三日法律第九一号）抄

（施行期日）
1 この法律は、公布の日から起算して六月をこえない範囲内において政令で定める日から施行する。

附 則（昭和四四年六月三日法律第三八号）抄

（施行期日）
第一条 この法律は、都市計画法の施行の日から施行する。

附 則（昭和四四年六月三日法律第三八号）抄

（施行期日）
第一条 この法律は、公布の日から起算して六月をこえない範囲内において政令で定める日から施行する。

附 則（昭和四五年五月一〇日法律第七八号）抄

（施行期日）
第一条 この法律は、公布の日から起算して四月をこえない範囲内において政令で定める日から施行する。

附 則（昭和四五年五月一〇日法律第七八号）抄

（施行期日）
第一条 この法律は、防災建築街区造成事業及び防災建築物に関する法律の附則の規定による改正後の次の各号に掲げる法律の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則（昭和四五年五月一〇日法律第七八号）抄

（施行期日）
1 かかるまで略

九 登録免許税法

2 前項の場合において、この法律の施行後の不動産の取得について附則第十条の規定による改正

前の方税法第七十三条の十四第七項の規定を適用するときは、同項中「その者が市街地改造事

業又は防災建築街区造成事業を施行する土地の区域内に所有していた不動産の固定資産課税台帳に登録された価格（当該不動産の価格が固定資産課税台帳に登録されていない場合にあつては、政令で定めるところにより、道府県知事が第三百八十八条第一項の固定資産評価基準によつて決定した価格）に相当する額を」とあるのは、「当該建築施設の部分の価格に同法第四十六条（防災建築街区造成法第五十五条第一項において準用する場合を含む。）の規定により確定した当該建築施設の部分の価額に対するその者が市街地改造事業又は防災建築街区造成事業を施行する土地の区域内に有していた土地、借地権又は建築物の対償の額の割合を乗じて得た額を当該建築施設の部分の」とする。

附 則（昭和四四年一二月一〇日法律第八六号）抄

（施行期日等）
第一条 この法律は、公布の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる改正規定は、それぞれ当該各号に掲げる日から施行する。

四 目次の改正規定、第二十七条に一項を加える改正規定、第二十七条の次に一条を加える改正規定、第二十八条第三項の改正規定、第二十九条の四に一項を加える改正規定、第三十三条规定の改正規定（同項中「第二十七条」の下に「第一項」を加える部分に限る。）、第五十条の改正規定、第五十二条の四に一項を加える改正規定、第五十二条の五を第五十二条の六とし、同条の前に一条を加える改正規定、第七十七条の改正規定（第二項に係る部分に限る。）、第八十七条の次に一条を加える改正規定、第九十五条の改正規定、同条の次に一条を加える改正規定、第一百九条の次に一条を加える改正規定、第一百十一条の次に一条を加える改正規定及び第九章の次に一章を加える改正規定並びに附則第十七条、附則第十九条から附則第二十三条まで、附則第二十六条及び附則第二十九条の規定 昭和四十五年十月一日

附 則（昭和四五年三月一八日法律第八号）抄
（施行期日）
第一条 この法律は、昭和四十五年五月一日から施行する。

附 則（昭和四五年四月一三日法律第一八号）抄
（施行期日）
第一条 この法律は、公布の日から起算して六月をこえない範囲内において政令で定める日から施行する。

附 則（昭和四五年五月四日法律第四四号）抄
（施行期日）
第一条 この法律は、公布の日から起算して六月をこえない範囲内において政令で定める日から施行する。

附 則（昭和四五年五月六日法律第四八号）抄
（施行期日）
第一条 この法律は、昭和四十六年一月一日から施行する。

附 則（昭和四五年五月一八日法律第六九号）抄
（施行期日）
第一条 この法律は、公布の日から施行する。

附 則（昭和四五年五月六日法律第七八号）抄
（施行期日）
第一条 この法律は、公布の日から起算して四月をこえない範囲内において政令で定める日から施行する。

附 則（昭和四五年五月一〇日法律第七八号）抄
（施行期日）
第一条 この法律は、公布の日から施行する。

附 則（昭和四五年五月一〇日法律第七八号）抄
（施行期日）
第一条 この法律は、公布の日から起算して四月をこえない範囲内において政令で定める日から施行する。

附 則（昭和四五五年五月一〇日法律第八二号）抄
（施行期日）
第一条 この法律は、公布の日から施行する。

<p>(施行期日) 第一条 この法律の規定は、次の各号に掲げる区分に従い、それぞれ当該各号に定める日から施行する。</p> <p>一 略</p> <p>二 第一条及び第二条並びに次条から附則第十二条まで、附則第二十二条から附則第二十八条までで、附則第三十一条及び附則第三十五条の規定 昭和四十八年十一月一日 附則 (昭和四八年一〇月一日法律第一〇九号) 抄</p> <p>(施行期日) この法律は、公布の日から起算して六月をこえない範囲内において政令で定める日から施行する。</p> <p>附則 (昭和四九年三月二七日法律第八号) 抄</p> <p>(施行期日) この法律は、公布の日から起算して三月をこえない範囲内において政令で定める日から施行する。</p> <p>附則 (昭和四九年五月二日法律第四三号) 抄</p> <p>(施行期日) この法律は、昭和四十九年四月一日から施行する。</p> <p>附則 (昭和四九年五月三日法律第六二号) 抄</p> <p>(施行期日) この法律は、公布の日から起算して三月をこえない範囲内において政令で定める日から施行する。</p> <p>附則 (昭和四九年五月三日法律第六九号) 抄</p> <p>(施行期日) この法律は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。</p> <p>附則 (昭和五〇年六月一日法律第六九号) 抄</p> <p>(施行期日) この法律は、公布の日から起算して三月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。</p> <p>附則 (昭和五〇年六月二十五日法律第四五号) 抄</p> <p>(施行期日) この法律は、公布の日から起算して三月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。</p> <p>附則 (昭和五〇年七月一〇日法律第五七号) 抄</p> <p>(施行期日) この法律は、公布の日から起算して三月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。</p> <p>附則 (昭和五〇年七月一〇日法律第五九号) 抄</p> <p>(施行期日) この法律は、公布の日から起算して三月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。</p> <p>附則 (昭和五〇年七月一〇日法律第五九号) 抄</p> <p>(施行期日) この法律は、公布の日から起算して三月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。</p> <p>附則 (昭和五〇年七月一五日法律第六五号) 抄</p> <p>(施行期日) この法律は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。</p> <p>第一条 この法律は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。</p>	<p>附則 (昭和五〇年七月一六日法律第六七号) 抄</p> <p>(施行期日) 第一条 この法律は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。</p> <p>附則 (昭和五一年三月三一日法律第一一号) 抄</p> <p>(施行期日) この法律は、公布の日から施行する。ただし、附則第八条に一項を加える改正規定及び別表第一中第三十三号の二を加える改正規定は、揮発油販売業法の施行の日から施行する。</p> <p>附則 (昭和五一年五月一日法律第一二号) 抄</p> <p>(施行期日) この附則に別段の定めがあるものを除き、改正後の登録免許税法（以下「新法」という。）の規定は、昭和五十二年五月一日以後に受けた新法第二条に規定する登記等（以下「登記等」という。）につき課されるべき登録免許税について適用し、同日前に受けた登記等につき課された又は課されねばならぬ登録免許税については、なお従前の例による。</p> <p>規定期は、昭和五十二年五月一日以後に受けた新法第二条に規定する登記等（以下「登記等」という。）が同年四月三十日以前に当該登記等に係る新法第八条第一項に規定する登記官署等（以下「登記官署等」という。）に提出されたものに係る登録免許税の課税標準及び税率は、新法第九条の規定にかかわらず、改正前の登録免許税法第九条に規定する課税標準及び税率とする。</p> <p>新法第二十二条及び第二十三条第二項の規定は、この法律の施行の日の翌日以後に登記等に係る申請書が登記官署等に提出される場合における当該登記等に係る登録免許税について適用する。</p> <p>附則 (昭和五一年六月一〇日法律第七〇号) 抄</p> <p>(施行期日) この法律は、公布の日から施行する。ただし、第十九条に一項を加える改正規定、第二十六条第一項の改正規定、第二十九条の次に一条を加える改正規定及び第三十九条ただし書の改正規定並びに次条から附則第十五条までの規定は、昭和五十三年三月三十一日までの間において政令で定める日から施行する。</p> <p>附則 (昭和五一年一二月五日法律第八四号) 抄</p> <p>(施行期日) この法律は、協定の効力発生の日から施行する。</p> <p>附則 (昭和五三年六月二三日法律第八二号) 抄</p> <p>(施行期日) この法律は、昭和五十四年一月一日から施行する。</p> <p>附則 (昭和五三年六月二七日法律第八三号) 抄</p> <p>(施行期日等) この法律は、公布の日から施行し、第二条の規定による改正後の石炭及び石油対策特別会計法の規定は、昭和五十三年度の予算から適用する。</p> <p>附則 (昭和五三年七月三日法律第八五号) 抄</p> <p>(施行期日) この法律は、公布の日から起算して九月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。</p> <p>附則 (昭和五四年三月三〇日法律第五号) 抄</p> <p>(施行期日) この法律は、民事執行法（昭和五十四年法律第四号）の施行の日（昭和五十五年十月一日）から施行する。</p>
---	---

(経過措置)
2 この法律の施行前に申し立てられた民事執行、企業担保権の実行及び破産の事件については、
なお従前の例による。

3 前項の事件に関し執行官が受ける手数料及び支払又は償還を受ける費用の額については、同項
の規定にかかるらず、最高裁判所規則の定めるところによる。

附 則 (昭和五四年一二月二八日法律第七二二号) 抄

(施行期日等)

第一条 この法律は、昭和五十五年一月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当
該各号に定める日から施行する。

第一条の規定 (同条中昭和四十二年度以後における国家公務員共済組合等からの年金の額の
改定に関する法律第十一条第三項、第十二条の二第三項及び第十三条の三第四項の改正規定を
除く。) 第二条中国家公務員共済組合法第二十一条第一項第三号及び第八十八条の五第一項の
改正規定、同法第九十八条第二項を削る改正規定、同法第一百条第三項、第二百二条第三項、第二百
十一条第四項及び第九项並びに附則第三条の二の改正規定、同条を附則第三条の三とし、附則
第三条の次に一条を加える改正規定並びに同法附則第十四条の二を削り、附則第十四条の三を
附則第十四条の二とする改正規定、第三条中国家公務員共済組合法の長期給付に関する施行法
第十二条第二項、第四項、第六項及び第七項、第二十二条第二項、第三項及び第五項、第三十
一条第二項から第五項まで、第三十三条並びに第四十五条第二項、第六項及び第七項の改正規
定並びに同法別表の改正規定 (同表の備考四の改正規定を除く。) 第四条の規定並びに次項、
附則第八条、第九条、第十六条、第十八条、第十九条、第二十一条、第二十二条、第二十四条
及び第二十五条の規定 公布の日

附 則 (昭和五四年一二月二八日法律第七六号) 抄

(施行期日等)

第一条 この法律は、昭和五十五年一月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当
該各号に定める日から施行する。

第一条中昭和四十二年度以後における公共企業体職員等共済組合法に規定する共済組合が支
給する年金の額の改定に関する法律の改正規定 (同法第三条の九第一項及び第三条の十第一項
の改正規定を除く。) 第二条中公共企業体職員等共済組合法第四十九条の次に一条を加える改
正規定、同法第五十九条の三第一項各号の改正規定、同法第六十三条第二項を削る改正規定及
び同法附則第六条の二第一項から第八項までの改正規定並びに附則第七条、第十二条、第十五
条、第二十条、第二十二条及び第二十三条の規定 公布の日

附 則 (昭和五五年五月二〇日法律第五三号) 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から施行する。ただし、附則第十六条から第三十六条までの規定
は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

附 則 (昭和五五年五月三一日法律第七二号) 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から施行する。

附 則 (昭和五五年四月二五日法律第二八号) 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施
行する。

附 則 (昭和五六六年五月二二日法律第四八号) 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から施
行する。ただし、附則第二十一条から第五十五条までの規定
は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

附 則 (昭和五六六年六月一日法律第六一号) 抄
(施行期日)

第一条 この法律は、銀行法 (昭和五六六年法律第五十九号) の施行の日から施行する。

附 則 (昭和五六六年六月一日法律第六二号) 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施
行する。

附 則 (昭和五六六年六月二日法律第六四号) 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施
行する。

附 則 (昭和五六六年六月九日法律第七五号) 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施
行する。

附 則 (昭和五六六年六月九日法律第七五号) 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、商法等の一部を改正する法律の施行の日 (昭和五十七年十月一日) から施行す
る。ただし、第一条中非訟事件手続法第百二十二条ノ一第一項の改正規定、第二条中担保附社債
信託法第三十四条の改正規定、第三条、第四条及び第七条の規定、第八条中農業協同組合法第十
一条第七項の改正規定、第十一条中国有財産法第二条第一項第六号の改正規定 (「を含む」) の下
に、「新株引受権証券」を加える部分に限る。) 第十三条中中小企業等協同組合法第九条の八第
五項の改正規定、第二十四条中信用金庫法第五十三条第三項の改正規定、第二十六条中会社更生
法第二百五十七条第四項の改正規定、第三十一条中労働金庫法第五十八条第六項の改正規定、第
四十二条中商業登記法第八十二条の次に一条を加える改正規定及び同法第八十九条の改正規定並
びに第四十五条及び第四十八条の規定は、商法等の一部を改正する法律附則第一条ただし書の政
令で定める日から施行する。

附 則 (昭和五六六年六月一〇日法律第七六号) 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から施
行する。

附 則 (昭和五六六年六月一一日法律第八〇号) 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から施行する。

附 則 (昭和五六六年六月一八日法律第八八号) 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から施行する。

附 則 (昭和五六六年六月一八日法律第八八号) 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、昭和五十七年四月一日から施行する。

附 則 (昭和五六六年六月一八日法律第八八号) 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、昭和五十七年五月一日から施行する。

附 則 (昭和五六六年六月一八日法律第八八号) 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施
行する。

附 則 (昭和五六六年六月一八日法律第八八号) 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、昭和五九年四月一日から施行する。

附 則 (昭和五六六年六月一八日法律第八八号) 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、昭和五九年四月一日から施行する。

附 則 (昭和五六六年六月一九日法律第八九号) 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施
行する。

附 則 (昭和五六六年六月一九日法律第八九号) 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から施
行する。

(施行期日) 第一条 この法律は、公布の日から起算して六月を超える年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

附 則 (昭和六三年四月二一日法律第一八号) 抄

1 (施行期日) この法律は、公布の日から施行する。

附 則 (昭和六三年五月一七日法律第四四号) 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して三月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

(登録免許税法の一部改正に伴う経過措置)

第二条 施行日前に行われた旧法第十九条第一項第一号イ若しくはロ又は同項第二号に規定する事業の施行のため必要な土地又は建物に関する登記に係る登録免許税については、なお従前の例による。

2 新法附則第十九条第一項に規定する業務のうち旧法第十九条第一項第一号イ若しくはロ又は同項第二号の事業の施行のため必要な土地又は建物に関する登記についての前条の規定による改正後の登録免許税法第五条第六号の規定の適用については、同号中「規定する事業」とあるのは、「規定する事業、同法附則第十九条第一項に規定する業務のうち農用地開発公団法の一部を改正する法律(昭和六十三年法律第四十四号)による改正前の農用地開発公団法第十九条第一項第一号イ若しくはロ若しくは同項第二号(業務の範囲)に規定する事業」とする。

附 則 (昭和六三年五月二四日法律第六六号) 抄

(施行期日) 第一条 この法律は、公布の日から施行する。

附 則 (昭和六三年五月三一日法律第七一号) 抄

(施行期日) 第一条 この法律は、平成二年四月一日から施行する。

附 則 (昭和六三年五月三一日法律第七二号) 抄

(施行期日) 第一条 この法律は、平成二年四月一日から施行する。

附 則 (昭和六三年五月三一日法律第七七号) 抄

(施行期日) 第一条 この法律は、平成二年四月一日から施行する。

附 則 (昭和六三年五月三一日法律第七七号) 抄

(施行期日) 第一条 この法律は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

附 則 (平成元年六月二八日法律第三九号) 抄

(施行期日) 第一条 この法律は、平成二年一月一日から施行する。

附 則 (平成元年六月二八日法律第五二号) 抄

(施行期日) 第一条 この法律は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

附 則 (平成元年六月二八日法律第六一号) 抄

(施行期日) 第一条 この法律は、平成二年一月一日から施行する。

附 則 (平成元年六月二八日法律第六一号) 抄

(施行期日) 第一条 この法律は、公布の日から起算して三月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

附 則 (平成元年六月二八日法律第六一号) 抄

(施行期日) 第一条 この法律は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

附 則 (平成元年一二月一九日法律第八六号) 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

附 則 (平成元年一二月一九日法律第八六号) 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

附 則 (平成元年一二月二二日法律第九一号) 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

附 則 (平成元年一二月二二日法律第九二号) 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

附 則 (平成元年一二月二二日法律第六号) 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して三月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

附 則 (平成元年一二月二二日法律第六号) 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して三月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

附 則 (平成元年一二月二二日法律第六号) 抄

(施行期日)

から第百四十六条まで、第百四十七条第一項、第百四十八条、第百四十八条の二第一項、第百四十九条から第百五十条まで、第百五十三条並びに第百五十四条第一項の改正規定、第百五十五条の改正規定（五十万円）を「三百万円」に改める部分に限る。）、第百五十六条の改正規定（二十万円）を「百五十万円」に改める部分に限る。）、第百五十七条の改正規定（五万円）を「五十万円」に改める部分に限る。）、第百五十七条の二及び第百五十八条の二第一項、第百五十七条の二及び第百五十八条の改正規定、第百五十八条の改正規定（第二号に係る部分を除く。）、第百六十二条の改正規定並びに別表の改正規定並びに附則第四条から第十二条まで及び第十九条の規定

附 則（平成六年六月二九日法律第七七号）抄

（施行期日）

第一条 この法律は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

附 則（平成六年一一月九日法律第九五号）抄

（施行期日等）

第一条 この法律は、公布の日から施行する。

附 則（平成六年一一月一四日法律第一一六号）抄

（施行期日）

第一条 この法律は、平成七年七月一日から施行する。

附 則（平成七年四月二一日法律第七五号）抄

（施行期日）

第一条 この法律は、公布の日から起算して九月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

附 則（平成七年四月二一日法律第七六号）抄

（施行期日）

第一条 この法律は、平成八年四月一日から施行する。

附 則（平成七年五月八日法律第八四号）抄

（施行期日）

第一条 この法律は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

附 則（平成七年五月八日法律第八七号）抄

（施行期日）

第一条 この法律は、更生保護事業法の施行の日から施行する。

附 則（平成七年六月七日法律第一〇六号）抄

（施行期日）

第一条 この法律は、平成十年四月一日から施行する。

附 則（平成七年五月八日法律第八七号）抄

（施行期日）

第一条 この法律は、平成九年六月一日から施行する。

附 則（平成七年六月一六日法律第一〇九号）抄

（施行期日）

第一条 この法律は、公布の日から施行する。

附 則（平成八年六月一二日法律第六八号）抄

（施行期日）

第一条 この法律は、平成九年四月一日から施行する。

附 則（平成八年六月一四日法律第八二号）抄

（施行期日）

第一条 この法律は、平成九年四月一日から施行する。

附 則（平成八年六月一九日法律第八八号）抄

（施行期日）

（施行期日）

第一条 この法律は、平成九年四月一日から施行する。

附 則（平成九年五月九日法律第四八号）抄

（施行期日）

第一条 この法律は、平成十年一月一日から施行する。

（その他経過措置の政令への委任）

第七十五条 この附則に規定するものほか、この法律の施行に伴い必要な経過措置は、政令で定める。

附 則（平成九年五月二一日法律第五六号）抄

（施行期日）

第一条 この法律は、平成九年六月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 目次の改正規定、第百七十五条の改正規定、第二編第四章第三節ノ二の次に一節を加える改正規定及び第四百十四条の改正規定並びに附則第六条及び第七条の規定 平成九年十月一日

附 則（平成九年五月二三日法律第五九号）抄

（施行期日）

第一条 この法律は、平成十年四月一日から施行する。

附 則（平成九年六月四日法律第六八号）抄

（施行期日）

第一条 この法律は、平成十年四月一日から施行する。

附 則（平成九年六月二〇日法律第一〇二号）抄

（施行期日）

第一条 この法律は、平成九年六月一三日法律第八三号の施行の日から施行する。

附 則（平成九年六月二〇日法律第一〇二号）抄

（施行期日）

第一条 この法律は、公布の日から施行する。ただし、附則第十五条から第三十七までの規定は、公布の日から起算して九月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

附 則（平成九年六月二〇日法律第一〇二号）抄

（施行期日）

第一条 この法律は、金融監督庁設置法（平成九年法律第一百一号）の施行の日から施行する。（政令への委任）

附 則（平成九年一二月一七日法律第一一二四号）抄

（施行期日）

第一条 この法律は、介護保険法の施行の日から施行する。

附 則（平成九年一二月一九日法律第一三一号）抄

（施行期日）

第一条 この法律は、平成十年四月一日から施行する。

附 則（平成九年一二月一九日法律第一三一号）抄

（施行期日）

第一条 この法律は、介護保険法の施行の日から施行する。

附 則（平成九年一二月一九日法律第一三一号）抄

（施行期日）

第一条 この法律は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

附 則（平成一〇年四月二二日法律第四二号）抄

（施行期日）

第一条 この法律は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

附 則（平成一〇年五月二九日法律第八三号）抄

（施行期日）

(施行期日)
第一条 この法律は、公布の日から施行する。

第一条 この法律は、平成十二年十月一日から施行する。

附則 (平成二年五月一四日法律第四一号) 抄

第一条 この法律は、平成十二年一月一日から施行する。ただし、附則第十五条から第三十四条までの規定各号に定める日から施行する。

一 略

二 第五条の規定並びに附則第六条、第十六条及び第十七条の規定

(施行期日)
第一条 この法律は、平成十二年五月一日から施行する。

ドリッド協定の千九百八十九年六月二十七日にマドリッドで採択された議定書が日本国について効力を生ずる日

附則 (平成二年五月二一日法律第四八号) 抄

(施行期日)
第一条 この法律は、平成十二年五月一日から施行する。

附則 (平成二年五月二一日法律第五六号) 抄

(施行期日)
第一条 この法律は、平成十二年五月一日から施行する。

附則 (平成二年五月二八日法律第四九号) 抄

(施行期日)
第一条 この法律は、平成十二年五月一日から施行する。

附則 (平成二年五月二八日法律第七〇号) 抄

(施行期日)
第一条 この法律は、平成十二年五月一日から施行する。

附則 (平成二年六月一一日法律第七〇号) 抄

(施行期日)
第一条 この法律は、平成十二年五月一日から施行する。

附則 (平成二年六月一六日法律第七六号) 抄

第一条 この法律は、公布の日から施行する。ただし、附則第十七条から第七十二条までの規定は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

附則 (平成二年七月一六日法律第八七号) 抄

(施行期日)
第一条 この法律は、平成十二年七月一日から施行する。

附則 (平成二年七月一六日法律第一〇四号) 抄

(施行期日)
第一条 この法律は、内閣法の一部を改正する法律(平成十一年法律第八十八号)の施行の日から施行する。

附則 (平成二年七月一六日法律第一〇四号) 抄

第一条 この法律は、内閣法の一部を改正する法律(平成十一年法律第八十八号)の施行の日から施行する。

第一条 この法律は、新地方自治法第二条第九項第一号に規定する第一号法定受託事務については、できる限り新たに設けることのないようにするとともに、新地方自治法別表第一に掲げるもの及び新地方自治法に基づく政令に示すものについては、地方分権を推進する観点から検討を加え、適宜、適切な見直しを行うものとする。

第二百五十五条 政府は、地方公共団体が事務及び事業を自主的かつ自立的に執行できるよう、国と地方公共団体との役割分担に応じた地方税財源の充実確保の方途について、経済情勢の推移等を勘案しつつ検討し、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

附則 (平成二年七月一六日法律第一〇四号) 抄

(施行期日)
第一条 この法律は、内閣法の一部を改正する法律(平成十一年法律第八十八号)の施行の日から施行する。

附則 (平成二年七月一六日法律第一〇四号) 抄

<p>第一条 この法律は、平成十四年四月一日から施行する。</p> <p>附 則 (平成二年四月二六日法律第四九号) 抄</p> <p>(施行期日)</p> <p>第一条 この法律は、平成十三年一月六日から施行する。</p> <p>附 則 (平成二年五月一七日法律第六七号) 抄</p> <p>(施行期日)</p> <p>第一条 この法律は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。</p> <p>附 則 (平成二年五月三一日本法律第九六号) 抄</p> <p>(施行期日)</p> <p>第一条 この法律は、平成十四年三月三十一日から施行する。</p> <p>附 則 (平成二年五月三一日本法律第九七号) 抄</p> <p>(施行期日)</p> <p>第一条 この法律（附則第一条各号に掲げる規定にあつては、当該規定）の施行前に改正前のそれぞれの法律の規定によつてした処分、手續その他の行為であつて、改正後のそれぞれの法律の規定に相当の規定があるものは、この附則に別段の定めがあるものを除き、改正後のそれぞれの法律の相当の規定によつてしたものとみなす。（その他の経過措置の政令への委任）</p> <p>第五十一条 この法律（附則第二条から第十二条まで及び前条に定めるものほか、この法律の施行に際し必要な経過措置は、政令で定める。</p> <p>附 則 (平成二年五月三一日本法律第九七号) 抄</p> <p>(施行期日)</p> <p>第一条 この法律は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日（以下「施行日」という。）から施行する。</p> <p>附 則 (平成二年五月三一日本法律第九七号) 抄</p> <p>(施行期日)</p> <p>第一条 この法律（附則第一条ただし書の規定にあつては、当該規定）の施行前に改正前のそれぞれの法律（これに基づく命令を含む。以下この条において同じ。）の規定によつてした処分、手續その他の行為であつて、改正後のそれぞれの法律の規定に相当の規定があるものは、この附則に別段の定めがあるものを除き、改正後のそれぞれの法律の相当の規定によつてしたものとみなす。（その他の経過措置の政令への委任）</p> <p>第六十七条 この附則に規定するもののはか、この法律の施行に関し必要な経過措置は、政令で定める。</p> <p>附 則 (平成二年六月七日法律第一一一号) 抄</p> <p>(施行期日)</p> <p>第一条 この法律は、公布の日から施行する。</p> <p>附 則 (平成二年六月七日法律第一一七号) 抄</p> <p>(施行期日)</p> <p>第一条 この法律は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。</p> <p>一 略</p> <p>二 第三条 第四条、第五章（第三十九条並びに第五十六条第一項第三号及び第四号並びに第二項第一号を除く。）第六章、第八十九条第六号、第九十条第四号及び第五号並びに第九十一条から第九十四条まで並びに附則第六条から第八条まで、第十一条及び第十三条から第十五条までの規定</p> <p>公布の日から起算して三月を超えない範囲内において政令で定める日</p>	<p>附 則 (平成二年一月二九日法律第一三一号) 抄</p> <p>(施行期日)</p> <p>第一条 この法律は、平成十三年十月一日から施行する。</p> <p>附 則 (平成二年一月八日法律第一四九号) 抄</p> <p>(施行期日)</p> <p>第一条 この法律は、公布の日から起算して九月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。</p> <p>附 則 (平成二年三月三〇日法律第六号) 抄</p> <p>(施行期日)</p> <p>第一条 この法律は、平成十三年三月三十一日から施行する。ただし、次に掲げる規定は、同年四月一日から施行する。</p> <p>一及び二 略</p> <p>三 第四条から第十条までの規定並びに附則第十九条、第二十条、第二十六条、第二十七条及び第二十八条（会社更生法（昭和二十七年法律第百七十二号）第二百六十九条第三項に係る部分を除く。）の規定</p> <p>附 則 (平成二年六月六日法律第三九号) 抄</p> <p>(施行期日)</p> <p>第一条 この法律は、平成十四年一月一日から施行する。</p> <p>附 則 (平成二年六月八日法律第四二号) 抄</p> <p>(施行期日)</p> <p>第一条 この法律は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日（以下「施行日」という。）から施行する。</p> <p>附 則 (平成二年六月一五日法律第四九号) 抄</p> <p>(施行期日)</p> <p>第一条 この法律は、平成十四年四月一日から施行する。</p> <p>附 則 (平成二年六月一五日法律第五〇号) 抄</p> <p>(施行期日)</p> <p>第一条 この法律は、平成十四年四月一日から施行する。</p> <p>附 則 (平成二年六月一九日法律第八五号) 抄</p> <p>(施行期日)</p> <p>第一条 この法律は、公布の日から起算して九月を超えない範囲内において政令で定める日（以下「施行日」という。）から施行する。</p> <p>附 則 (平成二年六月一九日法律第八五号) 抄</p> <p>(施行期日)</p> <p>第一条 この法律は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。</p> <p>附 則 (平成二年六月一九日法律第八七号) 抄</p> <p>(施行期日)</p> <p>第一条 この法律は、公布の日から起算して一月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。</p>
--	--

いて「新登録免許税法」という。第二十四条の二の規定の適用については、同条第一項中「第二十一条から前条までに定める方法によるほか、財務省令で定める方法により国に納付することができる」とあるのは、「第二十一条から前条までに定める方法により国に納付しなければならない」とし、新登録免許税法第二十六条第四項並びに第三十一条第六項及び第七項の規定は、適用しない。(その他の経過措置の政令への委任)

第五条 前三条に定めるもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置は、政令で定める。

附 则 (平成一四年一二月一三日法律第一五七号) 抄

(施行期日) 第一条 この法律は、平成十五年十月一日から施行する。

附 则 (平成一五年三月三一日法律第八号) 抄

(施行期日) 第一条 この法律は、平成十五年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一から三まで 略

四 次に掲げる規定 平成十五年十月一日

イから二まで 略

ホ 第五条中登録免許税法第五条第六号の改正規定、同法別表第二の改正規定(雇用・能力開発機構の項を削る部分、帝都高速度交通営団の項を削る部分、「として」を「のうち」に改める部分及び労働福祉事業団の項を削る部分を除く。)及び同法別表第三の改正規定(十九の項を改める部分及び二十三の項の次に一項を加える部分を除く。)並びに附則第二十四条第二項の規定

五及び六 略

七 次に掲げる規定 平成十六年三月一日

イ及びロ 略

ハ 第五条中登録免許税法別表第二の改正規定(雇用・能力開発機構の項を削る部分に限る。)

八 次に掲げる規定 平成十六年四月一日

イ及びロ 略

ハ 第五条中登録免許税法別表第二の改正規定(帝都高速度交通営団の項を削る部分及び労働

福祉事業団の項を削る部分に限る。)

九 次に掲げる規定 中小企業総合事業団法及び機械類信用保険法の廃止等に関する法律(平成

十四年法律第百四十六号)の施行の日

イ及びロ 略

ハ 第五条中登録免許税法別表第三の改正規定(十九の項を改める部分に限る。)

(登録免許税法の一部改正に伴う経過措置)

二 独立行政法人緑資源機構法(平成十四年法律第百三十号)附則第八条第一項に規定する業務のうち旧農用地整備公団法(昭和四十九年法律第四十三号)第十九条第一項第一号又は第二号に規定する事業の施行のため必要な土地又は建物に関する登記についての新登録免許税法第五条第六号の規定の適用については、同号中「事業又は」とあるのは、「事業、同法附則第八条第一項(業務の特例)に規定する業務のうち旧農用地整備公団法(昭和四十九年法律第四十三号)第十九条第一項第一号、第二号又は第四号(業務の範囲)に規定する事業又は」とする。

3 新登録免許税法第十七条の規定は、施行日以後に新登録免許税法別表第一第一号(九)イからホまでに掲げる仮登記を受けた者が、同号に掲げる仮登記を受ける不動産について、当該仮登記に基づき施行日前に受けた所有権の移転の登記に係る登録免許税につい

ては、なお従前の例による。

4 施行日前に旧登録免許税法別表第一第一号(九)イに掲げる仮登記を受けた者が、同号に規定する不動産について、当該仮登記に基づき施行日以後に所有権の移転の登記を受ける場合における新登録免許税法第十七条の規定については、同条中「千分の二」とあり、及び「千分の一」とあるのは、「千分の四」とする。

5 施行日前に旧登録免許税法別表第一第一号(九)ロに掲げる仮登記を受けた者が、同号に掲げる不動産について、当該仮登記に基づき施行日以後に所有権の保存の登記、地上権、永小作権、賃借権若しくは採石権の設定、転貸若しくは移転の登記、信託の登記又は相続財産の分離の登記を受ける場合における登録免許税については、新登録免許税法第十七条の規定は、適用しない。

6 新登録免許税法第十七条の二の規定は、施行日以後に事業協同組合、企業組合若しくは協同組合又は農事組合法人が受ける組織変更による株式会社又は有限会社の設立の登記に係る登録免許税については、なお従前の例による。

7 新登録免許税法別表第一第一号の規定は、施行日以後に受ける登記に係る登録免許税について適用し、施行日前に受けた登記に係る登録免許税については、なお従前の例による。

(政令への委任)

第一百三十六条 附則第二条から前条までに定めるもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置は、政令で定める。

附 则 (平成一五年五月一六日法律第四三号) 抄

(施行期日) 第一条 この法律は、平成十五年十月一日(以下「施行日」という。)から施行する。

附 则 (平成一五年五月三〇日法律第五四号) 抄

(施行期日) 第一条 この法律は、平成十六年四月一日から施行する。

附 则 (平成一五年五月三〇日法律第五一号) 抄

(施行期日) 第一条 この法律は、平成十五年十月一日(以下「施行日」という。)から施行する。

附 则 (平成一五年六月六日法律第六七号) 抄

(施行期日) 第一条 この法律は、平成十六年四月一日から施行する。

附 则 (平成一五年六月六日法律第六七号) 抄

(施行期日) 第一条 この法律は、平成十六年四月一日から施行する。

附 则 (平成一五年六月六日法律第六七号) 抄

(施行期日) 第一条 この法律は、平成十六年四月一日から施行する。ただし、附則第二十八条の規定は公布の日から、第二条、次条、附則第三条、附則第五条、附則第六条、附則第八条から第十条まで、附則第三十条、附則第三十二条、附則第三十六条から第四十五条まで、附則第四十七条、附則第五十条、附則第五十二条及び附則第五十三条(金融庁設置法(平成十年法律第百三十号)第四条第十八号の改正規定に限る。)の規定は平成十八年一月一日から施行する。

(登録免許税法の一部改正に伴う経過措置)

第四十三条 第二条の規定の施行の日以後に附則第二条の規定によりなおその効力を有することとされる第二条の規定による改正前の公認会計士法第十七条の規定による会計士補の登録を受ける者については、前条の規定による改正前の登録免許税法別表第一第二十三号(四)の規定は、な

附 則（平成一五年八月一日法律第一三六号）抄
（施行期日）

おその効力を有する。この場合において、同号（四）中「公認会計士法（昭和二十三年法律第百三号）第十七条第一項」とあるのは、「公認会計士法の一部を改正する法律（平成十五年法律第六十七号）附則第二条の規定によりなおその効力を有することとされる同法第二条の規定による改正前の公認会計士法（昭和二十三年法律第百三号）第十七条」とする。

（政令への委任）
第五十五条 附則第二条から第三十条まで、附則第三十三条、附則第三十八条、附則第四十条、附則第四十三条、附則第四十五条及び前条に定めるもののほか、この法律の施行に関する必要な経過措置は、政令で定める。

附 則（平成一五年六月一八日法律第九三号）抄

（施行期日）

第一条 この法律は、平成十五年十二月一日から施行する。

附 則（平成一五年六月一八日法律第九四号）抄

（施行期日）

第一条 この法律は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、附則第十二条、第十五条から第十八条まで及び第二十一条から第二十三条までの規定は、平成十六年四月一日から施行する。

附 則（平成一五年六月二〇日法律第一〇〇号）抄

（施行期日）

第一条 この法律は、平成十六年七月一日から施行する。

附 則（平成一五年七月一六日法律第一一七号）抄

（施行期日）

第一条 この法律は、平成十六年四月一日から施行する。

附 則（平成一五年七月一六日法律第一一九号）抄

（施行期日）

第一条 この法律は、地方独立行政法人法（平成十五年法律第百十八号）の施行の日から施行する。

附 則（平成一五年七月一八日法律第一一四号）抄

（施行期日）

第一条 この法律は、公布の日から施行する。ただし、附則第二十条から第三十四条までの規定は、平成十六年四月一日から施行する。

附 則（平成一五年七月二四日法律第一一五号）抄

（施行期日）

第一条 この法律は、この附則に規定するもののほか、この法律の施行に伴い必要な経過措置は、政令で定める。

附 則（平成一五年七月一八日法律第一一四号）抄

（施行期日）

第一条 この法律は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

附 則（平成一五年七月一八日法律第一一四号）抄

（施行期日）

第一条 この法律は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

第一 条 この法律は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。
（登録免許税法の一部改正に伴う経過措置）
第十五条 前条の規定による改正後の登録免許税法別表第一第二十四号の二の規定は、施行日以後にされる新貸金業規制法第三条第一項の内閣総理大臣がする貸金業者の登録（施行日前二月に当たる日前にされた旧貸金業規制法第三条第一項の内閣総理大臣がする貸金業者の登録の申請に係るものをお除く。）について適用し、施行日前にされた旧貸金業規制法第三条第一項の内閣総理大臣がする貸金業者の登録及び施行日以後にされる新貸金業規制法第三条第一項の内閣総理大臣がする貸金業者の登録で施行日前にされた旧貸金業規制法第三条第一項の内閣総理大臣がする貸金業者の登録の申請（施行日前二月以内にされたものを除く。）に係るものについては、なお從前

の例による。
附 則（平成一六年三月三一日法律第一一一号）抄
（施行期日）
第一条 この法律は、平成十六年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。
一 略
二 第一条中題名の次に目次及び章名を付する改正規定、奄美群島振興開発特別措置法第一条の次に章名を付する改正規定、同法第七条の前に章名を付する改正規定、同法第八条の次に章名及び節名を付する改正規定、同法第九条及び第十条の改正規定、同法第十条の二から第十条の六までを削る改正規定、同法第十二条を改め、同条を同法第二十八条とし、同法第十条の次に三条、三節及び章名を加える改正規定（第二十三条に係る部分を除く。）、同法本則に一章を加える改正規定、同法附則第二項の改正規定並びに同法附則に二項を加える改正規定並びに附則第七条から第十条まで、第十二条から第十八条まで及び第二十三条の規定 平成十六年十月一日

附 則（平成一六年三月三一日法律第一一四号）抄
（施行期日）
第一条 この法律は、平成十六年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。
一から四まで 略
五 次に掲げる規定 信託業法（平成十六年法律第百五十四号）の施行の日
イ及びロ 略
ハ 第三条中登録免許税法別表第一の改正規定（同表第三十八号中「の登録等」を「の登録又は認定」に改める部分を除く。）並びに附則第十六条第二項及び第三項の規定
（登録免許税法の一部改正に伴う経過措置）
第十六条 第三条の規定による改正後の登録免許税法（次項において「新登録免許税法」という。）第五条第七号の規定は、施行日以後に受けた登記に係る登録免許税について適用する。
新登録免許税法別表第一第二十四号の二の規定は、附則第一条第五号に定める日以後に受けた同表第二十四号の二に規定する免許又は登録について適用し、同日前に受けた第三条の規定による改正前の登録免許税法（次項において「旧登録免許税法」という。）別表第一第二十四号（七）に規定する免許に係る登録免許税については、なお從前の例による。
附則第一条第五号に定める日に受けた旧登録免許税法別表第一第三十二号の二に規定する許可に係る登録免許税については、なお從前の例による。

（他の経過措置の政令への委任）
第八十二条 この附則に規定するもののほか、この法律の施行に関する必要な経過措置は、政令で定める。

- 五 第四条中登録免許税法別表第一第四十六号の次に次のように加える改正規定（同表第四十六号の四に係る部分に限る。）平成十八年三月一日

六 次に掲げる規定 平成十八年四月一日

イ 第四条中登録免許税法別表第一第八号の次に次のように加える改正規定（同表第八号の二（一）に掲げる登記に係る部分及び同号（三）及び（四）に掲げる登記に係る部分のうち（二）に掲げる登記に係る部分を除く。）並びに附則第八十一条の規定及び附則第八十一条中債権譲渡の対抗要件に関する民法の特例等に関する法律の一部を改正する法律（平成十六年法律第百四十八号）附則第二条第三項の改正規定

七 略

八 次に掲げる規定 債権譲渡の対抗要件に関する民法の特例等に関する法律の一部を改正する法律の施行の日

イ 第四条中登録免許税法別表第一第八号の次に次のように加える改正規定（同表第八号の二（一）に掲げる登記に係る部分及び同号（三）及び（四）に掲げる登記に係る部分のうち（二）に掲げる登記に係る部分に限る。）

九 第四条中登録免許税法別表第一第二十九号の二の次に次のように加える改正規定 放射性同位元素等による放射線障害の防止に関する法律の一部を改正する法律（平成十六年法律第六十号）の施行の日

十 第四条中登録免許税法別表第一第二十九号の四の次に次のように加える改正規定（同表第二十九号の十に係る部分に限る。）薬事法及び採血及び供血あつせん業取締法の一部を改正する法律（平成十四年法律第九十六号）の施行の日

十一 第四条中登録免許税法別表第一第三十一号の改正規定及び同号の次に次のように加える改正規定 商品取引所法の一部を改正する法律（平成十六年法律第四十三号）の施行の日

十二 第四条中登録免許税法別表第一第三十三号の二の改正規定（同号（二）に掲げる揮発油等の品質の確保等に関する法律（昭和五十一年法律第八十八号）第十七条の十二第一項において準用する同法第十七条の三第二項の登録に係る部分及び同法第十七条の十二第二項又は第三項において準用する同法第十七条の四第三項の登録に係る部分に限る。）海洋汚染及び海上災害の防止に関する法律等の一部を改正する法律（平成十六年法律第三十六号）の施行の日

十三 第四条中登録免許税法別表第一第三十四号の三の次に次のように加える改正規定（同表第三十四号の七に係る部分に限る。）公益法人に係る改革を推進するための経済産業省関係法律の整備に関する法律（平成十五年法律第七十六号）附則第一条第三号に定める日

十四 刪除

十五 第四条中登録免許税法別表第一第四十一号の二の次に次のように加える改正規定 自動車関係手続における電子情報処理組織の活用のための道路運送車両法等の一部を改正する法律（平成十六年法律第五十五号）附則第一条ただし書に規定する日

十六 第四条中登録免許税法別表第一第四十三号の改正規定 旅行業法の一部を改正する法律（平成十六年法律第七十一号）の施行の日

十七 第四条中登録免許税法別表第一第四十七号の二及び第四十八号の改正規定（同号（二）に掲げる登録に係る部分に限る。）電波法及び有線電気通信法の一部を改正する法律（平成十六年法律第四十七号）附則第一条第三号に定める日

十八 第四条中登録免許税法別表第一に次のように加える改正規定（同表第五十四号に係る部分に限る。）警備業法の一部を改正する法律（平成十六年法律第五十号）の施行の日（登録免許税法の一部改正に伴う経過措置）

第十四条 この附則に別段の定めがあるものを除き、第四条の規定による改正後の登録免許税法（以下この条において「新登録免許税法」という。）の規定は、施行日以後に受ける登記又は登録に係る登録免許税について適用し、施行日前に受けた登記又は登録に係る登録免許税については、なお從前の例による。

2 新登録免許税法別表第一第二十九号の三、第二十九号の五から第二十九号の十三まで、第三十号の二、第三十号の三、第三十一号の二（三）、第三十三号の二（二）、第三十三号の三、第三十

四号（三）若しくは（四）、第三十四号の三（一）若しくは（三）、第三十四号の四、第三十四号の五、第三十四号の六（二）若しくは（三）、第三十四号の八、第三十四号の九、第四十号の三、第四十号の四、第四十号の六、第四十一号（三）、第四十三号（三）、第四十三号の二（二）、第四十四号（二）若しくは（三）、第四十五号（一）、第四十五号の三（一）若しくは（三）、第四十六号（二）、第四十六号の二、第四十七号の二（二）、第四十八号（三）から（六）まで、第四十八号の四又は第五十一号から第五十三号までに掲げる登録（第八項の規定により読み替えて適用される同表第四十号の五に掲げる登録を含む。）の申請書を施行日前に当該登録の事務をつかさどる官署又は団体に提出した者が施行日以後に当該申請書に係る登録を受ける場合によ、新登

3 公益法人に係る改革を推進するための厚生労働省関係法律の整備に関する法律(平成十五年法律第二百二号)。以下この項及び第五項において「厚生労働省関係法律整備法」という。)附則第五条第二項の規定により厚生労働省関係法律整備法第四条の規定による改正後の労働安全衛生法(昭和四十七年法律第五十七号)第十四条、第三十八条第一項、第四十一条第二項、第四十四条第一項、第四十四条の二第一項、第六十一条第一項又は第七十五条第三項の規定による登録を受けているものとみなされている者が厚生労働省関係法律整備法の施行の日以後最初に受けるこれらの規定による登録(施行日以後に受けるものに限る。)は、それぞれ新登録免許税法別表第一第二十九号の十二に掲げる登録とみなして、新登録免許税法の規定を適用する。

七号の二(一)、第四十八号(三)から(五)まで又は第四十八号の四に掲げる登録の申請書を施行日前に当該登録の事務をつかさどる官署又は団体に提出した者が施行日以後に当該申請書に係る登録を受ける場合において、当該申請書の提出に際し当該登録に係る手数料の納付をしていふときは、当該納付をした手数料の額は、新登録免許税法の規定により納付すべき登録免許税の額の全部又は一部として内付したものとみなして、新登録免許税の見定を適用する。

5
客の全部又は一部として納付したるものとみなして、新登録免許税法の規定を適用する。
厚生労働省関係法律整備法附則第六条第二項の規定により厚生労働省関係法律整備法第五条の規定による改正後の作業環境測定法（昭和五十年法律第二十八号）第五条又は第四十四条第一項の規定による登録を受けているものとみなされている者が厚生労働省関係法律整備法の施行の日以後最初に受けたこれらの規定による登録（施行日以後に受けるものに限る。）は、それぞれ新登録免許税法別表第一第二十九号の十三（一）に掲げる登録とみなして、新登録免許税法の規定を適用する。

6 施行日から平成十八年三月三十日までの間に受けた新登録免許税別表第三十号の二に掲げる登録に係る同号の規定の適用については、同号(一)及び(二)中「十五万円」とあるのは「三万円」と、同号(三)中「三万円」とあるのは「二万円」とする。

一月一日前に当該登録の事務をつかさどる官署又は団体に提出した者が旅行日から平成十七年六月三十日までの間に当該申請書に係る登録を受ける場合には、当該登録については、登録免許税を課さない。

8
旅行日から附則第一条第十二号に定める日の前日までの間に受けた新規鉛券証記別表第一四十号の五に掲げる登録に係る同号の規定の適用については、同号（一）中「海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律」とあるのは「海洋汚染及び海上災害の防止に関する法律」と、同号（二）中「海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律第十九条の十五第一項」とあるのは「海

洋汚染及び海上災害の防止に関する法律等の一部を改正する法律（平成十六年法律第三十六号。）において「海洋汚染防止法等改正法」という。附則第六条第一項」と、同号（三）中「海

する法律第十七条の十五第一項」と、「の登録」とあるのは「又は海洋汚染防止法等改正法附則第十二条第二項（登録検定機関の登録）の登録」と、同号（五）中「海洋汚染等及び海上災

害の防止に関する法律第四十三条の九第一項」とあるのは「海洋汚染及び海上災害の防止に関する法律第四十三条の六第一項」とする。

9

附則第一条第十二号に定める日から海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律の一部を改正する法律(平成十六年法律第四十八号)の施行の日の前日までの間に受けた新登録免許税法別表

第一百三十一号(八)に掲げる登録に係る同号(八)の規定の適用については、同号(八)中「第四十三条の九第一項」とあるのは、「第四十三条の六第一項」とする。

10

公益法人に係る改革を推進するための国土交通省関係法律の整備に関する法律(平成十五年法律第九十六号)附則第七条第二項の規定により同法第六条の規定による改正後の気象業務法(昭和二十七年法律第一百六十五号)第九条の登録を受けているものとみなされている者が公益法人に

係る改革を推進するための国土交通省関係法律の整備に関する法律の施行の日以後最初に受ける同条の登録(施行日以後に受けるものに限る)は、新登録免許税法別表第一第四十三号の二(二)に掲げる登録とみなして、新登録免許税法の規定を適用する。

(その他の経過措置の政令への委任)

第八十九条 この附則に規定するもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置は、政令で定める。

附 則 (平成一七年四月一三日法律第二十九号) 抄

(施行期日)
第一条 この法律は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

附 則 (平成一七年五月二日法律第三十九号) 抄

(施行期日)
第一条 この法律は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

附 則 (平成一七年五月六日法律第四〇号) 抄

(施行期日)
第一条 この法律は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

附 則 (平成一七年五月六日法律第四一號) 抄

(施行期日)
第一条 この法律は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

附 則 (平成一七年五月二〇日法律第四五号) 抄

(施行期日)
第一条 この法律は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

附 則 (平成一七年五月二〇日法律第四六号) 抄

(施行期日)
第一条 この法律は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

附 則 (平成一七年五月二〇日法律第四七号) 抄

(施行期日)
第一条 この法律は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

附 則 (平成一七年五月二〇日法律第四八号) 抄

(施行期日)
第一条 この法律は、平成十七年十一月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

附 則 (平成一七年五月二〇日法律第四九号) 抄

(施行期日)
第一条 この法律は、平成十七年五月二〇日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

附 則 (平成一七年五月二〇日法律第五〇号) 抄

(施行期日)
第一条 この法律は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

附 則 (平成一七年五月二〇日法律第五一号) 抄

(施行期日)
第一条 この法律は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

<p>附 則 (平成一七年五月二五日法律第五〇号) 抄</p> <p>(施行期日) 第一条 この法律は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、附則第三十三条の規定、附則第三十八条中國際受取者移送法第二十一条の改正規定(「犯罪者予防更生法」を「並びに犯罪者予防更生法」に改め、「並びに構造改革特別区域法(平成十四年法律第一百八十九号)第十一条及び第十二条の二」を削る部分に限る)及び附則第三十九条の規定は、構造改革特別区域法の一部を改正する法律(平成十七年法律第五十七号)の施行の日又はこの法律の施行の日のいずれか遅い日から施行する。</p>
<p>附 則 (平成一七年六月一七日法律第五七号) 抄</p> <p>(施行期日) 第一条 この法律は、平成十七年十月一日から施行する。</p>
<p>附 則 (平成一七年六月一七日法律第六二号) 抄</p> <p>(施行期日) 第一条 この法律は、公布の日から起算して九月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。</p>
<p>附 則 (平成一七年六月二二日法律第六七号) 抄</p> <p>(施行期日) 第一条 この法律は、平成十八年三月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。</p>
<p>附 則 (平成一七年七月六日法律第八二号) 抄</p> <p>(施行期日) 第一条 附則第二十条の規定 公布の日 (政令への委任) 第一条 この法律は、平成十八年三月一日から施行する。</p>
<p>附 則 (平成一七年七月二九日法律第七四号) 抄</p> <p>(施行期日) 第一条 附則第二条から第十六条まで及び前条に定めるもののほか、この法律の施行に関して必要な経過措置は、政令で定める。</p>
<p>附 則 (平成一七年七月六月二九日法律第七四号) 抄</p> <p>(施行期日) 第一条 附則第二条から第十六条まで及び前条に定めるもののほか、この法律の施行に関して必要な経過措置は、政令で定める。</p>
<p>附 則 (平成一七年七月六日法律第八二号) 抄</p> <p>(施行期日) 第一条 附則第二条から第十六条まで及び前条に定めるもののほか、この法律の施行に関して必要な経過措置は、政令で定める。</p>
<p>附 則 (平成一七年七月二二日法律第八五号) 抄</p> <p>(施行期日) 第一条 附則第二条から第十六条まで及び前条に定めるもののほか、この法律の施行に関して必要な経過措置は、政令で定める。</p>
<p>附 則 (平成一七年七月二二日法律第八五号) 抄</p> <p>(施行期日) 第一条 附則第二条から第十六条まで及び前条に定めるもののほか、この法律の施行に関して必要な経過措置は、政令で定める。</p>
<p>附 則 (平成一七年七月二六日法律第八七号) 抄</p> <p>(施行期日) 第一条 附則第二条から第十六条まで及び前条に定めるもののほか、この法律の施行に関して必要な経過措置は、政令で定める。</p>
<p>附 則 (平成一七年七月二六日法律第八七号) 抄</p> <p>(施行期日) 第一条 附則第二条から第十六条まで及び前条に定めるもののほか、この法律の施行に関して必要な経過措置は、政令で定める。</p>
<p>附 則 (平成一七年一〇月二一日法律第一〇二号) 抄</p> <p>(施行期日) 第一条 附則第二条から第十六条まで及び前条に定めるもののほか、この法律の施行に関して必要な経過措置は、政令で定める。</p>
<p>附 則 (平成一八年二月一〇日法律第五号) 抄</p> <p>(施行期日) 第一条 附則第二条から第十六条まで及び前条に定めるもののほか、この法律の施行に関して必要な経過措置は、政令で定める。</p>

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して八月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

二 第四条及び附則第三条の規定 公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日

附 則 (平成一八年三月三一日法律第一〇号) 抄

(施行期日) この法律は、平成十八年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

七 第五条中登録免許税法第三十二条の次に二条を加える改正規定 (第三十三条に係る部分に限る) 就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律 (平成十八年法律第七十七号) の施行の日

(登録免許税法の一部改正に伴う経過措置)

第六十一条 この附則に別段の定めがあるものを除き、第五条の規定による改正後の登録免許税法 (以下この条において「新登録免許税法」という。) の規定は、施行日以後に受ける登記、登録、特許、免許、許可、認可、認定、指定及び技能証明 (以下この条において「登記等」という。) に係る登録免許税について適用し、施行日前に受けた登記等に係る登録免許税については、なお従前の例による。

2 新登録免許税法別表第一第三十二号 (二)、(二十二)、(二十三)、(二十六)、(二十八)、(三十)
十) フ、(三十三) 若しくは (三十五)、第三十三号、第三十五号 (九) から (十二) まで、第三十七号 (四) から (六) まで、第三十九号、第四十号 (三) 若しくは (五)、第四十一号 (三) 若しくは (六)、第四十二号 (四)、第四十三号 (二)、第四十四号、第四十五号、第四十七号、第五十一号 (一) (同号 (二) に規定する変更登録に係る部分に限る)、第五十七号、第五十三号、第五十八号、第六号、第五十六号 (同号に規定する変更登録に係る部分に限る)、第五十七号、第五十八号、第六十五号 (二)、第六十六号 (四)、第六十七号、第七十号 (一) 若しくは (二)、第七十四号、第六十五号、第七十七号 (二) から (五) まで、第八十一号、第八十三号 (一)、第八十八号、第七十五号、第七十七号 (二) から (五) まで、第八十九号、第九十号、第九十四号 (五)、第九十六号 (三)、第一百号 (一) から (三) まで、第一百二号、第一百四号 (二) イ若しくはロ (二) 若しくは (三)、第一百五号、第一百七号から第一百十号まで、第一百十四号 (二)、第一百十七号から第一百十九号まで、第一百二十号 (四)、第一百二十一号から第一百二十三号まで、第一百二十四号 (二)、第一百二十五号 (二)、第一百二十六号から第一百二十九号まで、第一百三十号 (二) 若しくは (三)、第一百三十一号 (二) から (三) まで、第一百三十七号、第一百三十八号 (一) 若しくは (二)、第一百三十九号 (二)、(四)、(六) 若しくは (八)、第一百四十三号 (二) 若しくは (三)、第一百四十五号、第一百四十六号 (一)、第一百四十八号、第一百四十九号、第一百五十号 (二) 又は第一百五十五号 (一) 若しくは (三) に掲げる登記等の申請書を施行日前に当該登記等の事務をつかさどる官署又は団体 (以下この条において「登記官署等」という。) に提出した者が施行日以後に当該申請書に係る登記等を受ける場合には、新登録免許税法第二十四条の二の規定は、適用しない。

3 新登録免許税法別表第一第三十二号 (二十三)、(二十六) 若しくは (三十五)、第三十七号 (四)、第五十三号、第五十八号、第七十四号、第七十七号 (二) から (五) まで、第八十三号 (一)、第五十五号、第一百十八号、第一百二十四号 (二)、第一百二十九号、第一百四十五号、第一百四十六号 (一) 又は第一百四十八号に掲げる登記等の申請書を施行日前に登記官署等に提出した者が施行日以後に当該申請書に係る登記等を受ける場合において、当該申請書の提出に際し当該登記等に係る手数料の納付をしているときは、当該納付をした手数料の額は、新登録免許税法の規定により納付すべき登録免許税の額の全部又は一部として納付したものとみなして、新登録免許税法の規定を適用する。

(4 新登録免許税法別表第一第六十五号 (二)、第七十七号 (一) から (五) まで又は第一百四十四号 (二) に掲げる登記等の申請書を平成十八年一月一日以前に登記官署等に提出した者が施行日から同年四月三十日 (同表第七十七号 (一) から (五) までに掲げる登記等にあっては、同年五月三十日)までの間に当該申請書に係る登記等を受ける場合には、当該登記等については、登録免課税を課さない。)

5 施行日から平成十八年四月三十日までの間に受ける新登録免許税法別表第一第六十五号 (二) に掲げる免許に係る同号 (三) イの規定の適用については、同号 (三) イ中「全品目」とあるのは、「全種類」とする。
6 施行日前に作業環境測定法 (昭和五十年法律第二十八号) 第七条の第一種作業環境測定士の登録を受けた者が、施行日以後に受ける新登録免許税法別表第一第八十四号 (二) に掲げる登録に係る同号 (二) の規定の適用については、同号 (二) 中「登録 (同法第二条第五号 (定義) に規定する第一種作業環境測定士が受ける登録を除く。)」とあるのは、「登録」と、「九万円」とあるのは「三万円」とする。

7 施行日前に測量法 (昭和二十四年法律第百八十八号) 第四十九条第一項の測量士の登録を受けた者が、施行日以後に受ける新登録免許税法別表第一第百五十二号 (一) に掲げる登録に係る同号 (一) の規定の適用については、同号 (一) 中「登録及び同法第四十九条第一項 (測量士及び測量士補の登録) の測量士が受ける登録」とあるのは、「登録」と、「九万円」とあるのは「三万円」とする。

8 第二百十二条 この附則に規定するもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置は、政令で定める。

9 附 則 (平成一八年五月一七日法律第三七八号) 抄

(施行期日) この法律は、平成十八年七月一日から施行する。

第一 条 この法律は、平成一八年五月一七日法律第三七八号 (二) (三) に定める日から施行する。

附 則 (平成一八年五月一九日法律第四〇号) 抄

(施行期日) この法律は、平成十八年十月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

第一 条 この法律は、平成十八年十月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

二 第一条中港湾法第五十六条の二の二の二の改正規定、同条の次に十八条を加える改正規定並びに同法第五十六条の三第二項及び第四項並びに第六十一条から第六十三条までの改正規定並びに第三条の規定並びに附則第六条、第八条、第九条、第十条第一項、第十一条、第十二条、第十七条、第十九条及び第二十条の規定 平成十九年四月一日

附 則 (平成一八年五月一九日法律第四〇号) 抄

(施行期日) この法律は、公布の日から起算して十月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

三 第二条中道路運送車両法の目次の改正規定、同法第二十二条の見出しの改正規定及び同条に四項を加える改正規定、同法第九十六条の四第一項の改正規定、同法第六章の二の次に一章を加える改正規定、同法第一百条第一項の改正規定、同法第一百一条第一項及び第二項の改正規定 (同条第一項第三号の改正規定を除く。)、同法第七十七条第七号の改正規定、同法第一百十条第一項の改正規定 (同項第三号中「第九十六条の九」の下に「(第九十六条の十九において準用する場合を含む。)」を加える部分及び同項第十号に係る部分に限る。)並びに同法第一百十三条の改正規定並びに附則第十六条及び第二十六条 (登録免許税法 (昭和四十二年法律第三十五号) 別表第一第一百二十四号の改正規定に限る。)の規定 公布の日から起算して一年六月を超えない範囲内において政令で定める日

附 則 (平成一八年六月七日法律第五四号) 抄

第一条 この法律は、公布の日から起算して三月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

附 則 (平成一八年六月一四日法律第六六号) 抄
この法律は、平成十八年証券取引法改正法の施行の日から施行する。

附 則 (平成一八年六月二二日法律第八〇号) 抄
(施行期日)

第一条 この法律は、平成十九年四月一日から施行する。

附 則 (平成一八年六月二二日法律第八三号) 抄
(施行期日)

第一条 この法律は、平成十八年十月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、それ

ぞれ当該各号に定める日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、それ

第一条並びに附則第四条、第三十三条から第三十六条まで、第五十二条第一項及び第二項、第一百五条、第一百二十四条並びに第一百三十一条から第一百三十三条までの規定 公布の日

二から四まで 略

五、第四条、第八条及び第二十五条並びに附則第十六条、第十七条、第十八条第一項及び第二

項、第十九条から第三十一条まで、第八十条、第八十二条、第八十八条、第九十二条、第一百一

条、第一百四条、第一百七条、第一百八条、第一百五十五条、第一百六十六条、第一百八十八条、第一百二十九条の規定 平成二十年十月一日

(処分、手続等に関する経過措置)

第二条 この法律の施行前に改正前のそれぞれの法律(これに基づく命令を含む。以下この

条において同じ。)の規定によつてした処分、手続その他の行為であつて、改正後のそれ

ぞれの規定に相当の規定があるものは、この附則に別段の定めがあるものを除き、改正後のそれ

ぞれの法律の相当の規定によつてしたものとみなす。

第三十二条 この法律の施行前に改正前のそれぞれの法律の規定により届出その他の手続をしなければなら

ない事項で、この法律の施行の日前にその手續がされていないものについては、この法律及びこ

れに基づく命令に別段の定めがあるものを除き、これを、改正後のそれぞれの法律中の規

定により手続がされていないものとみなして、改正後のそれぞれの法律の規定を適用する。

(その他の経過措置の政令への委任)

第三十三条 附則第三条から前条までに規定するもののほか、この法律の施行に伴い必要な経過

措置は、政令で定める。

附 則 (平成一八年一二月二〇日法律第一一四号) 抄
(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して二年を超えない範囲内において政令で定める日から施

行する。

(施行期日)
一及び二 略

第一条 この法律は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日(以下

「施行日」という。)から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施

行する。

(施行期日)
第一条 この法律は、平成十九年三月三〇日法律第六六号) 抄

第一条 この法律は、平成十九年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一から六まで 略
七 次に掲げる規定 信託法(平成十八年法律第一百八号)の施行の日
イからニまで 略

本 第五条中登録免許税法第十四条第一項の改正規定、同法別表第一第三号の改正規定、同表第三

二十八号の次に次のように加える改正規定、同表第三十五号(九)の改正規定、同表第三

十八号の改正規定及び同表第三十九号の改正規定

(登録免許税法の一一部改正に伴う経過措置)

第五十一条 第五条の規定による改正後の登録免許税法(第十四条第一項、別表第一第三号、同表

第二十八号の二、同表第三十五号(九)及び同表第三十八号を除く。)の規定は、施行日以後に受ける登記、登録又は認定に係る登録免許税について適用し、施行日前に受けた登記、登録又は

認定に係る登録免許税については、なお従前の例による。

(その他の経過措置の政令への委任)

第一百五十八条 この附則に規定するもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置は、政令で定める。

附 則 (平成一九年五月一一日法律第三六号) 抄
(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から施

行する。ただし、第一条中産業活力再生特別措置法第二条に五項を加える改正規定(同条第二十

項及び第二十一項に係る部分に限る。)及び同法第四章中第三十三条を第五十七条とし、同条の

次に一節を加える改正規定(同章中第三十三条を第五十七条とする部分を除く。)並びに附則第

九条及び第十一条の規定は、公布の日から起算して一年六月を超えない範囲内において政令で定

める日から施行する。

附 則 (平成一九年五月二五日法律第五八号) 抄
(施行期日)

第一条 この法律は、平成二十年十月一日から施行する。

(政令への委任)

第九条 附則第二条から前条までに定めるもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置は、

政令で定める。

(調整規定)

第十条 この法律及び株式会社商工組合中央金庫法(平成十九年法律第七十四号)、株式会社日本

政策投資銀行法(平成十九年法律第八十五号)又は地方公営企業等金融機関法(平成十九年法律

第六十四号)に同一の法律の規定についての改正規定がある場合において、当該改正規定が同一

の日に施行されるときは、当該法律の規定は、株式会社商工組合中央金庫法、株式会社日本政策

投資銀行法又は地方公営企業等金融機関法によってまず改正され、次いでこの法律によつて改正

されるものとする。

附 則 (平成一九年五月二五日法律第五九号) 抄
(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から施

行する。

附 則 (平成一九年五月三〇日法律第六四号) 抄
(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して六年を超えない範囲内において政令で定める日から施

行する。

附 則 (平成一九年六月一三日法律第八三号) 抄
(施行期日)

一 整備法第三十三条规定第一項に規定する登記
 二 整備法第六百六条第一項（整備法第二十一条第一項において読み替えて準用する場合を含む。）に規定する登記
 三 整備法第二条第一項に規定する旧有限責任中間法人が同項に規定する施行日の属する事業年度の終了後最初に招集される定時社員総会の終結後最初に一般社団法人への名称の変更（整備法第三条第一項ただし書に規定する定款の変更に基づく名称の変更を含む。）を行う場合の登記で次に掲げるもの
 イ 一般社団法人及び一般財團法人に関する法律第三百一条第二項第二号に掲げる事項の変更（登記並びに同項第四号、第七号及び第九号から第十七号までに掲げる事項（同項第四号に掲げる事項にあっては、一般社団法人の存続期間に限る。）の変更の登記（同項第二号に掲げる事項の変更の登記と併せてするものに限る。）
 ロ 一般社団法人及び一般財團法人に関する法律第三百十二条第二項第一号に掲げる事項の変更の登記
 ハ 整備法第二十二条第四項に規定する登記
 四 整備法第三十三条第一項の規定により一般社団法人又は一般財團法人が整備法第四十五条の認可を取り消されて整備法第四十二条第二項に規定する特例民法法人（次号において「特例民法法人」という。）となる場合における当該一般社団法人又は一般財團法人の解散の登記
 五 整備法第二十五条第二項に規定する特例無限責任中間法人が整備法第三十二条の規定による手続を終了して一般社団法人となる場合
 ロ 特例民法法人が整備法第四十四条の認定を受けて公益社団法人又は公益財團法人となる場合
 ハ 特例民法法人が整備法第四十五条の認可を受けて通常の一般社団法人又は一般財團法人となる場合
 ニ 前二号に規定する場合のいずれかに該当するとき。
 （この法律の公布の日が平成二十年四月一日後となる場合における経過措置）
 第百十九条の二 この法律の公布の日が平成二十年四月一日後となる場合におけるこの法律による改正後のそれぞれの法律の規定の適用に關し必要な事項（この附則の規定の読替えを含む。）その他この法律の円滑な施行に關し必要な経過措置は、政令で定める。
 （その他の経過措置の政令への委任）
 第百二十条 この附則に規定するものほか、この法律の施行に關し必要な経過措置は、政令で定める。

附 則 （平成二〇年五月二日法律第二六号）抄
 （施行期日） 第一条 この法律は、平成二十年十月一日から施行する。
 附 則 （平成二〇年五月二三日法律第三九号）抄
 （施行期日） 第一条 この法律は、公布の日から起算して三月を超えない範囲内において政令で定める。
 附 則 （平成二〇年五月三〇日法律第四七号）抄
 （施行期日） 第一条 この法律は、公布の日から起算して三月を超えない範囲内において政令で定める。
 附 則 （平成二〇年五月三〇日法律第四八号）抄
 （施行期日） 第一条 この法律は、平成二十二年四月一日から施行する。

第一条 この法律は、平成二十一年四月一日から施行する。ただし、附則第五条の規定はこの法律の公布の日から、第二条並びに次条並びに附則第三条、第八条及び第九条の規定は平成二十二年四月一日から施行する。
 附 則 （平成二〇年五月三〇日法律第四八号）抄
 （施行期日） 第一条 この法律は、公布の日から起算して九月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

第一条 この法律は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。	附 則 （平成二〇年六月六日法律第五三号）抄 （施行期日） 第一条 この法律は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。
第一条 この法律は、公布の日から起算して三月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。	附 則 （平成二〇年六月一三日法律第六五号）抄 （施行期日） 第一条 この法律は、公布の日から起算して三月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。
第一条 この法律は、公布の日から起算して一年六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。	附 則 （平成二〇年六月一八日法律第七四号）抄 （施行期日等） 第一条 この法律は、公布の日から施行する。
第一条 この法律は、公布の日から起算して一年六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。	附 則 （平成二〇年六月一八日法律第七五号）抄 （施行期日等） 第一条 この法律は、公布の日から施行する。
第一条 この法律は、公布の日から起算して三月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。	附 則 （平成二一年三月三一日法律第一〇号）抄 （施行期日） 第一条 この法律は、平成二一年三月三一日から施行する。
第一条 この法律は、平成二十二年四月一日から施行する。	附 則 （平成二一年三月三一日法律第一三号）抄 （施行期日） 第一条 この法律は、平成二十二年四月一日から施行する。
（その他の経過措置の政令への委任）	第一条 この法律は、平成二十二年四月一日から施行する。
第一条 この法律は、平成二十二年四月一日から施行する。	第一条 この法律は、平成二十二年四月一日から施行する。
（税制の抜本的な改革に係る措置）	第一条 この法律は、平成二十二年四月一日から施行する。
第一百四条 政府は、基礎年金の国庫負担割合の二分の一への引上げのための財源措置並びに年金、医療及び介護の社会保障給付並びに少子化に對処するための施策に要する費用の見通しを踏まえつつ、平成二十年度を含む三年以内の景気回復に向けた集中的な取組により経済状況を好転させることを前提として、遲滞なく、かつ、段階的に消費税を含む税制の抜本的な改革を行ふため、平成二十三年度までに必要な法制上の措置を講ずるものとする。この場合において、当該改革は、二千年代（平成二十二年から令和元年までの期間をいう。）の半ばまでに持続可能な財政構造を確立することを旨とするものとする。	第一条 この法律は、公布の日から起算して九月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。
前項の改革を具体的に実施するための施行期日等を法制上定めるに當たつては、景気回復過程の状況、国際経済の動向等を見極め、予期せざる経済変動にも柔軟に対応できる仕組みとするも	第一条 この法律は、公布の日から起算して九月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

し、公益又は投資者保護のため支障を生ずることがないと認められるものとして政令で定める取引を除く。) 又はこれらに付随し、若しくは関連する取引として「一に改める部分に限る。」及

第十四条 附則第二条から第五条まで及び前条に定めるもののほか、この法律の施行に関し必要な
び同法第二百五十五条の二の三第九号の改正規定、第四条の規定、第五条中信託業法第四十九条第一項及び第二項の改正規定並びに附則第十三条及び第十四条の規定 公布の日
(政令への委任)

経過措置（罰則に関する経過措置を含む。）は、政令で

(施行期日) 平成二年六月一日法律第四二号 挑附則

第一条 この法律は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

附則（平成二二年一月九日法律第五一号）抄
（施行期日）

第一条 この法律は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

附則（平成二二年一二月三日法律第六五号）抄

第一条 本法律は、公布の日から起算して九月を経て施行する。

（この法律は、公有の日が起算して九月を起算する範囲内において政令で定める日（以下「施行日」という。）から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、それぞれ当該各号に定め

る日から施行する。

二 略
第一条中放送法第五十二条の十三第一項第五号チの改正規定、同法第五十二条の二十四第二

項第四号の改正規定及び同法第五十二条の三十第二項第五号の改正規定並びに第三条の規定（前号に掲げる改正規定を除く。）並びに附則第十二条、第十三条、第二十七条、第三十五条及

び第三十七条の規定 公布の日から起算して三月を超えない範囲内において政令で定める日
(登録免許証法の一部改正に伴う経過措置)

(第一回金子の口利きの二番手の口利きの三番手の口利き)

規定による廃止前の有線放送電話に関する法律第五条第一項の業務区域の拡張の許可について
は、前項の規定によつて改訂された第一号の規定は、よろづの効力を有する。

は前条の規定による改正前の登録免許法別表第一第五十七号の規定はなおその效力を有する。この場合において、同号中「許可又は業務区域」とあるのは「業務区域」と、「有線放送電

「話に関する法律」とあるのは「放送法等の一部を改正する法律（平成二十二年法律第六十五号）

附則第七条（有線放送電話に関する法律の廃止に伴う経過措置）の規定によりなお従前の例による二部式記載の場合における同法附則第二条（法律の廃止）の規定による廃止前の有線放送電話

に関する法律」と、「第三条（業務の許可）の有線放送電話業務の許可又は同法第五条第二項

とあるのは「第五条第二項」とする。

（施行期日）附則（平成二年三月三一日法律第二号）抄

第一条 この法律は、平成二十三年四月一日から施行する。ただし、次条の規定は、経済社会の構

造の変化に対応した税制の構築を図るための所得税法等の一部を改正する法律（平成二十三年法律第百四十四号）の公布の日から施行する。

附則（平成二三年五月一日法律第三七号）抄

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定には、当該各号に定め

一 略

二、第六条、第十二条、第十三条、第十五条、第十六条、第十八条から第二十条まで、第二十六条、第二十九条、第三十二条、第三十三条（道路法第三十条及び第四十五条の改正規定に限

る。）、第三十五条及び第三十六条の規定並びに附則第四条、第五条、第六条第二項、第七条、第十二条、第十四条、第十五条、第十七条、第十八条、第二十八条、第三十条から第三十二条まで、第三十四条、第三十五条、第三十六条第二項、第三十七条、第三十八条（構造改革特別区域法（平成十四年法律第八十九号）第三十条第一項及び第一項の改正規定に限る。）、第三十九条、第四十条、第四十五条の二及び第四十六条の規定 平成二十四年四月一日

附 則（平成二十三年五月一日法律第三九号）抄
(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から施行する。ただし、第五条第一項及び第四十七条並びに附則第二十二条から第五十一条までの規定は、平成二十四年四月一日から施行する。
(株式会社日本政策金融公庫法等の改正に伴う経過措置)

第五十条 第一条に規定するもののほか、この法律の施行に伴い必要な経過措置は、政令で定める。

2 前項に規定するもののほか、この法律の施行に伴い必要な経過措置は、政令で定める。

（施行期日）

第一条 この法律は、公布の日から起算して三月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

附 則（平成二十三年五月二十五日法律第四八号）抄
(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

（登録免許税法の一部改正に伴う経過措置）

第六条 この法律の施行の日から一部施行日の前日までの間に受ける前条の規定による改正後の登録免許税法別表第一第三十二号（三十）に掲げる認定に係る同号の規定の適用については、同号（三十）中「同法第七十一条の三第一項（特定操縦技能の審査）の操縦技能審査員の認定」とあるのは「航空法の一部を改正する法律（平成二十三年法律第五十号）附則第一条第一項（操縦技能審査員の認定に相当する認定）に規定する相当認定（以下単に「相当認定」という。）」と、同号（三十）力中「操縦技能審査員の認定」とあるのは「相当認定」とする。

附 則（平成二十三年五月二十七日法律第五六号）抄
(施行期日)

第一条 この法律は、平成二十三年六月一日から施行する。
(登録免許税法の一部改正に伴う経過措置)

第四十四条 存続共済会が受けれる前条の規定による改正前の登録免許税法別表第三の十六の項の第三欄に掲げる登記に係る登録免許税については、なお従前の例による。

（施行期日）
附 則（平成二十三年六月一日法律第五七号）抄
(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

（施行期日）
附 則（平成二十三年六月八日法律第六三号）抄
(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

（施行期日）
附 則（平成二十三年六月一日法律第六七号）抄
(施行期日)

第一条 この法律は、平成二十三年十月一日から施行する。ただし、第十条の次に一条を加える改

改める部分を除く。)、第二十条の改正規定、第二十条の次に九条及び節名を加える改正規定(節名を加える部分を除く。)、第二十一条の次に五条を加える改正規定(第二十一条の二及び第二十一条の三を加える部分を除く。)、第二十五条の改正規定及び第二十八条の改正規定並びに附則第三条の規定は、平成二十四年十月一日から施行する。

附 則 (平成二十三年六月二二日法律第七二号) 抄

(施行期日)

この法律は、平成二十四年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

第一条 この法律は、平成二十四年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

第二条 (老人福祉法) 目次の改正規定、同法第四章の二を削る改正規定、同法第四章の三を第四章の二とする改正規定及び同法第四十条第一号の改正規定(第二十八条の十二第一項若しくは「を削る部分に限る。)に限る。)、第四条、第六条及び第七条の規定並びに附則第九条、第十一条、第十五条、第二十二条、第四十一条、第四十七条(東日本大震災に対処するための特別の財政援助及び助成に関する法律(平成二十三年法律第四十号)附則第一条たゞし書の改正規定及び同条各号を削る改正規定並びに同法附則第十四条の改正規定に限る。)及び第五十条から第五十二条までの規定(公布の日

附 則 (平成二十三年六月三〇日法律第八二号) 抄

(施行期日)

この附則は、公布の日から施行する。

第一条 この法律は、公布の日から施行する。

(登録免許税法の一部改正に伴う経過措置)

第二十一条 第五条の規定による改正後の登録免許税法の規定は、施行日の翌日以後に受ける登記、登録、特許、免許、許可、認可、認定、指定及び技能証明(以下この条において「登記等」という。)に係る登録免許税について適用し、同日前に受けた登記等に係る登録免許税については、なお従前の例による。

附 則 (平成二三年一二月二日法律第一一四号) 抄

(施行期日)

この附則は、公布の日から施行する。

(登録免許税法の一部改正に伴う経過措置)

第一条 この法律は、公布の日から施行する。

第二条 この法律は、公布の日から施行する。

第三十一条 第五条の規定による改正後の登録免許税法の規定は、施行日の翌日以後に受ける登記、登録、特許、免許、許可、認可、認定、指定及び技能証明(以下この条において「登記等」という。)に係る登録免許税について適用し、施行日以前に受けた登記等に係る登録免許税については、なお従前の例による。

附 則 (平成二三年一二月二日法律第一一四号) 抄

(施行期日)

この附則は、公布の日から施行する。

(納税環境の整備に向けた検討)

第一百六条 政府は、国税に関する納税者の利益の保護に資するとともに、税務行政の適正かつ円滑な運営を確保する観点から、納税環境の整備に向け、引き続き検討を行うものとする。

改正後のそれぞれの法律の規定の適用に關し必要な事項(この附則の規定の読み替えを含む。)その他この法律の円滑な施行に關し必要な経過措置は、政令で定める。

（その他の経過措置の政令への委任）

第一百五条 この附則に規定するもののほか、この法律の施行に關し必要な経過措置は、政令で定める。

附 則 (平成二三年一二月二日法律第一一四号) 抄

(施行期日)

この法律は、公布の日から起算して二月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

附 則 (平成二四年二月一四日法律第一二二号) 抄

(施行期日)

この法律は、公布の日から起算して二月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

一 附則第六条、第八条、第九条及び第十三条の規定 公布の日
附 則 (平成二四年三月三一日法律第二三号) 抄

(施行期日)

この法律は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

第一条 この法律は、公布の日から施行する。

(第一項の改正規定)

二 第一条中保険業法第百六条の改正規定、同法第百七条の改正規定、同法第百二十七条第一項の改正規定、同法第百三十五条第三項の改正規定、同法第百三十八条の改正規定、同法第二百十条第一項の改正規定、同法第二百七十九条の四第九項の改正規定(「(第二百四十条)」を「次条第一項、第二百四十条」に改める部分及び「(第二百三十九条第二項)」を「第二百三十九条第一項中「移転先会社」とあるのは「加入機構」と、「第二百三十五条第一項」とあるのは「第二百七十条の四第八項」と、第二百三十九条第二項に改める部分に限る。)、同法第二百七十二条の二十一第一項の改正規定、同法第二百七十二条の二十二第一項の改正規定、同法第三百十一条の三第一項第二百四十九条の改正規定、同法第三百三十三条第一項第三十三号及び第四十六号の改正規定並びに同法附則第一条の二第二項の改正規定、第二条中保険業法等の一部を改正する法律附則第二条第一項、第二项、第三項、第五項、第七項第一号、第十項及び第十一項の改正規定、同条第十二項の改正規定(第二百三十九条)を「第二百三十七条第五項及び第二百三十九条」に改める部分を除く。)、同法附則第四条の見出し及び同条第一項の改正規定、同条第二項の改正規定(同項の表第二百条の二の項を次のように改める部分を除く。)、同条第三項、第五項及び第六項の改正規定(同条第十一項の改正規定(新保険業法第二編第七章第一節)を「保険業法第二編第七章第一節」に改める部分及び「新保険業法の規定」を「同法の規定」に改める部分に限る。)、同項の表第二百三十七条第五項の項の次に次のように加える改正規定、同法附則第三百三十三条第一項第三十三号、第四十五号及び第四十六号の項の改正規定、同条第十二項から第十五項まで、第十七項から第十九項まで及び第二十一項の改正規定、同法附則第四条の二の表第三百条第一項第八号の項の改正規定、同法附則第十五条の改正規定、同法附則第三十三条の二第一項の改正規定、同法附則第三十三条の三の改正規定、同法附則第三十四条の二及び第三十六条第一項及び第二項の改正規定、第三条の規定並びに次条第一項及び第三項、附則第三条第一項及び第二項、第四条、第五条、第八条(金融機関等の更生手続の特例等に関する法律(平成八年法律第九十五条)第三百二条の改正規定に限る。)並びに第九条から第十三条までの規定(公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日

(政令への委任)

第十三条 この附則に規定するもののほか、この法律(附則第一条第二号及び第三号に掲げる規定にあっては、当該規定)の施行に關し必要な経過措置(罰則に関する経過措置を含む。)は、政令で定める。

附 則 (平成二四年三月三一日法律第二五号) 抄

(施行期日)

この法律は、公布の日から施行する。

(第一項の改正規定)

一 第二十二条、第二十六条、第二十七条、第五章第一節及び第六章並びに附則第三条、第六条、第八条から第十三条まで、第十七条、第二十四条及び第二十六条の規定(公布の日から起算して二月を超えない範囲内において政令で定める日

二 から五まで 略

六 附則第二十三条の規定 都市の低炭素化の促進に関する法律(平成二十四年法律第八十四号)の公布の日又はこの法律の公布の日のいずれか遅い日

七 附則第十八条及び第十九条の規定 労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の就業条件の整備等に関する法律等の一部を改正する法律（平成二十四年法律第二十七号）の施行の日又は第一号に掲げる規定の施行の日のいずれか遅い日（登録免許税法の一部改正に伴つ調整規定）

一部を改正する法律の施行の日が附則第一条第一号に掲げる規定の施行の日前である場合には、前条のうち、登録免許税法第三十四条の次に一条を加える改正規定中「第三十四条の次」とあるのは「第三十四条の二の次」と、「第三十四条の二」とあるのは「第三十四条の三」と、同法別表第一の改正規定中「第三十四条の二」とあるのは「一第三十四条の三」とする。
（労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の就業条件の整備等に関する法律等の一部を改正する法律の一部改正に伴う調整規定）

第十九条 労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の就業条件の整備等に関する法律等の一部を改正する法律の施行の日が附則第一条第一号に掲げる規定の施行の日前である場合には、前条の規定は、適用しない。

十五号の改正規定中、「流通機能向上事業に係る許認可等の特例」とあるのは、「第二項（貨物自動車運送事業法の特例）」と、「資源生産性革新計画の変更の認定又は」を「資源生産性革新計画の変更」とあるのは、「総合効率化計画の認定又は」を「総合効率化計画」と、同表第三百三十九号の改正規定中、「流通機能向上事業に係る許認可等の特例」とあるのは、「第二十二条の二第一項若しくは第二項（貨物利用運送事業法の特例）」と、「第四十八条第一項の規定」を「第四十八条第一項」とあるのは、「第二十二条の三第一項若しくは第二項（貨物利用運送事業法の特例）」の規定を「第二十二条の三第一項若しくは第二項（貨物利用運送事業法の特例）」とする。

前項の場合において、福島復興再生特別措置法附則第九条のうち、登録免許税法別表第一第一百二十五号の改正規定中、「第二項」とあるのは、「第三十六条」と、「総合効率化計画の認定又は」を「総合効率化計画」とあるのは、「資源生産性革新計画の変更の認定又は」を「資源生産性革新計画の変更」と、「は該許可」とあるのは、「は該許可のみなす」と、同表第三百三十九号の改正規定中、「第二十二条の二第一項若しくは第二項」とあるのは、「第三十四条第一項」と、「第二十二条の三第一項若しくは第二項」とあるのは、「第三十五条第一項」とする。

第二十七条 この法律の施行に関し必要な経過措置は、政令で定める。
附 則 (平成二四年四月六日法律第二七号) 抄
(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して一年六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。
一 附則第四条第十三項及び第十八条の規定 公布の日

第一条 この法律は公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

三二略
第三条並びに附則第七条、第九条から第十二条まで及び第十六条の規定
公布の日から起算

(施行期日) 附 則 (平成二四年六月二七日法律第四七号) 抄

して三年を超えない範囲内において政令で定める日

第一条 二の

の法律は、公布の日から起算して三月を超えない

行する。た

（ただし、各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。）
（ただし、各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。）

一から三主

略
第十七条、第二十一条から第二十六条まで、第三十七条、第三十九条、第四十一条から
（施行期日）
附 則
（平成二四年九月一二日法律第八七号）
抄

第四十八

第六十五条、第六十七条、第七十一条までの、第五十条、第五十五条、第六十一条、第六十五条、第六十七条、第七十一条の法律は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施

附
及
び
第
七
則

二十八条の規定施行日から起算して十月を超えない範囲内において政令で定める日
(平成二四年八月三日法律第五七号)抄

（施行期日）
1 この法律は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。
（附則第六条から第九条まで、第十九条及び第二十条の規定）
（登録免許税法の一部改正に伴う経過措置）
三 及び二 略
（発効日前の政令で定める日）

附則

この法律は、子ども・子育て支援法の施行の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

第一 条 第二十五条及び第七十三条の規定

附 則 (平成二四年九月五日法律第七六号) 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

第二 条 第八十七条の登録(更新の登録を除く。)とあるのは、「船員法の一部を改正する法律(平成二十四年法律第八十七号)附則第七条第一項(登録検査機関の登録)の規定による登録」とする。

附 則 (平成二四年九月一一日法律第八九号) 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、平成二十五年一月一日から施行する。

附
則

(平成二十四年九月五日法律第八四号)
抄
（西元二〇一二年一月二六日法律第九八号）
抄

第一条 この法律は、公布の日から起算して三月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。
附 則 (平成二十五年三月三〇日法律第五号) 抄

法律は、公布の日から起算して三月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。
第一條 この法律は、平成二十七年十月一日から施行する。
附則 **(平成二五年三月三〇日法律第五号)** 抄
(施行期日)

（登録免許税法の一部改正に伴う調整規定）
（施行期日）

税法の一部改正に伴う調整規定
（平成二年三月三十日法律第百三号）

（前項二十四年法第二条第一項第一号に規定する）の日が施行の日以前に生じたものに付する

(登録免許税法の一部改正に伴う経過措置)

第十五条 第四条の規定による改正後の登録免許税法（次項において「新登録免許税法」という。）

2 の規定は、施行日以後に受ける登記に係る登録免許税について適用し、施行日前に受けた登記に係る登録免許税については、なお従前の例による。

推進に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成二十二年法律第六十七号）の施行の日の前日までの間ににおける新登録免許税法別表第三の一の項の第三欄の第三号の規定の適用については、同号中「児童福祉法（昭和二十二年法律第百六十四号）」とあるのは、「児童福祉法」とする。

第百七条 この附則に規定するもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置は、政令で定める。 (政令への委任)
(余白)

第八条 政府は、次に掲げる基本的方向性により、第一号、第三号及び第四号に関連する税制上の措置については平成二十五年夏中、第二号に関連する税制上の措置については平成二十六年夏中

度中に財源も含め検討を加え、その結果に基づき、必要な措置を講ずるものとする。

れた措置の効果等を踏まえつつ、対象範囲を含め、検討すること。

得税法第五十七条の二第一項各号に掲げる場合の区分に応じ当該各号に定める金額をいう。)及び控除対象の範囲を含め、検討すること。

三
交際費等の課税の特例の在り方にについて、当該特例が租税特別措置法で定められてゐることも踏まえ、消費の拡大を通じた経済の活性化を図る觀点から、その適用範囲を含め、検討する

四 こと
贈与税について、高齢者が保有する資産の若年世代への早期移転を促し、消費の拡大を通じて経済の活性化を図る観点、格差の固定化の防止等の観点から、結婚・出産又は教育に要する

費用等の非課税財産の範囲の明確化も含め、検討すること。
附 則（平成二五年五月一〇日法律第一二号）抄
（五十条）

第一条 この法律は、公布の日から施行する。
附 則（平成二五年五月三一日法律第二三三号）抄
（施行期日）

第一条 この法律は、公布の日から起算して三月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

行する
附 則 (平成二五年五月三一日法律第二五号)
抄

第一条 この法律は、公布の日から起算して一年三月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

(施行期日) 附則 (平成二五年五月三日法律第二十九号) 拆

一 附則第六条、第八条及び第十一條から第十六条までの規定 平成二十六年四月一日
附 則（平成二五年六月五日法律第三一号）抄

(施行期日)
第一条 この法律は、公布の日から起算して二月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 第二条の次に一条を加える改正規定、第五十条の四を第五十条の五とし、同条の次に十条を加える改正規定（第五十条の四を第五十条の五とする部分を除く。）並びに第五十六条の二の二、第五十六条の二の三第一項及び第二項第三号並びに第五十六条の二の二十第一項の改正規定並びに附則第四条の規定 公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

附 則 （平成二五年六月一九日法律第四五号）抄

（施行期日）

第一条 この法律は、公布の日から起算して二年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 第一条中金融商品取引法第一百九十七条の二の次に一条を加える改正規定、同法第一百九十八条第二号の次に二号を加える改正規定並びに同法第一百九十八条の三、第一百九十八条の六第二号、第二百五十五条第十四号並びに第二百七条第一項第二号及び第二項の改正規定、第三条の規定、第四条中農業協同組合法第十二条の四第四項の次に一項を加える改正規定、第五条のうち水産業協同組合法第十二条の十一中第五項を第六項とし、第四項の次に一項を加える改正規定、第八条の規定（投資信託及び投資法人に関する法律第二百五十二条の改正規定を除く。）、第十四条のうち銀行法第十三条中第五項を第六項とし、第四項の次に一項を加える改正規定及び同法第五十二条の二十二第四項中「前三項」を「前各項」に改め 同項を同条第五項とし、同条第三項の次に一項を加える改正規定、第十五条の規定、第十九条のうち農林中央金庫法第五十八条中第五項を第六項とし、第四項の次に一項を加える改正規定、第二十一条中信託業法第九十一条、第九十三条、第九十六条及び第九十八条第一項の改正規定 第二十二条の規定並びに附則第三十条（株式会社地域経済活性化支援機構法（平成二十一年法律第六十三号）第二十三条第二項の改正規定に限る。）、第三十一条（株式会社東日本大震災事業者再生支援機構法（平成二十三年法律第百十三号）第十七条第二項の改正規定に限る。）、第三十二条、第三十六条及び第三十七条の規定 公布の日から起算して二十日を経過した日（政令への委任）

第三十七条 附則第二条から第十五条まで及び前条に定めるもののほか、この法律の施行に関する必要な経過措置（罰則に関する経過措置を含む。）は、政令で定める。

附 則 （平成二五年六月二一日法律第五六号）抄

（施行期日）

第一条 この法律は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

附 則 （平成二五年六月二六日法律第六三号）抄

（施行期日）

第一条 この法律は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 第四条中国民年金法等の一部を改正する法律附則第二十条及び第六十四条の改正規定、第五条中国国民年金法等の一部を改正する法律附則第十九条第二項の改正規定並びに次条並びに附則第一百三十九条、第一百四十三条、第一百四十六条及び第一百五十三条の規定 公布の日（登録免許税法の一一部改正に伴う経過措置）

第一百四十四条 存続連合会が受ける登録免許税については、なお従前の例による。

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

附 則 (平成二六年五月三〇日法律第四四号) 抄

(施行期日) この法律は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 第一条中金融商品取引法第八十七条の二第一項ただし書の改正規定並びに附則第十七条及び第十八条の規定 公布の日

(政令への委任)

第十八条 この法律は、公布の日から第六条まで及び前条に定めるものほか、この法律の施行に関し必要な経過措置(罰則に関する経過措置を含む。)は、政令で定める。

附 則 (平成二六年六月四日法律第五一号) 抄

(施行期日) 附則第二条から第六条まで及び前条に定めるものほか、この法律の施行に関する経過措置を含む。は、当該各号に定める日から施行する。

第一 条 この法律は、平成二十七年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

附 則 (平成二六年六月四日法律第五四号) 抄

(施行期日) この法律は、平成二十七年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

三 第一条から第三条まで、第三十四条及び第三十五条の規定並びに附則第十六条(登録免許法(昭和四十二年法律第三十五号)別表第一第八十六号の改正規定に限る。)の規定 平成二十八年四月一日

附 則 (平成二六年六月四日法律第六三号) 抄

(施行期日) この法律は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

第一 条 この法律は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

附 則 (平成二六年六月一一日法律第六三号) 抄

(施行期日) この法律は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

第一 条 この法律は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、それぞれ当該各号に定める日から施行する。

附 則 (平成二六年六月一一日法律第六三号) 抄

(施行期日) この法律は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

第一 条 この法律は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、それぞれ当該各号に定める日から施行する。

附 則 (平成二六年六月一一日法律第六三号) 抄

(施行期日) この法律は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

第一 条 この法律は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、それぞれ当該各号に定める日から施行する。

附 則 (平成二六年六月一一日法律第六三号) 抄

(施行期日) この法律は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

第一 条 この法律は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

附 則 (平成二六年六月一一日法律第六三号) 抄

(施行期日) この法律は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

第一 条 この法律は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 略 第一条中不当景品類及び不当表示防止法第十条の改正規定及び同法本則に一条を加える改正規定、第二条の規定(次号に掲げる改正規定を除く。)並びに附則第三条及び第七条から第十一条までの規定(登録免許税法の一部改正に伴う調整規定)

第九条 附則第一条第二号に掲げる規定の施行の日が消費者の財産的被害の集団的な回復のための裁判手続の特例に関する法律(平成二十五年法律第九十六号)の施行の日前である場合に

は、前条中「別表第一第五十号の二」とあるのは「別表第一第五十号」と、「五十の三」とあるのは「五十の二」とする。

2 前項の場合において、消費者の財産的被害の集団的な回復のための民事の裁判手続の特例に関する法律附則第八条中「別表第一第五十号」とあるのは「別表第一第五十号の二」と、「五十の二」とあるのは「五十の三」とする。

附 則 (平成二六年六月一八日法律第七二号) 抄

(施行期日) この法律は、公布の日から起算して二年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 略 第五十九条 附則第一条第二号に定める日から施行日の前日までの間に受ける附則第六条第二項又は第七条第二項の規定による登録に係る前条の規定による改正前の登録免許税法別表第一第四百号の規定の適用については、同号中「供給区域等の変更の許可」とあるのは「供給区域等の変更の許可」、小売電気事業者による小売供給の登録と、同号(二)中「の登録」と、同号(二)中「の登録」とあるのは「限る。」又は電気事業法等改正法附則第六条第二項の登録と、「許可件数」とあるのは「許可件数又は登録件数」と、同号(二)ハ中「又は」とあるのは「若しくは」と、「限る。」とあるのは「限る。」又は電気事業法等改正法附則第七条第二項の登録と、「許可件数」とあるのは「許可件数又は登録件数」とする。

附 則 (平成二六年六月一五日法律第八一号) 抄

(施行期日) この法律は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

第一 条 この法律は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

附 則 (平成二六年六月一五日法律第八一号) 抄

(施行期日) この法律の施行前にこの法律による改正前のそれぞれの法律(これに基づく命令を含む。以下この条において同じ。)の規定によつてした処分、手続その他の行為であつて、この法律による改正後のそれぞれの法律の規定に相当の規定があるものは、この附則に別段の定めがあるものを除き、この法律による改正後のそれぞれの法律の相当の規定によつてしたものとみなす。

(政令への委任)

第十条 この附則に定めるものほか、この法律の施行に関する必要な経過措置(罰則に関する経過措置を含む。)は、政令で定める。

附 則 (平成二六年六月二五日法律第八三号) 抄

(施行期日) この法律は、公布の日又は平成二十六年四月一日のいずれか遅い日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 第十二条中診療放射線技師法第二十六条第二項の改正規定及び第二十四条の規定並びに次条並びに附則第七条、第十三条ただし書、第十八条、第二十条第一項ただし書、第二十二条、第二十五条、第二十九条、第三十一条、第六十一条、第六十二条、第六十四条、第六十七条、第七十一条及び第七十二条の規定

附 則 (平成二六年六月二五日法律第八三号) 抄

(施行期日) 第十二条中診療放射線技師法第二十六条第二項の改正規定及び第二十四条の規定並びに次条並びに附則第七条、第十三条ただし書、第十八条、第二十条第一項ただし書、第二十二条、第二十五条、第二十九条、第三十一条、第六十一条、第六十二条、第六十四条、第六十七条、第七十一条及び第七十二条の規定

三 第二条の規定、第四条の規定(第五号に掲げる改正規定を除く。)、第五条のうち、介護保険法の目次の改正規定、同法第七条第五項、第八条、第八条の二、第十三条、第二十四条の二第

(施行期日) (平成二十六年六月二十五日法律第八四号) 抄

第一条 この法律は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、附則第六条の規定は、公布の日から施行する。

(政令への委任)

第六条 附則第三条に定めるもののほか、この法律の施行に関し必要な事項は、政令で定める。

附 則 (平成二六年六月二七日法律第九一号) 抄

この法律は、会社法の一部を改正する法律の施行の日から施行する。

(施行期日) (平成二六年六月二七日法律第九二号) 抄

第一条 この法律は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

附 則 (平成二七年五月七日法律第二〇号) 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から施行する。

附 則 (平成二七年五月二二日法律第二一六号) 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

附 則 (平成二七年五月二九日法律第三一号) 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、平成三十年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、それぞれ当該各号に定める日から施行する。

一 第一条の規定、第五十条中健康保険法第九十条第二項及び第九十五条第六号の改正規定、同法第一百五十三条第一項の改正規定、同法附則第四条の四の改正規定、同法附則第五条の改正規定、同法附則第五条の二の改正規定、同法附則第五条の三の改正規定並びに同条の次に四条を加える改正規定、第七条中船員保険法第七十条第四項の改正規定及び同法第八十五条第二項第三号の改正規定、第八条の規定並びに第十二条中社会保険診療報酬支払基金法第十五条第二項の改正規定並びに次条第一項並びに附則第六条から第九条まで、第十五条 第十八条、第二十一条、第五十九条、第六十二条及び第六十七条から第六十九条までの規定 公布の日

二 第二条、第五条(前号に掲げる改正規定を除く。)、第七条(前号に掲げる改正規定を除く。)、第九条、第十二条(前号に掲げる改正規定を除く。)及び第十四条の規定並びに附則第十六条、第十七条、第十九条、第二十一条から第二十五条まで、第三十三条から第四十四条まで、第四十七条から第五十一条まで、第五十六条、第五十八条及び第六十四条の規定 平成二十八年四月一日

附 則 (平成二七年六月二十四日法律第四七号) 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、令和二年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 及び二 略

三 第二条中電気事業法目次の改正規定、同法第三十五条第一項の改正規定、同法第五章の章名の改正規定及び同法第六十六条の二の改正規定並びに第四条、第七条、第十一条及び第十四条の規定並びに次条、附則第二十二条第六項、第二十八条第五項、第三十五条、第三十六条(附則第十八条第一項及び第四項、第十九条第二項及び第四項、第二十六条第一項及び第四項並びに第三十二条第一項及び第四項に係る部分に限る。)、第三十九条、第四十条、第四十九条、第五十条(第五项を除く。)、第五十一条から第五十三条まで、第五十五条から第六十二条まで、

(政令への委任)
第一百六条 この附則に規定するもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置は、政令で定める。

附 則 (令和元年五月一七日法律第六号) 抄

(施行期日) この法律は、公布の日から起算して九月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 略
二 第二条の規定及び附則第九条から第十一条までの規定 公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

附 則 (令和元年五月二二日法律第九号) 抄

(施行期日) この法律は、令和二年四月一日から施行する。

附 則 (令和元年五月三一日法律第一六号) 抄

(施行期日) この法律は、令和二年四月一日から施行する。

附 則 (令和元年六月七日法律第二八号) 抄

(施行期日) この法律は、公布の日から起算して九月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

附 則 (令和元年六月七日法律第二八号) 抄

(施行期日) この法律は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。(ただし、附則第三十一条の規定は、公布の日から施行する。)

附 則 (令和元年六月七日法律第三〇号) 抄

(施行期日) この法律は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

附 則 (令和元年六月一二日法律第三一号) 抄

(施行期日) この法律は、平成三十二年四月一日から施行する。

附 則 (令和元年六月二八日法律第五〇号) 抄

(施行期日) この法律は、公布の日から起算して三年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

附 則 (令和元年一二月二七日法律第五七号) 抄

(施行期日) この法律は、令和二年四月一日から施行する。

附 則 (令和元年一二月四日法律第六二号) 抄

(施行期日) この法律は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

附 則 (令和元年一二月四日法律第六三号) 抄

(施行期日) この法律は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 附則第十二条及び第三十九条の規定 公布の日から起算して二年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

二 第二条の規定、第四条(覚せい剤取締法第九条第一項第二号の改正規定に限る。)の規定及び第六条の規定並びに次条、附則第五条、第六条、第八条、第十一条第二項、第十六条及び第二十条の規定、附則第二十二条(自衛隊法(昭和二十九年法律第六百六十五号)第百五十五条の五第二項の改正規定に限る。)の規定並びに附則第二十三条、第二十八条、第三十一条、第三十四条及び第三十六条の規定 公布の日から起算して二年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

附 則 (令和元年一二月六日法律第六七号) 抄

(施行期日) この法律は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

附 則 (令和元年一二月六日法律第六七号) 抄

(施行期日) この法律は、公布の日から起算して一月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

附 則 (令和元年一二月一一日法律第七一号) 抄

(施行期日) この法律は、会社法改正法の施行の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

附 則 (令和元年一二月一一日法律第七一号) 抄

(施行期日) この法律は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

附 則 (令和元年一二月一一日法律第七一号) 抄

(施行期日) この法律は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

附 則 (令和元年一二月一一日法律第七一号) 抄

第三十九条、第五十六条第六項、第五十七条规定及び第六十七条から第六十九条までの改正規定、同法第七十八条の改正規定（前号に掲げる部分を除く。）並びに同法第八十三条の改正規定、第五十八条及び第六十一条の規定（前号に掲げる改正規定を除く。）、第六十九条中消費生活協同組合法第八十一条から第八十三条まで及び第九十条第四項の改正規定並びに同法第九十二条の改正規定（前号に掲げる部分を除く。）、第七十一条中医療法第四十六条の三の六及び第七十条の二十一第六項の改正規定並びに同法第九十三条の改正規定、第五一条の三」を「第五十五条の三第一項」に改める部分を除く。）、第六十九条中農村負債整理組合法第二十四条第一項の改正規定（「第十七条（第三項ヲ除ク）」を「第十七条」に改める部分に限る。）、第八十一条中農業協同組合法第三十六条第七項の改正規定、同法第四十三条の七第三項の改正規定及び同法第一百一条第一項第四十号の次に一号を加える改正規定、第八十三条中水産業協同組合法第四十条第七項の改正規定、同法第四十七条の五の次に一条を加える改正規定、同法第八十六条第二項の改正規定及び同法第一百三十条第一項第三十八号の次に一号を加える改正規定、第八十五条中漁船損害等補償法第七十一条から第七十三条までの改正規定及び同法第八十三条の改正規定（前号に掲げる部分を除く。）、第八十七条中森林組合法第五十条第七項の改正規定、同法第六十条の三の次に一条を加える改正規定、同法第六十条の四第三項及び第七百条第二項の改正規定並びに同法第一百二十二条第一項第十二号の次に一号を加える改正規定、第八十九条中農林中央金庫及び特定農水産業協同組合等による信用事業の再編及び強化に関する法律第二十二条第二項の改正規定、第九十条中農林中央金庫法第四十六条の三の次に一条を加える改正規定、同法第四十七条第三項の改正規定及び同法第一百条第一項第十六号の次に一号を加える改正規定、第九十三条中中小企業等協同組合法の改正規定、同法第四章第二节第一款及び第二款の款名を削る改正規定、同法第九十三条から第九十五条まで、第九十六条第四項及び第九十七条第一項の改正規定並びに同法第一百三条の改正規定（「第四十八条」を「第五十二条」に、「並びに第百三十九条」を「第百三十二条から第百三十七条まで並びに第百三十九条」に改める部分及び「同法第四十八条第二項」に改める部分に限る。）とあるのは「中小企業等協同組合法第九十三条第二項各号」とを削る部分に限る。）、第九十六条の規定（同条中商品先物取引法第十八条第二項の改正規定、同法第二十九条の改正規定（前号に掲げる部分に限る。）並びに同法第五十八条、第七十七条第二項及び第一百四十四条の十一第二項の改正規定を除く。）、第九十八条中輸出入取引法第十九条第一項の改正規定（「第八項」の下に「第三十八条の六」を加える部分を除く。）、第一百条の規定（同条中中小企業団体の組織に関する法律第百十三条规定を除く。）、第一百二条中技術研究組合法の目次の改正規定、同法第八章第二节の節名の改正規定、同章第三节、第一百五十九条第三項から第五項まで及び第一百六十条第一項の改正規定並びに同法第一百六十八条の改正規定（「第四十八条」を「第五十二条」に、「並びに第百三十二条」を「第百三十九条」に改め、「第四十八条第二項中「会社法第九百二条から第百三十七条まで並びに第百三十九条」に改め、「第四十八条第二項中「会社法第九百三十条第二項各号」とあるのは「技術研究組合法第百五十六条第二項各号」と、同法第五十条第一項」を削る部分に限る。）、第一百七条の規定（前号に掲げる改正規定を除く。）並びに第一百十一条の規定（前号に掲げる改正規定を除く。）会社法改正法附則第一条ただし書に規定する規定の施行の日

附 則 （令和二年六月一一日法律第五〇号）抄
 第一条 この法律は、公布の日から起算して一年六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。
 一 附則第二十七条の規定 公布の日
 二 第三条中金融商品取引法第百五十六条の六十三から第百五十六条の六十六までの改正規定、同法第一百五十六条の七十四第一項第一号の改正規定、同法第一百五十六条の七十五の改正規定、同法第一百九十八条の六の改正規定及び同法第二百八条第二十六号の二の改正規定並びに第十四条の規定並びに附則第三条から第十六条まで、第二十条（登録免許税法（昭和四十二年法律第三十五号）別表第一第四十九号の改正規定に限る。）、第二十一条（住民基本台帳法（昭和四十二年法律第八十一号）別表第一の十二の項の改正規定に限る。）、第二十五条（金融庁設置法（平成十年法律第百三十号）第四条第一項第三号の改正規定に限る。）及び第二十六条の規定（政令への委任）
 第二十七条 この附則に規定するもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置（罰則に関する経過措置を含む。）は、政令で定める。
 附 則 （令和二年六月一一日法律第五二号）抄
 第一条 この法律は、令和三年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。
 一 第三条中介護保険法附則第十三条（見出しを含む。）及び第十四条（見出しを含む。）の改正規定、第四条中健康保険法等の一部を改正する法律附則第百三十条の二第一項の規定によりなほその効力を有するものとされた同法第一十六条の規定による改正前の介護保険法附則第十一

（施行期日）
附 則 （令和二年五月二九日法律第三三号）抄
 第一条 この法律は、公布の日から起算して二年六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。
 附 則 （令和二年五月二二日法律第三〇号）抄
 第一条 この法律は、令和二年四月一日から施行する。
 附 則 （令和二年五月二二日法律第三三号）抄
 第一条 この法律は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

（施行期日）
附 則 （令和二年五月二九日法律第三三号）抄
 第一条 この法律は、公布の日から起算して二年六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

条の改正規定並びに第二条の規定並びに次条第五項から第七項まで並びに附則第三条、第四条及び第七条から第九条までの規定 公布の日から起算して一年六月を超えない範囲内において政令で定める日

附 則（令和四年六月一〇日法律第六一号）抄

（施行期日）この法律は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

附 則（令和四年六月一〇日法律第六三号）抄

（施行期日）この附則に規定するもののほか、この法律の施行に關し必要な経過措置は、政令で定める。

附 則（令和四年六月一〇日法律第六九号）抄

（施行期日）この法律は、公布の日から起算して九月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

附 則（令和四年六月一七日法律第六九号）抄

（施行期日）この附則に規定するもののほか、この法律の施行に關し必要な経過措置は、政令で定める。

附 則（令和四年六月一七日法律第六三号）抄

（施行期日）この法律は、公布の日から起算して九月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

附 則（令和四年六月一七日法律第六九号）抄

（施行期日）この法律は、公布の日から起算して九月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

附 則（令和四年六月一七日法律第六九号）抄

（施行期日）この附則に規定するもののほか、この法律の施行に關し必要な経過措置は、政令で定める。

附 則（令和四年六月一七日法律第六九号）抄

（施行期日）この法律は、公布の日から起算して九月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

附 則（令和四年六月一七日法律第六九号）抄

（施行期日）この法律は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

附 則（令和四年六月一七日法律第六九号）抄

（施行期日）この法律は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

附 則（令和四年六月一七日法律第六九号）抄

（施行期日）この法律は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

附 則（令和四年六月一七日法律第六九号）抄

（施行期日）この法律は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

二 附則第十九条の規定 公布の日
三 附則第十九条の規定（電気事業法目次の改正規定（「第五款 承継（第五十五条の二）」を「第五款 承継（第五十五条の二）／第六款 認定高度保安実施設置者（第五十五条の三－第五十五条の十三）／」に改める部分に限る。）、同法第三章第二節に「款を加える改正規定、同法第五十五条の次に「一条を加える改正規定、同法第一百十二条第一項第五号を同項第六号とし、同項第四号の次に二号を加える改正規定（同項第四号の二に係る部分に限る。）、同法第一百二十条第一号の改正規定（「第五十五条の二（第三項）」の下に「第五十五条の七」を加える部分に限る。）、同法第五号の改正規定及び同法第八号の次に「号を加える改正規定を除く。」）並びに附則第四条、第五条、第八条から第十条まで、第十五条及び第十八条の規定 公布の日から起算して九月を超えない範囲内において政令で定める日）

四 第十二条の規定並びに次条並びに附則第三条、第十二条及び第十三条の規定、附則第十四条中液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律（昭和四十二年法律第百四十九号）第三十七条の六第一項ただし書の改正規定並びに附則第十七条の規定 この法律の施行の日から起算して三年を経過した日
（政令への委任）

第五条 この附則に規定するもののほか、この法律の施行に關し必要な経過措置（罰則に關する経過措置を含む。）は、政令で定める。

附 則（令和五年三月三一日法律第三号）抄

（施行期日）この法律は、令和五年四月一日から施行する。

附 則（令和五年四月二八日法律第一八号）抄

（施行期日）この法律は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

附 則（令和五年五月二日法律第二二号）抄

（施行期日）この法律は、公布の日から起算して三月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

附 則（令和五年五月八日法律第二二号）抄

（施行期日）この法律は、令和七年四月一日から施行する。

附 則（令和五年五月八日法律第二二号）抄

（施行期日）この法律は、公布の日から起算して三月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

二 附則第十九条の規定 公布の日

定（中心市街地の活性化に関する法律（平成十年法律第九十二号）第四十条第一項の改正規定（「第二十三条」を「第二十一条の五」に改める部分に限る。）を除く。）、附則第二十二条の規定（附則第二十二条の規定（流通業務の総合化及び効率化の促進に関する法律（平成十七年法律第八十五号）第十二条第二項の改正規定を除く。）、附則第二十三条の規定（附則第二十四条の規定（地域公共交通の活性化及び再生に関する法律（平成十九年法律第五十九号）第二十七条の五第二項の改正規定（「第十五条第一項」を「第十六条第一項」に改める部分に限る。）、同法第二十七条の十九の改正規定（「第十五条」を「第十六条」に改める部分に限る。）及び同法第三十五条第二項の改正規定（「第十五条第一項」を「第十六条第一項」に改める部分に限る。）を除く。）、附則第二十五条の規定（観光圏の整備による観光旅客の来訪及び滞在の促進に関する法律（平成二十年法律第三十九号）第十三条第二項の改正規定（「第二十三条」を「第二十一条の五」に改める部分に限る。）を除く。）、附則第二十六条の規定（総合特別区域法（平成二十三年法律第八十一号）第十九条の三の改正規定（第八条第一項」を「第六条」に改める部分に限る。）を除く。）、附則第二十七条及び第二十八条の規定（附則第二十九条の規定（文化観光拠点施設を中心とした地域における文化観光の推進に関する法律（令和二年法律第十八号）第八条第二項の改正規定（「第二十三条」を「第二十一条の五」に改める部分に限る。）を除く。）並びに附則第三十条及び第三十一条の規定（公布の日から起算して二年を超えない範囲内において政令で定まる日

第一条 この法律は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

(施行期日) 第二条 二つの法律は、公布の日から起算して一手交換による範囲内ごとに、改定する日から施行する。

附則（令和五年五月三一日法律第三七号）抄

第一條 この法律は公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

第一条 この法律は、
 国立健康危機管理研究機構法
(令和五年法律第四十六号)
 の施行の日(以下
 (施行期日))

(政令への委任)
第五条 前三条に定めるもの以外は、二つ法律の施行に際して必要なる品目を除くは、政令で定める。

(施行期日) 開業後六ヶ月以内に施行する旨

る日から施行する
一及び二 略

まで及び第二十一条から第二十三条までの規定において政令で定める日

(施行期日) 附則
〔令和五年一月二九日法律第七十九号〕抄

第一号 この法律は、公布の日から起算して、一年を起算する範囲ににおいて、政令で定める日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

二 附則第六十八条の規定 公布の日

第一条 中金融商品取引法第十五条第一項、第二十九条の四第一項、第三十三条の五第一項、第五十条の二第一項、第十一項及び第十二項 第五十九条の四第一項、第六十条の三第一項、第六十四条第三項、第六十四条の二第一項、第六十四条の七第六項、第六十六条の十九第一項、第八十条第二項、第八十二条第二項、第一百六条の十二第二項、第一百五十五条の三第二項、第一百五十六条の四第二項、第一百五十六条の二十の四第二項、第一百五十六条の二十の十八第二項並びに第一百五十六条の二十五第二項の改正規定並びに同法附則第三条の二及び第三条の三第四項の改正規定、第二条の規定、第五条中農業協同組合法第十二条の六十六第一項、第九十二条の三第一項及び第九十二条の五の九第二項の改正規定、第六条中水産業協同組合法第八十七条の二第一項、第一百七条第一項及び第一百十七条第二項の改正規定、第七条中協同組合による金融事業に関する法律第四条の四第一項、第六条の四及び第六条の五の十第二項の改正規定、第八条中投資信託及び投資法人に関する法律第九十八条第五号、第一百条第五号及び第一百三十六条第一項の改正規定、第九条中信用金庫法第五十四条の二十三第一項、第八十五条の二の二及び第八十九条第十項の改正規定、第十条中長期信用銀行法第十三条の二第一項及び第十六条の七の改正規定、第十二条中労働金庫法第五十八条の五第一項、第八十九条の四及び第九十四条第六项の改正規定、第十二条中銀行法第十六条の二第一項、第五十二条の五十二第六号、第五十二条の六十の二第一項及び第五十二条の六十一の五第一項の改正規定、第十四条中保険業法第六条第一項、第一百七十二条の四第一項、第二百七十二条の三第一項、第二百七十九条第一項、第二百八十八条第一項、第二百八十九条第一項及び第二百九十条第一項の改正規定、第十五条中資産の流動化に関する法律第七十七条第一項の改正規定、第十七条中農林中央金庫法第五十四条第三項、第七十二条第一項、第九十五条の三第一項及び第九十五条の五の十第二項の改正規定並びに第十九条中株式会社商工組合中央金庫法第二十二条第三項、第三十九条第一項及び第六十条の六第一項の改正規定並びに附則第十四条から第十七条まで、第二十三条第一項、第三十四条、第三十七条から第三十九条まで及び第四十二条から第四十三条までの規定、附則第四十四条中登録免許税法（昭和四十二年法律第三十五号）別表第一第一四十八号の改正規定並びに附則第四十五条から第四十八条まで、第五十二条、第五十四条、第五十五条、第五十八条から第六十三条まで及び第六十五条の規定 公布の日から起算して三月を超えない範囲内において政令で定める日

（政令への委任）

第六十八条 この附則に規定するもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置（罰則に関する経過措置を含む）は、政令で定める。

第一条 この法律は、令和六年四月一日から施行する。
（政令への委任）

第七十三条 この附則に規定するもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置は、政令で定める。

（施行期日）

附 則 （令和六年三月三〇日法律第六号） 抄

（施行期日）

第一条 この法律は、令和六年四月一日から施行する。
（政令への委任）

第七十三条 この法律は、令和六年四月一日から施行する。
（施行期日）

附 則 （令和六年四月一九日法律第一七号） 抄

（施行期日）

第一条 この法律は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

第一条 この法律は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から施

第一条 この法律は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施
(施行期日)

行得するに付し、其定に
から三まで 略
四 第三条の規定（前号に掲げる改正規定を除く。）並びに附則第五条の規定及び附則第十一
中登録免許税法（昭和四十二年法律第三十五号）別表第一第一百二十五号の改正規定（二流通業

公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日

(施丁期日) 附則(令和六年五月二二日法律第三三号)抄

第一条 この法律は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 附則第十八条の規定

(政令への委任) 第二十九条の二の付則に規定するもの及び、二の法律の施行に際して必要な準備措置(同則に規定する

（この附則は規定するもののはが
この法律の施行に關し必要な経過措置
（書類に關する。）
経過措置を含む。）は、政令で定める。

附 則（令和六年五月二十四日法律第三八号）抄

(施行期日) 第一条の法律は、公布の日から起算して二年を超えない範囲内において政令で定める日から施

行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

二 一 附則第二十二条の規定
格 公布の日

第三章第一節（試掘に係る部分に限る。）、同章第二節（試掘及び試掘権に係る部分に限る。）

、同章第三節第三款、第六十五条（試掘に係る部分に限る。）、同章第四節（試掘に係る部分に

限る。）、第五章及び第六章（試掘に係る部分に限る。）、第一百三十二条（第一号）（第四条第一項、第十二条第一項、第十四条第一項及び第百二十条第一項に係る部分に限る。）に係る部分に

功 第二条第一項 第四条第一項及び第二条第一項に係る部分に限る)に係る部分に限る)、第一百三十二条第二項(試掘者に係る部分に限る)、第一百三十三条(前号に掲げる規

定及び第十条第一項に係る部分を除き、試掘に係る部分に限る。）、第一百三十四条（試掘に係る

部分に限る。）並びに第三百三十七条第一項の規定（これらの規定に係る罰則を含む。）並びに附則第七条、第八条、第十条から第十二条まで、第十七条及び第十九条から第二十二条までの規定

定 公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日

(政令への委任)

この法律の施行に關し必要な経過措置（罰則は関する経過措置を含む。）は、政令で定める。

附 則（令和六年五月二九日法律第四〇号）抄

(施行期日) 第二条の法律は、公布の日から起算して六月を経過しない範囲内において政令で定める日から施

公有の田から走算して、八月を起^ハるが、軍團内ににおいて、政令で定めた日から方
行する。

附 則（令和六年六月一四日法律第五一号）抄

第一条 本法律は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

行する。ただし、附則第八条、第九条、第十二条及び第十三条の規定は、公布の日から施行す

(參見乞汗脫去)一郎女三(一半)聖體吉量

(登録免許法の一部改正は付し経過措置)

は同条第四項前段の認定に係る前条の規定による改正前の登録免許税法別表第一第七十七号の二

		(五) 根抵当権の一部譲渡又は法人の分割による移転の登録	
		一部譲渡又は分割後の 共所有者の数で極度 の金額を除して計算し た金額	千分の二
(六)	抵当権の順位の変更の登録	公共施設等運営権の 件数	千分の一
(七)	信託の登録	公共施設等運営権の 金額	千分の四
イ	抵当権の信託の登録	債権金額又は極度	千分の五
ロ 抵当権以外の権利の信託の登録		債権金額又は極度	千分の四
(八) 付記登録、仮登録、抹消した登録の回復の登録 又は登録の更正若しくは変更の登録（これらの登録の うち（一）から（七）までに掲げるものを除く。）		金額を除して計算し た金額	千分の一
(九) 登録の抹消		千分の一	千分の二
四の三 樹木採取権の登録（樹木採取権の信託の登録を含む。）		千分の一	千分の二
(二) 設定の登録		千分の一	千分の二
(二) 移転の登録		千分の一	千分の二
イ	相続又は法人の合併による移転の登録	千分の一	千分の二
ロ	その他の原因による移転の登録	千分の一	千分の二
(三) 抵当権の設定、強制競売、競売、強制管理若し くは担保不動産収益執行に係る差押え、仮差押え、仮 処分又は抵当付債権の差押えその他権利の処分の制限 の登録		千分の一	千分の二
(四) 抵当権の移転の登録		千分の一	千分の二
イ	相続又は法人の合併による移転の登録	千分の一	千分の二
ロ	その他の原因による移転の登録	千分の一	千分の二
(五) 根抵当権の一部譲渡又は法人の分割による移転 の登録		千分の一	千分の二
(六) 抵当権の順位の変更の登録		千分の一	千分の二
(七) 信託の登録		千分の一	千分の二
イ	抵当権の信託の登録	千分の一	千分の二
ロ 抵当権以外の権利の信託の登録		千分の一	千分の二
(八) 付記登録、仮登録、抹消した登録の回復の登録 又は登録の更正若しくは変更の登録（これらの登録の うち（一）から（七）までに掲げるものを除く。）		千分の一	千分の二
(九) 登録の抹消		千分の一	千分の二
五 工場財団、鉱業財団、漁業財団、港湾運送事業財団、道路交通事業財 団又は観光施設財団の登記（これらの財団の信託の登記を含む。）		千分の一	千分の二
(二) 所有権の保存の登記		千分の一	千分の二
(二) 抵当権の設定、強制競売、競売、強制管理若し くは担保不動産収益執行に係る差押え、仮差押え、仮 処分又は抵当付債権の差押えその他権利の処分の制限 の登記		千分の一	千分の二
(三) 抵当権の移転の登記		千分の一	千分の二
(四) 根抵当権の一部譲渡又は法人の分割による移転 の登記		千分の一	千分の二
(五) 抵当権の順位の変更の登記		千分の一	千分の二
(六) 信託の登記		千分の一	千分の二
四の四 漁港水面施設運営権の登録（漁港水面施設運営 権の信託の登録を含む。）		千分の一	千分の一
(一) 設定の登録		千分の一	千分の一
(二) 移転の登録		千分の一	千分の一
漁港水面施設運営権の の価額		漁港水面施設運営権 の価額	千分の一
千分の一		千分の一	千分の二

(七) 付記登記、仮登記、抹消された登記の回復の登記又は登記事項の更正若しくは変更の登記(これらの登記のうち(一)から(六)までに掲げるものを除く)。		(八) 登記の抹消	
(一) 企業担保権の登記(企業担保権の信託の登記を含む。)		財団の数	
(二) 企業担保権の設定の登記		一個につき六千円	
(三) 企業担保権の順位の変更の登記		一個につき六千円	
(四) 信託の登記		一個につき六千円	
(五) 付記登記、仮登記、抹消された登記の回復の登記又は登記事項の更正若しくは変更の登記(これらの登記のうち(一)から(四)までに掲げるものを除く)。		一個につき六千円	
(六) 登記の抹消		一個につき六千円	
(七) 鉄道財團、軌道財團又は運河財團の登記(これらの財團の信託の登記を含む。)		一個につき六千円	
(一) 抵当権の設定又は強制競売若しくは強制管理の申立ての登記		一個につき六千円	
(二) 抵当権の移転の登記		一個につき六千円	
(三) 根抵当権の一部譲渡又は法人の分割による移転		一個につき六千円	
(四) 抵当権の順位の変更の登記		一個につき六千円	
(五) 信託の登記		一個につき六千円	
(六) 付記登記又は登記の更正若しくは変更の登記(これらの登記のうち(二)から(五)までに掲げるものを除く)。		一個につき六千円	
(七) 登記の抹消		一個につき六千円	
八 動産の抵当権に関する登記又は登記(動産の抵当権の信託の登記又は登記を含む。)		一個につき六千円	
(一) 農業用動産の抵当権に関する登記		一個につき六千円	
口 抵当権の移転の登記		一個につき六千円	
ハ 根抵当権の一部譲渡又は法人の分割による移転の登記		一個につき六千円	
イ 抵当権の設定の登記		一個につき六千円	
ト 登記の抹消		一個につき六千円	
ハ 根抵当権の一部譲渡又は法人の分割による移転の登記		一個につき六千円	
ホ 抵当権の信託の登記		一個につき六千円	
ニ 抵当権の順位の変更の登記		一個につき六千円	
オ 抵当権の移転の登記		一個につき六千円	
ハ 根抵当権の一部譲渡又は法人の分割による移転の登記		一個につき六千円	
ホ 抵当権の信託の登記		一個につき六千円	
ニ 抵当権の順位の変更の登記		一個につき六千円	
九 動産の譲渡又は債権の譲渡若しくは質権の設定の登記		一個につき六千円	
(一) 動産の譲渡の登記		一個につき六千円	
(二) 債権の譲渡の登記		一個につき六千円	
(三) (二) 又は(二)に掲げる登記の存続期間を延長する登記		一個につき六千円	
(四) 登記の抹消		一個につき六千円	
十 著作権の登録(著作権の信託の登録を含む。)		一個につき六千円	

(二) 著作権の移転の登録		著作権の件数	一件につき三千
(二) 著作権を目的とする質権の設定又は著作権若しくは当該質権の処分の制限の登録		著作権の件数	一件につき一万
(三) 著作権を目的とする質権の移転の登録		著作権の件数	一千円
(四) 無名著作物又は変名著作物の著作者の実名登録		著作権の件数	千分の四
(五) 信託の登録		債権金額	八千円
(イ) 質権の信託の登録		著作権の件数	一件につき五千
(ロ) その他の原因による移転の登録		著作権の件数	百円
(六) 第一発行年月日若しくは第一公表年月日又は創作年月日の登録		著作権の件数	一件につき三千
(七) 抹消した登録の回復の登録又は登録の更正若しくは変更の登録		著作権の件数	一個につき九千
(八) 登録の抹消		著作権の件数	円
(十一) 出版権の登録(出版権の信託の登録を含む。)		著作権の件数	円
(二) 出版権の設定の登録		債権金額	円
(一) 出版権の移転の登録		著作権の件数	円
(二) 相続又は法人の合併による移転の登録		著作権の件数	円
(ロ) その他の原因による移転の登録		著作権の件数	円
(三) 出版権を目的とする質権の設定又は出版権若しくは当該質権の処分の制限の登録		著作権の件数	円
(四) 出版権を目的とする質権の移転の登録		著作権の件数	円
(イ) 相続又は法人の合併による移転の登録		著作権の件数	円
(ロ) その他の原因による移転の登録		著作権の件数	円
(五) 信託の登録		債権金額	円
(イ) 質権の信託の登録		著作権の件数	円
(ロ) 質権以外の権利の信託の登録		著作権の件数	円
(六) 第一発行年月日若しくは第一公表年月日又は創作年月日の登録		著作権の件数	円
(七) 抹消した登録の回復の登録又は登録の更正若しくは変更の登録		著作権の件数	円
(八) 登録の抹消		著作権の件数	円
(十一) 出版権の登録(出版権の信託の登録を含む。)		著作権の件数	円
(二) 出版権の設定の登録		債権金額	円
(一) 出版権の移転の登録		著作権の件数	円
(二) 相続又は法人の合併による移転の登録		著作権の件数	円
(ロ) その他の原因による移転の登録		著作権の件数	円
(三) 出版権を目的とする質権の設定又は出版権若しくは当該質権の処分の制限の登録		著作権の件数	円
(四) 出版権を目的とする質権の移転の登録		著作権の件数	円
(イ) 相続又は法人の合併による移転の登録		著作権の件数	円
(ロ) その他の原因による移転の登録		著作権の件数	円
(五) 信託の登録		債権金額	円
(イ) 質権の信託の登録		著作権の件数	円
(ロ) 質権以外の権利の信託の登録		著作権の件数	円
(六) 抹消した登録の回復の登録又は登録の更正若しくは変更の登録		著作権の件数	円
(七) 登録の抹消		著作権の件数	円
(十一) 特許権の登録(特許権の信託の登録を含む。)		著作権の件数	円
(二) 特許権の登録		債権金額	円
(一) 特許権の移転の登録		著作権の件数	円
(二) 相続又は法人の合併による移転の登録		著作権の件数	円
(ロ) その他の原因による移転の登録		著作権の件数	円
(三) 特許権若しくは専用実施権を含む。以下この号において同じ。)の設定又は保存の登録(仮専用実施権に係る特許願について特許権の設定の登録があつたことに伴い当該仮専用実施権の設定行為で定めた範囲内において受けるものを除く。)		著作権の件数	円
(四) 専用実施権の移転又は特許権若しくは当該質権の処分の制限の登録		著作権の件数	円
(四) 専用実施権の移転又は特許権若しくは専用実施権を目的とする質権の登録		著作権の件数	円
(イ) 相続又は法人の合併による移転の登録		著作権の件数	円
(ロ) その他の原因による移転の登録		著作権の件数	円
(五) 信託の登録		債権金額	円
(イ) 質権の信託の登録		著作権の件数	円
(ロ) 質権以外の権利の信託の登録		著作権の件数	円
(六) 抹消した登録の回復の登録又は登録の更正若しくは変更の登録		著作権の件数	円
(七) 登録の抹消		著作権の件数	円
(十二) 著作隣接権の登録(著作隣接権の信託の登録を含む。)		著作隣接権の件数	円
(二) 著作隣接権を目的とする質権の設定又は著作隣接権若しくは当該質権の処分の制限の登録		著作隣接権の件数	円
(三) 著作隣接権を目的とする質権の移転の登録		著作隣接権の件数	円
(イ) 相続又は法人の合併による移転の登録		著作隣接権の件数	円
(ロ) その他の原因による移転の登録		著作隣接権の件数	円
(四) 信託の登録		債権金額	円
(イ) 質権の信託の登録		著作権の件数	円
(ロ) 質権以外の権利の信託の登録		著作権の件数	円
(五) 信託の登録		債権金額	円
(イ) 質権の信託の登録		著作権の件数	円
(ロ) 質権以外の権利の信託の登録		著作権の件数	円
(六) 抹消した登録の回復の登録又は登録の更正若しくは変更の登録		著作権の件数	円
(七) 登録の抹消		著作権の件数	円

特許権等の件数		一件につき千円	
実用新案権の件数		一件につき三千円	
実用新案権の件数	一件につき三千円	実用新案権の件数	一件につき三千円
専用実施権の件数	一件につき九千円	専用実施権の件数	一件につき九千円
債権金額	千分の四	債権金額	千分の四
(一) 専用実施権の登録	ロ その他の原因による移転の登録	(一) 専用実施権の登録	ロ その他の原因による移転の登録
(二) 専用実施権の設定又は保存の登録	イ 相続又は法人の合併による移転の登録	(二) 専用実施権の登録	イ 相続又は法人の合併による移転の登録
(三) 意匠権若しくは専用実施権を目的とする質権の処分の制限の登録	ロ その他の原因による移転の登録	(三) 意匠権若しくは専用実施権を目的とする質権の処分の登録	ロ その他の原因による移転の登録
(四) 専用実施権の移転又は意匠権若しくは専用実施権を目的とする質権の移転の登録	イ 質権以外の権利の信託の登録	(四) 専用実施権の移転又は意匠権若しくは専用実施権を目的とする質権の移転の登録	イ 質権以外の権利の信託の登録
(五) 信託の登録	ロ その他の原因による移転の登録	(五) 信託の登録	ロ その他の原因による移転の登録
イ 質権の信託の登録	イ 質権の信託の登録	イ 質権の信託の登録	イ 質権の信託の登録
ロ 質権以外の権利の信託の登録	ロ 質権以外の権利の信託の登録	ロ 質権以外の権利の信託の登録	ロ 質権以外の権利の信託の登録
(六) 付記登録、仮登録、抹消した登録の回復の登録又は登録の更正若しくは変更の登録(これらの登録のうち(一)から(五)までに掲げるものを除く。)	ロ その他の原因による移転の登録	(六) 付記登録、仮登録、抹消した登録の回復の登録又は登録の更正若しくは変更の登録(これらの登録のうち(一)から(五)までに掲げるものを除く。)	ロ その他の原因による移転の登録
(七) 登録の抹消	ロ その他の原因による移転の登録	(七) 登録の抹消	ロ その他の原因による移転の登録
(八) 意匠権の登録(意匠権の信託の登録を含み、国際登録簿への登録を除く。)	ロ その他の原因による移転の登録	(八) 意匠権の登録(意匠権の信託の登録を含み、国際登録簿への登録を除く。)	ロ その他の原因による移転の登録
(九) 意匠権の移転の登録	ロ その他の原因による移転の登録	(九) 意匠権の移転の登録	ロ その他の原因による移転の登録
(十) 意匠権の相続又は法人の合併による移転の登録	ロ その他の原因による移転の登録	(十) 意匠権の相続又は法人の合併による移転の登録	ロ その他の原因による移転の登録
(十一) 専用実施権の設定又は保存の登録	ロ その他の原因による移転の登録	(十一) 専用実施権の設定又は保存の登録	ロ その他の原因による移転の登録
(十二) 意匠権若しくは専用実施権を目的とする質権の処分の制限の登録	ロ その他の原因による移転の登録	(十二) 意匠権若しくは専用実施権を目的とする質権の処分の制限の登録	ロ その他の原因による移転の登録
(十三) 専用実施権の移転又は意匠権若しくは専用実施権を目的とする質権の移転の登録	ロ その他の原因による移転の登録	(十三) 専用実施権の移転又は意匠権若しくは専用実施権を目的とする質権の移転の登録	ロ その他の原因による移転の登録
(十四) 実用新案権の登録(実用新案権の信託の登録を含む。)	ロ その他の原因による移転の登録	(十四) 実用新案権の登録(実用新案権の信託の登録を含む。)	ロ その他の原因による移転の登録
(十五) 意匠権の登録(意匠権の信託の登録を含み、国際登録簿への登録を除く。)	ロ その他の原因による移転の登録	(十五) 意匠権の登録(意匠権の信託の登録を含み、国際登録簿への登録を除く。)	ロ その他の原因による移転の登録
(十六) 商標権の登録(商標権の信託の登録を含み、国際登録簿への登録を除く。)	ロ その他の原因による移転の登録	(十六) 商標権の登録(商標権の信託の登録を含み、国際登録簿への登録を除く。)	ロ その他の原因による移転の登録
(十七) 回路配置利用権の登録(回路配置利用権の信託の登録を含む。)	ロ その他の原因による移転の登録	(十七) 回路配置利用権の登録(回路配置利用権の信託の登録を含む。)	ロ その他の原因による移転の登録

		鉱区の数		增加した鉱区の面積	
		イ 鉱区の増加又は鉱区の増加及び減少による変更の登録	ロ 鉱区の減少による変更の登録	ハ 鉱区の合併による変更の登録	登録
(八) 放棄による探掘権の消滅の登録		一個につき三千円	五百円	一個につき二千円	ルにつき三千円
(九) 租鉱権の設定の登録		一個につき一万円	五百円	一個につき一千円	一個につき一千円
(十) 租鉱区の増減による租鉱権の変更の登録 イ 租鉱区の増加又は租鉱区の増加及び減少による変更の登録 ロ 租鉱区の減少による変更の登録		一個につき六千円	五百円	一個につき五千五百円	五百円
(十一) 租鉱区の増減による租鉱権の変更の登録 イ 相続又は法人の合併による移転の登録 ロ その他の原因による移転の登録		一個につき一千八百円	五百円	一個につき四百五十円	五百円
(十二) 存続期間の満了前の租鉱権の消滅の登録		一個につき九千円	五百円	一個につき一千五百円	五百円
(十三) 抵当権の設定又は鉱業権若しくは抵当権の処分の制限の登録		一個につき千八百円	五百円	一個につき四千五百円	五百円
(十四) 鉱業法第五十一条(鉱区の分割及び合併についての抵当権者の承諾及び協定)の承諾及び協定に係る抵当権の変更の登録		一個につき三千円	五百円	一個につき二千五百円	五百円
(十五) 順位の変更による抵当権の変更の登録 ((十)に掲げる登録を除く。)		一個につき三千円	五百円	一個につき二千五百円	五百円
(十六) 抵当権の移転の登録		一個につき六千円	五百円	一個につき二千五百円	五百円
(十七) 抵当権の順位の変更の登録		一個につき四千円	五百円	一個につき二千五百円	五百円
(十八) 信託の登録		五百円	五百円	五百円	五百円
イ 抵当権の信託の登録		一個につき九千円	五百円	一個につき二千五百円	五百円
ロ 抵当権以外の権利の信託の登録		一個につき五千円	五百円	一個につき二千五百円	五百円
(十九) 共同鉱業権者又は共同租鉱権者の脱退の登録		一個につき九千円	五百円	一個につき二千五百円	五百円
(二十) 付記登録、仮登録、抹消した登録の回復の登録又は登録の更正若しくは変更の登録(これらの登録のうち(一)から(十九)までに掲げるものを除く。)		五百円	五百円	五百円	五百円
(二十一) 登録の抹消		五百円	五百円	五百円	五百円
二十一 砂鉱権(砂鉱を目的とする鉱業権をいう。以下この号において同じ。)又は租鉱権(砂鉱権又は租鉱権の信託の登録を含む。)の登録		五百円	五百円	五百円	五百円
(二) 砂鉱権の設定の登録		五百円	五百円	五百円	五百円
(二) 鉱区の増減、合併又は分割による砂鉱権の変更の登録		五百円	五百円	五百円	五百円
鉱区の面積		鉱区の数	面積	鉱区の数	面積
(二) 鉱区の増減による変更の登録		五百円	五百円	五百円	五百円
(三) 砂鉱権の移転の登録		五百円	五百円	五百円	五百円
(四) 放棄による砂鉱権の消滅の登録		五百円	五百円	五百円	五百円
(五) 租鉱権の設定の登録		五百円	五百円	五百円	五百円
(六) 租鉱区の増減による租鉱権の変更の登録		五百円	五百円	五百円	五百円
(七) 租鉱権の移転の登録		五百円	五百円	五百円	五百円
(八) 存続期間満了前の租鉱権の消滅の登録		五百円	五百円	五百円	五百円
(九) 抵当権の設定又は砂鉱権若しくは抵当権の処分の制限の登録		五百円	五百円	五百円	五百円
(十) 鉱業法第五十一条(鉱区の分割及び合併についての抵当権者の承諾及び協定)の承諾及び協定に係る抵当権の変更の登録		五百円	五百円	五百円	五百円
(十一) 順位の変更による抵当権の変更の登録 ((十)に掲げる登録を除く。)		五百円	五百円	五百円	五百円
(十二) 抵当権の移転の登録		五百円	五百円	五百円	五百円
イ 相続又は法人の合併による移転の登録		五百円	五百円	五百円	五百円
ロ その他の原因による移転の登録		五百円	五百円	五百円	五百円
(十三) 抵当権の順位の変更の登録		五百円	五百円	五百円	五百円
(十四) 信託の登録		五百円	五百円	五百円	五百円
イ 抵当権の信託の登録		五百円	五百円	五百円	五百円
ロ 抵当権以外の権利の信託の登録		五百円	五百円	五百円	五百円
(十五) 共同砂鉱権者又は共同租鉱権者の脱退の登録		五百円	五百円	五百円	五百円
(十六) 付記登録、仮登録、抹消した登録の回復の登録又は登録の更正若しくは変更の登録(これらの登録のうち(一)から(十五)までに掲げるものを除く。)		五百円	五百円	五百円	五百円

		(十三) 抵当権の順位の変更の登録	
		共同開発鉱区の面積	抵当権の件数
(十四) 信託の登録		共同開発鉱区の面積	一件につき一万円
(十五) 特定鉱業権共有者の脱退の登録		共同開発鉱区の面積	一個につき九万円
(十六) 付記登録、仮登録、抹消した登録の回復の登録又は登録の更正若しくは変更の登録(これらの登録のうち(二)から(十五)までに掲げるものを除く。)		共同開発鉱区の面積	十萬平方メートルにつき百二十万円
(十七) 登録の抹消		共同開発鉱区の面積	一個につき二万円
(二十二) 特定鉱業権の登録(特定鉱業権の信託の登録を含む。)		不動産の個数	千分の一
(二) 新規登録		不動産の個数	千分の一
(二) 抹消した登録の回復又は登録の更正若しくは変更の登録		一個につき千円	一個につき千円
(二) 探査権の設定の登録		一個につき千円	一個につき千円
(二) 探査権の共同開発鉱区の減少の登録		一個につき三百円	一個につき三百円
(三) 探査権の移転の登録		一個につき十二万円	一個につき十二万円
(四) 相続又は法人の合併による移転の登録		十萬平方メートルにつき三百円	十萬平方メートルにつき三百円
(五) その他の原因による移転の登録		一個につき一千円	一個につき一千円
(四) 放棄による探査権の消滅の登録		一個につき六万円	一個につき六万円
(五) 採掘権の設定の登録		十萬平方メートルにつき三十円	十萬平方メートルにつき三十円
(六) 採掘権の存続期間の延長の登録		十萬平方メートルにつき百五十円	十萬平方メートルにつき百五十円
(七) 採掘権の共同開発鉱区の減少の登録		共同開発鉱区の面積	共同開発鉱区の面積
(八) 採掘権の移転の登録		共同開発鉱区の面積	共同開発鉱区の面積
(イ) 相続又は法人の合併による移転の登録		共同開発鉱区の面積	共同開発鉱区の面積
(九) 放棄による採掘権の消滅の登録		共同開発鉱区の面積	共同開発鉱区の面積
(十) 抵当権の設定又は特定鉱業権若しくは抵当権の処分の制限の登録		共同開発鉱区の面積	共同開発鉱区の面積
(十一) 順位の変更による抵当権の変更の登録		共同開発鉱区の面積	共同開発鉱区の面積
(十二) 抵当権の移転の登録		共同開発鉱区の面積	共同開発鉱区の面積
(イ) 相続又は法人の合併による移転の登録		共同開発鉱区の面積	共同開発鉱区の面積
(ロ) その他の原因による移転の登録		共同開発鉱区の面積	共同開発鉱区の面積
(九) 放棄による採掘権の消滅の登録		共同開発鉱区の面積	共同開発鉱区の面積
(十) 抵当権の設定又は特定鉱業権若しくは抵当権の処分の制限の登録		共同開発鉱区の面積	共同開発鉱区の面積
(十一) 順位の変更による抵当権の変更の登録		共同開発鉱区の面積	共同開発鉱区の面積
(十二) 抵当権の移転の登録		共同開発鉱区の面積	共同開発鉱区の面積
(イ) 相続又は法人の合併による移転の登録		共同開発鉱区の面積	共同開発鉱区の面積
(ロ) その他の原因による移転の登録		共同開発鉱区の面積	共同開発鉱区の面積
(二十三) 漁業権又は入漁権の登録(漁業権又は入漁権の信託の登録を含む。)		試掘区域の数	一個につき九千円
(二) 漁業権の登録		試掘区域の数	一個につき九千円
(二) 漁業権又は入漁権の持分の移転の登録		試掘区域の数	一個につき九千円
(イ) 相続又は法人の合併による移転の登録		試掘区域の数	一個につき九千円
(ロ) その他の原因による移転の登録		試掘区域の数	一個につき九千円
共同開発鉱区の面積		漁業権の件数	一件につき千五百円
共同開発鉱区の面積		漁業権の件数	一百円
共同開発鉱区の面積		漁業権の件数	一件につき九千八百円
共同開発鉱区の面積		漁業権の件数	一万円
共同開発鉱区の面積		漁業権の件数	十万平方メートルにつき六十九円
共同開発鉱区の面積		漁業権の件数	十万平方メートルにつき百二十円

二 株式会社又は合同会社の資本金の増加の登記（へ及びチに掲げる登記を除く。）

ハ 合同会社の設立の登記（本及びトに掲げる登記を除く。）

一九三九年正月廿二日

申請件数	資本金の額	一件につき六万円
資本金の額	千分の七	千分の七
(これによつて計算した税額が十五万円に満たないときは、申請件数一件につき六万円)	増加した資本金の額	千分の七
万円)	資本金の額	千分の一・五
(これによつて計算した税額が三万円に満たないときは、申請件数一件につき三万円)	（新設合併により消滅した会社又は組織変更若しくは種類の変更をした会社の当該新設合併又は組織変更若しくは種類の変更の直前における資本金の額として財務省令で定めるものを超える資本金の額に対応する部分については、千分の七）	千分の一・五
万円）	增加した資本金の額	千分の一・五
(これによつて計算した税額が三万円に満たないときは、申請件数一件につき三万円)	（吸収合併により消滅した会社の直前における資本金の額として財務省令で定めるものを超える資本金の額に対応する部分につ	千分の一・五

二 商法第十七条第二項（営業譲渡の際の免責の登記）の登記	申請件数
本商号の廃止の登記又は登記の更正、変更若しくは消滅の登記（これらの登記のうちイ又はロに掲げるものを除く。）へ登記の抹消	申請件数
(一) 個人につきその支店の所在地においてする登記	申請件数
イ (一) イからニまでに掲げる登記	申請件数
ロ (一) ホに掲げる登記又は登記の抹消	申請件数
三十一 船舶管理人の登記	申請件数
(二) 船舶管理人の選任又はその代理権の消滅の登記	申請件数
(二) 抹消された登記の回復の登記又は登記事項の更正若しくは変更の登記	申請件数
三十二 夫婦財産契約の登記	申請件数
(一) 民法（明治二十九年法律第八十九号）第七百五十六条（夫婦財産契約の対抗要件）の登記	申請件数
(二) 登記事項の更正又は変更の登記	申請件数
(三) 登記の抹消	申請件数
三十三 人の資格の登録若しくは認定又は技能証明（注）社会保険労務士法（昭和四十三年法律第八十九号）第十四条の十一の三第一項（紛争解決手続代理業務の付記）の規定により社会保険労務士の登録に対する紛争解決手続代理業務試験に合格した旨の付記は、新たな当該登録とみなし、作業環境測定法（昭和五十年法律第二十八号）第七条（登録）の第二種作業環境測定士の登録を受けている者が、同法第五条（作業環境測定士の資格）の規定により第一種作業環境測定士となる資格を有することとなつたことに伴い作業環境測定士登録証の書換えの申請をした場合における当該書換えは、新たな同法第七条の第一種作業環境測定士の登録とみなす。	申請件数
(一) 公認会計士又は外国公認会計士の登録	登録件数
イ 公認会計士法（昭和二十三年法律第百三号）第十一条（登録）の公認会計士の登録	登録件数
七条（登録）の公認会計士の登録	登録件数
ロ 公認会計士法第十六条の二第一項（外国で資格を有する者の特例）の外国公認会計士の登録	登録件数
(二) 行政書士法（昭和二十六年法律第四号）第六条第一項（登録）の行政書士の登録	登録件数
(二) 政治資金規正法（昭和二十三年法律第百九十四号）第十九条の十八（登録）の登録政治資金監查人の登録	登録件数
(三) 弁護士法（昭和二十四年法律第一百五号）第八条（弁護士の登録）の弁護士の登録	登録件数

(四) 外国弁護士による法律事務の取扱い等に関する法律（昭和六十一年法律第六十六号）第二十五条第一項（登録）の外国法事務弁護士の登記	登録件数
(五) 司法書士の登録又は認定	登録件数
イ 司法書士法（昭和二十五年法律第百九十七号）第八条第一項（司法書士名簿の登録）の司法書士の登記	登録件数
ロ 司法書士法第三条第二項第二号（簡裁訴訟代理等関係業務の認定）の認定	登録件数
(六) 土地家屋調査士の登録又は認定	登録件数
イ 土地家屋調査士法（昭和二十五年法律第二百一十九号）第八条第一項（土地家屋調査士名簿の登録）の土地家屋調査士の登録	登録件数
(七) 税理士法（昭和二十六年法律第二百三十七号）第十八条（登録）の税理士の登録	登録件数
(八) 技術士法（昭和五十八年法律第二十五号）第三十二条第一項又は第二項（登録）の技術士又は技術士補の登録	登録件数
イ 技術士の登録	登録件数
ロ 技術士補の登録	登録件数
三十四 人の資格の登録（八の二）公認心理師法（平成二十七年法律第六十八号）第二十八条（登録）の公認心理師の登録	登録件数
(九) 法令の規定により国の行政機関に備える名簿にする次に掲げる登録	登録件数
イ 次に掲げる者の新規登録	登録件数
(1) 医師又は歯科医師の登録	登録件数
(2) 薬剤師の登録	登録件数
(3) 保健師、助産師、看護師、理学療法士、作業療法士、診療放射線技師、臨床検査技師、視能訓練士、臨床工学技士又は義肢装具士の登録	登録件数
ロ イ (1) から (3) までに掲げる者に係る登録事項の変更の登録	登録件数
(十) 歯科衛生士法（昭和二十三年法律第二百四号）による歯科衛生士名簿にする登録	登録件数
イ 歯科衛生士法第六条第一項（登録）の歯科衛生士の登録	登録件数
(十の二) 歯科技工士法（昭和三十年法律第一百六十八号）による歯科技工士名簿にする登録	登録件数
イ 歯科技工士法第六条第一項（登録）の歯科技工士の登録	登録件数

二 商法第十七条第二項（営業譲渡の際の免責の登記）の登記	登録件数
本商号の廃止の登記又は登記の更正、変更若しくは消滅の登記（これらの登記のうちイ又はロに掲げるものを除く。）へ登記の抹消	登録件数
(一) 個人につきその支店の所在地においてする登記	登録件数
イ (一) イからニまでに掲げる登記	登録件数
ロ (一) ホに掲げる登記又は登記の抹消	登録件数
三十一 船舶管理人の登記	登録件数
(二) 船舶管理人の選任又はその代理権の消滅の登記	登録件数
(二) 抹消された登記の回復の登記又は登記事項の更正若しくは変更の登記	登録件数
三十二 夫婦財産契約の登記	登録件数
(一) 民法（明治二十九年法律第八十九号）第七百五十六条（夫婦財産契約の対抗要件）の登記	登録件数
(二) 登記事項の更正又は変更の登記	登録件数
(三) 登記の抹消	登録件数
三十三 人の資格の登録	登録件数
(一) 公認会計士又は外国公認会計士の登録	登録件数
イ 公認会計士法（昭和二十三年法律第百三号）第十一条（登録）の公認会計士の登録	登録件数
七条（登録）の公認会計士の登録	登録件数
ロ 公認会計士法第十六条の二第一項（外国で資格を有する者の特例）の外国公認会計士の登録	登録件数
(二) 行政書士法（昭和二十六年法律第四号）第六条第一項（登録）の行政書士の登録	登録件数
(二) 政治資金規正法（昭和二十三年法律第百九十四号）第十九条の十八（登録）の登録政治資金監査人の登録	登録件数
(三) 弁護士法（昭和二十四年法律第一百五号）第八条（弁護士の登録）の弁護士の登録	登録件数

口 登録事項の変更の登録	登録件数	一件につき一千円
(十一) 救急救命士法(平成三年法律第三十六号)による救急救命士名簿にする登録	登録件数	一件につき九千円
イ 言語聴覚士法第六条第一項(登録)の言語聴覚士の登録	登録件数	一件につき九千円
ロ 登録事項の変更の登録	登録件数	一件につき九千円
(十二) 言語聴覚士法(平成九年法律第一百三十二号)による言語聴覚士名簿にする登録	登録件数	一件につき九千円
イ 言語聴覚士法第六条第一項(登録)の言語聴覚士の登録	登録件数	一件につき九千円
ロ 登録事項の変更の登録	登録件数	一件につき九千円
(十三) あん摩マツサージ指圧師、はり師、きゅう師等に関する法律第三条の三第一項(登録)のあん摩マツサージ指圧師、はり師又はきゅう師の登録	登録件数	一件につき九千円
ロ イに規定する者に係る登録事項の変更の登録	登録件数	一件につき九千円
(十四) 柔道整復師法(昭和四十五年法律第十九号)による柔道整復師名簿にする登録	登録件数	一件につき九千円
イ 柔道整復師法第六条第一項(登録)の柔道整復師の登録	登録件数	一件につき九千円
ロ 登録事項の変更の登録	登録件数	一件につき九千円
(十五) 栄養士法(昭和二十二年法律第二百四十五号)	登録件数	一件につき九千円
第四条第三項(登録)の管理栄養士の登録	登録件数	一件につき九千円
(十六) 理容師法(昭和二十二年法律第二百三十四号)による理容師名簿にする登録	登録件数	一件につき九千円
イ 理容師法第五条の二第一項(登録)の理容師の登録	登録件数	一件につき九千円
ロ 登録事項の変更の登録	登録件数	一件につき九千円
(十七) 美容師法(昭和三十二年法律第二百六十三号)による美容師名簿にする登録	登録件数	一件につき九千円
イ 美容師法第五条の二第一項(登録)の美容師の登録	登録件数	一件につき九千円
ロ 登録事項の変更の登録	登録件数	一件につき九千円
(十八) 社会福祉士及び介護福祉士法(昭和六十二年法律第三十号)第二十八条(登録)の社会福祉士の登録又は同法第四十二条第一項(登録)の介護福祉士の登録若しくは同法附則第四条第一項(登録)の准介護福祉士の登録	登録件数	一件につき九千円
イ 社会福祉士の登録	登録件数	一件につき九千円
口 登録事項の変更の登録	登録件数	一件につき三千円
(十九) 精神保健福祉士法(平成九年法律第一百三十一号)第二十八条(登録)の精神保健福祉士の登録	登録件数	一件につき三万円
(二十) 獣医師法(昭和二十四年法律第一百八十六号)による獣医師名簿にする登録	登録件数	五千円
イ 獣医師法第七条第一項(登録)の獣医師の登録	登録件数	五千円
ロ 獣医師法附則第十五項(獣医師法の準用)において準用する同法第七条第一項の獣医仮免状の所有者の登録	登録件数	五千円
イ 愛玩動物看護師法第六条第一項(登録)の愛玩動物看護師の登録	登録件数	五千円
ロ 登録事項の変更の登録	登録件数	五千円
(二十一) 社会保険労務士法による社会保険労務士名簿にする登録	登録件数	五千円
イ 社会保険労務士法第十四条の二第一項(登録)の社会保険労務士の登録	登録件数	五千円
ロ 社会保険労務士法第二条第二項(社会保険労務士の業務)の紛争解決手続代理業務試験に合格した旨の付記	登録件数	五千円
(二十二) 作業環境測定法第七条(登録)の作業環境測定士の登録	登録件数	五千円
イ 第一種作業環境測定士の登録	登録件数	五千円
ロ 第二種作業環境測定士の登録	登録件数	五千円
(二十三) 計量法(平成四年法律第五十一号)第二十二条第一項(登録)の計量士の登録	登録件数	五千円
(二十四) 弁理士法(平成十二年法律第四十九号)第十七条第一項(登録)の弁理士の登録	登録件数	五千円
(二十五) 船舶職員及び小型船舶操縦者法第七条第一項(登録)及び海技免状の海技士で次に掲げるものの新規登録	登録件数	五千円

(三) 金融商品取引法第三十条第一項（認可）の業務の認可	件につき十五	認可件数
(四) 金融商品取引法第五十九条第一項（引受業務の一部の許可）の引受業務の許可	件につき九万円	許可件数
(五) 金融商品取引法第六十条第一項（取引所取引業務の許可）の取引所取引業務の許可	件につき十五万円	許可件数
(六) 金融商品取引法第六十条の十四第一項（電子店頭デリバティブ取引等業務の許可）の電子店頭デリバティブ取引等業務の許可	件につき十五万円	許可件数
(七) 金融商品取引法第六十六条（登録）の金融商品仲介業者の登録	件につき九万円	許可件数

(八) 金融商品取引法第六十六条の二十七（登録）の信用格付業者の登録	件につき十五万円	許可件数
(九) 金融商品取引法第六十六条の七十一（登録）の投資運用関係業務受託業者の登録	件につき九万円	許可件数
(十) 金融商品取引法第六十六条の七十五第四項（変更登録等）の変更登録（同法第六十六条の七十二第一項第六号（登録の申請）の業務の種別の増加に係るものに限る）	件につき九万円	許可件数
(十一) 金融商品取引法第一百五十六条の二（免許）の金融商品取引清算機関の金融商品債務引受業の免許	件につき九万円	許可件数
(十二) 金融商品取引法第一百五十六条の二十の十六第一項（他の金融商品取引清算機関等と連携する場合の認可）の連携金融商品債務引受業務の認可	件につき十五万円	許可件数
(十三) 金融商品取引法第一百五十六条の二十の十六第二項（登録の申請）の業務の種別の増加に係るものに限る）	件につき十五万円	許可件数
(二十四) 証券金融会社の免許	件につき十五万円	許可件数
金融商品取引法第一百五十六条の二十四第一項（免許及び免許の申請）の証券金融会社の免許	件につき十五万円	許可件数
四十五 特定金融会社等の登録	件につき十五万円	許可件数
金融業者の貸付業務のための社債の発行等に関する法律（平成十一年法律第三十二号）第三条（登録）の特定金融会社等の登録	件につき十五万円	許可件数
四十六 貸金業者の登録又は貸金業務取扱主任者に係る登録講習機関の登録	件につき十五万円	許可件数
(一) 貸金業法（昭和五十八年法律第三十二号）第三条第一項（登録）の内閣総理大臣がする貸金業者の登録（更新の登録を除く。）	件につき十五万円	許可件数
(二) 貸金業法第二十四条の二十五第二項（登録講習機関の登録）の登録（更新の登録を除く。）	件につき十五万円	許可件数
四十七 無尽業の免許又は無尽会社の出張所等の設置の第一項（免許）の無尽業の免許	件につき十五万円	許可件数

(二) 無尽業法第七条第三号（認可）の無尽会社の出張所又は代理店の設置の認可	件につき九万円	の数
(四十八) 金融サービス仲介業者の登録又は認定金融サービス仲介業協会の認定	件につき九万円	の数
(二) 金融サービスの提供及び利用環境の整備等に関する法律（平成十二年法律第一百二号）第十二条（登録）の登録件数	件につき九万円	の数
(二) 金融サービス仲介業協会の認定	件につき九万円	の数
(二) 資金決済に関する法律（平成二十一年法律第五十九号）第七条（第三者型発行者の登録）の第三者型前払式支払手段の発行者の登録	件につき十五万円	の数
(二) 資金移動業者の登録、電子決済手段等取引業者の登録、暗号資産交換業者の登録、為替取引分析業者の許可、資金清算業の免許又は認定資金決済事業者協会の認定	件につき十五万円	の数
(二) 資金決済に関する法律第六十三条の三（電子決済手段等取引業者の登録）の電子決済手段等取引業者の登録	件につき十五万円	の数
(四) 資金決済に関する法律第六十二条の三（電子決済手段等取引業者の登録）の電子決済手段等取引業者の登録	件につき十五万円	の数
(五) 資金決済に関する法律第六十二条の七第一項（変更登録等）の変更登録	件につき十五万円	の数
(六) 資金決済に関する法律第六十三条の二（暗号資産交換業者の登録）の暗号資産交換業者の登録	件につき十五万円	の数
(七) 資金決済に関する法律第六十三条の二十三（為替取引分析業者の許可）の為替取引分析業者の許可	件につき十五万円	の数
(八) 資金決済に関する法律第六十三条の三十三第一項（業務の種別の変更の許可等）の変更の許可	件につき十五万円	の数
(九) 資金決済に関する法律第六十四条第一項（資金清算機関の免許等）の資金清算業の免許	件につき十五万円	の数
(十) 資金決済に関する法律第八十七条（認定資金決済事業者協会の認定）の認定資金決済事業者協会の認定	件につき十五万円	の数
(二) 公認会計士法第三十四条の二十四（有限責任監査法人の登録）の登録	件につき十五万円	の数
(二) 公認会計士法第三十四条の三十四の二（登録上場会社等監査人の登録）の登録	件につき十五万円	の数

(三) 公認会計士法第十六条第一項（実務補習）の実務補習団体等の認定	五十の二 消費生活相談員に係る登録試験機関の登録	三第一項（登録試験機関の登録）の登録（更新の登録を除く。）	一件につき十五万円
五十の三 被害回復裁判手続に係る特定適格消費者団体の認定	消費者の財産的被害等の集団的な回復のための民事の裁判手続の特例に関する法律（平成二十五年法律第九十六号）第七十一条第一項（特定適格消費者団体の認定）の認定（更新の認定を除く。）	登録件数	一件につき一万五千円
五十一 電気通信事業者の登録若しくは認定送信型対電気通信設備サイバー攻撃対処協会の認定又は電気通信主任技術者に係る登録講習機関の登録若しくは端末機器に係る登録認定機関の登録（注）電子委任状の普及の促進に関する法律（平成二十九年法律第六十四号）第十条第一項又は第二項（電気通信事業法の特例）の規定により電気通信事業者の登録又は変更登録を受けたものとみなされる場合における同法第五条第一項（電子委任状取扱業務の認定）の規定による認定電子委任状取扱事業者の認定又は同法第八条第一項（変更の認定等）の規定による認定電子委任状取扱事業者の変更の認定は、当該登録又は変更登録とみなす。	登録件数	一件につき十五万円	一件につき一万五千円
（二）電気通信事業法（昭和五十九年法律第八十六号）第九条（電気通信事業の登録）の電気通信事業者の登録（更新の登録を除く。）又は同法第十三条第一項（変更登録等）（同条第二項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）の変更登録（同法第十条第一項第三号（電気通信事業の登録）の業務区域の増加に係るものに限る。）	登録件数	一件につき十五万円	一件につき一万五千円
（二）電気通信事業法第百十六条の二第一項（認定送信型対電気通信設備サイバー攻撃対処協会の認定）の認定送信型対電気通信設備サイバー攻撃対処協会の認定（三）電気通信事業法第八十五条の二第一項（登録講習機関の登録）の登録講習機関の登録（更新の登録を除く。）	登録件数	一件につき十五万円	一件につき一万五千円
（四）電気通信事業法第八十六条第一項（登録認定機関の登録）の登録（更新の登録を除く。）	登録件数	一件につき九万円	一件につき九万円
五十二 特定電子メール等に係る登録送信適正化機関の登録	登録件数	一件につき九万円	一件につき九万円
特定電子メールの送信の適正化等に関する法律（平成十四年法律第二十六号）第十四条第一項（登録送信適正化機関の登録）の登録（更新の登録を除く。）	登録件数	一件につき九万円	一件につき九万円
五十三 電子署名に係る認定認証事業者は認定外国認証事業者の認定	登録件数	一件につき九万円	一件につき九万円
（一）電子署名及び認証業務に関する法律（平成十二年法律第二百二号）第四条第一項（認定）の認定認証事業者の認定（更新の認定を除く。）	登録件数	一件につき九万円	一件につき九万円

		認定件数
(二) 電子署名及び認証業務に関する法律第十五条第一項(認定)の認定 一項(認定)の認定 外國認証事業者の認定(更新の認定を除く。)	電子委任状の普及の促進に関する法律第五条第一項 (電子委任状取扱事業の認定)の認定 電子委任状取扱事業者の認定(更新の認定を除く。)	一件につき九万円
五十三の二 認定電子委任状取扱事業者の認定	認定件数	一件につき九万円
五十四 無線局の免許若しくは登録又は無線設備等に係る検査等事業者若しくは外國点検事業者の登録、特定無線設備に係る登録証明機関の登録若しくは周波数の使用に係る登録周波数終了対策機関の登録	無線局の数	一局につき三万円(電波法第五条第四項の放送をする無線局については、十五万円)
(二) 電波法(昭和二十五年法律第二百三十一号)第四条(無線局の開設)の無線局の免許(再免許及び同法第四条の二第二項(次章に定める技術基準に相当する技術基準に適合している無線設備に係る特例)に規定する実験等無線局その他政令で定める無線局の免許を除く。)	無線局の数	一局につき三万円(電波法第五条第四項の放送をする無線局については、十五万円)
(二) 電波法第二十七条の二十一第一項(登録)の無線局の登録(再登録その他政令で定める登録を除く。)	無線局の数	一局につき三万円(電波法第五条第四項の放送をする無線局については、十五万円)
(三) 電波法第二十四条の二第一項(検査等事業者の登録)の無線設備等の検査又は点検に係る事業者の登録(更新の登録を除く。)	登録件数	一件につき九万円(電波法第五条第四項の放送をする無線局については、十五万円)
(四) 電波法第二十四条の十三第一項(外国点検事業者の登録)の外國における無線設備等の点検に係る事業者の登録	登録件数	一件につき九万円(電波法第五条第四項の放送をする無線局については、十五万円)
(五) 電波法第三十八条の二の二第一項(登録証明機関の登録)の登録証明機関の登録(更新の登録を除く。)	登録件数	一件につき九万円(電波法第五条第四項の放送をする無線局については、十五万円)
(六) 電波法第七十一条の三の二第二項(登録周波数終了対策機関の登録)の登録(更新の登録を除く。)	登録件数	一件につき九万円(電波法第五条第四項の放送をする無線局については、十五万円)
五十五 認定基幹放送事業者の認定、登録一般放送事業者の登録又は認定放送持株会社の認定	登録件数	一件につき九万円(電波法第五条第四項の放送をする無線局については、十五万円)
(二) 放送法(昭和二十五年法律第二百三十二号)第九十三条第一項(認定)の認定基幹放送事業者の認定(更新の認定を除く。)	認定件数	一件につき九万円(電波法第五条第四項の放送をする無線局については、十五万円)
(二) 放送法第二百二十六条第一項(一般放送の業務の登録)の登録一般放送事業者の登録又は同法第二百三十一条第一項(変更登録)の変更登録(同法第二百二十六条第二項第二号の一般放送の種類の増加に係るもの又は同項第四号の業務区域の増加に係るもの(これらの登録を受けている業務区域の属する都道府県における業務区域の増加に係るもの)を除く。)に限る。)	登録件数	一件につき九万円(電波法第五条第四項の放送をする無線局については、十五万円)
(三) 放送法第二百五十九条第一項(認定)の認定放送持株会社の認定	認定件数	一件につき十五万円(電波法第五条第四項の放送をする無線局については、十五万円)
五十六から五十八まで 削除		
五十九 一般信書便事業又は特定信書便事業の許可		

(三) 放射性同位元素等の規制に関する法律第十二条の十(登録定期確認機関の登録)の登録(更新の登録)を除く。)	登録件数	円 一件につき九万
(四) 放射性同位元素等の規制に関する法律第十八条第二項(登録運搬方法確認機関の登録)の登録運搬方法確認機関に係る登録(更新の登録を除く。)	登録件数	円 一件につき九万
(五) 放射性同位元素等の規制に関する法律第十八条第二項の登録運搬物確認機関に係る登録(更新の登録を除く。)	登録件数	円 一件につき九万
(六) 放射性同位元素等の規制に関する法律第十九条の二第二項(登録埋設確認機関の登録)の登録(更新の登録を除く。)	登録件数	円 一件につき九万
(七) 放射性同位元素等の規制に関する法律第三十三条第三項(登録濃度確認機関の登録)の登録(更新の登録を除く。)	登録件数	円 一件につき九万
(八) 放射性同位元素等の規制に関する法律第三十五条第二項(登録試験機関の登録)の登録試験機関に係る登録(更新の登録を除く。)	登録件数	円 一件につき九万
(九) 放射性同位元素等の規制に関する法律第三十五条第二項の登録資格講習機関に係る登録(更新の登録を除く。)	登録件数	円 一件につき九万
(十) 放射性同位元素等の規制に関する法律第三十六条第一項(登録放射線取扱主任者定期講習機関の登録)(同法第三十八条の三(登録特定放射性同位元素防護管理者定期講習機関の登録)において準用する場合を含む。)の登録(更新の登録を除く。)	登録件数	円 一件につき九万
六十九の一、二 特定先端大型研究施設の共用の促進に関する法律(平成六年法律第七十八号)第八条第一項(登録施設利用促進機関の登録)の登録(更新の登録を除く。)	登録件数	円 一件につき九万
六十九の三 児童生徒等の災害に係る共済事業の認可	登録件数	円 一件につき十五万
PTA・青少年教育団体共済法(平成二十二年法律第四十二号)第三条(認可)の文部科学大臣がする共済事業の認可	認可件数	円 一件につき九万
七十 水道事業の認可若しくは給水区域の変更の認可、水道用水供給事業の認可若しくは給水対象の変更の認可又は登録水質検査機関若しくは登録簡易専用水道検査機関の登録	認可件数	円 一件につき九万
(一) 水道法(昭和三十二年法律第百七十七号)第六条第一項(事業の認可及び経営主体)の水道事業の認可(政令で定めるものに限る。)又は同法第十条第一項(事業の変更)の規定による給水区域の拡張に係る変更の認可(これらの認可を受けている給水区域の属する市町村内における給水区域の拡張に係るもの)を除き、政令で定めるものに限る。)	許可件数	円 一件につき十五万
(二) 水道法第二十六条(事業の認可)の水道用水供給事業の認可又は同法第三十条第一項(事業の変更)	許可件数	円 一件につき九万

号) 第五条第一項(労働者派遣事業の許可)の労働者 派遣事業の許可(更新の許可を除く。)				
(三) 港湾労働法(昭和六十三年法律第四十号)第十 二条第一項(港湾労働者派遣事業の許可)の港湾労働 者派遣事業の許可(更新の許可を除く。)				
(四) 港湾労働法第十八条第一項(派遣事業対象業務 の種類の変更等)の変更の許可(同法第十二条第二項 第四号の港湾ごとの派遣事業対象業務の種類の増加に 係るものに限る。)				
(五) 建設労働者の雇用の改善等に関する法律(昭和 五十年法律第三十三号)第十八条第一項(建設業務 有料職業紹介事業の許可)の建設業務有料職業紹介事 業の許可(更新の許可を除く。)				
(六) 建設労働者の雇用の改善等に関する法律第三十 一条第一項(建設業務労働者就業機会確保事業の許可) の建設業務労働者就業機会確保事業の許可(更新の許 可を除く。)				
八十一の二 キャリアコンサルタントに係る登録試験機 職業能力開発促進法第三十条の五第一項(登録試験機 関の登録)	登録件数	許可件数	許可件数	許可件数
八十二 建築物環境衛生管理技術者免状に係る登録講習機 建築物における衛生的環境の確保に関する法律(昭和 四十五年法律第二十号)第七条第一項第一号(登録講 習機関の登録)(更新の登録を除く。)	登録件数	一件につき十五 万円	一件につき九万 円	一件につき九万 円
八十三 ボイラー等に係る検査業者の登録又は高圧室内作業等に は機械等に係る登録製造時等検査機関、登録性能検査機 関の登録(更新の登録を除く。)	登録件数	一件につき九万 円	一件につき九万 円	一件につき九万 円
八十四 作業環境測定機関の登録又は作業環境測定士に 係る登録講習機関の登録	登録件数	一件につき九万 円	一件につき九万 円	一件につき九万 円
(一) 作業環境測定法第三十二条第一項(作業環境測 定機関)の作業環境測定機関の登録(同法第二条第五 項の登録を除く。)	登録件数	一件につき九万 円	一件につき九万 円	一件につき九万 円
八十五 中央卸売市場の認定	登録件数	一件につき一万 円	一件につき一万 円	一件につき一万 円
(二) 作業環境測定法第五条(登録講習機関の登録) 又は第四十四条第一項(登録講習機関の登録)の登録 (更新の登録を除く。)	登録件数	五千円	五千円	五千円
八十四の一 中小事業主が行う事業に従事する者等の労働災害等に 係る共済事業に関する法律(令和三年法律第八十号)の 第三条(認可)の厚生労働大臣がする共済事業の認可	登録件数	一件につき十五 万円	一件につき一万 円	一件につき十五 万円
(二) 農産物検査法(昭和二十六年法律第百四十四号) 第二条第五項(登録検査機関の登録)の登録(政令で 定めるものに限り、更新の登録を除く。)	登録件数	一件につき十五 万円	一件につき九万 円	一件につき九万 円
(二) 農産物検査法第十九条第一項(変更登録)の変 更登録(同法第十七条第四項第四号(登録事項)の登 録の区分の増加に係る変更登録に限る。)	登録件数	一件につき十五 万円	一件につき九万 円	一件につき九万 円
八十六 農産物検査に係る登録検査機関の登録	登録件数	一件につき十五 万円	一件につき九万 円	一件につき九万 円
(二) 農産物検査法(昭和二十六年法律第百四十四号) 第十七条第四項第三号の農産物の種類又は同項第五号 の区域の増加に係る変更登録で政令で定めるものに限 る。)	登録件数	一件につき十五 万円	一件につき九万 円	一件につき九万 円
(三) 農産物検査法第十九条第一項の変更登録(同法 第十七条第四項第三号の農産物の種類又は同項第五号 の区域の増加に係る変更登録で政令で定めるものに限 る。)	登録件数	一件につき三万 円	一件につき九万 円	一件につき九万 円
八十七 日本農林規格による試験等に係る登録認証機 関若しくは登録外國試験業者の登録	登録件数	一件につき三万 円	一件につき九万 円	一件につき九万 円
(二) 日本農林規格等に関する法律(昭和二十五年法 律第百七十五号)第一条第三項(登録認証機関又は登 録外國認証機関の登録)の登録(更新の登録を除く。)	登録件数	一件につき九万 円	一件につき九万 円	一件につき九万 円
(二) 日本農林規格等に関する法律(昭和四十二年(登 録試験業者の登録)の登録試験業者の登録(更新の登 録を除く。)	登録件数	一件につき九万 円	一件につき九万 円	一件につき九万 円
(三) 日本農林規格等に関する法律第五十三条(登 録の登録を除く。)	登録件数	一件につき九万 円	一件につき九万 円	一件につき九万 円
八十七の二 登録生産者団体の登録又は変更の登録	登録件数	一件につき九万 円	一件につき九万 円	一件につき九万 円
特定農林水産物等の名称の保護に関する法律(平成二 十六年法律第八十四号)第六条(特定農林水産物等の 登録件数	登録件数	一件につき九万 円	一件につき九万 円	一件につき九万 円

(登録)の登録生産者団体の登録又は同法第十五条第一項(生産者団体を追加する変更の登録)の変更の登録	登録件数	一件につき九万円
八十七の三 輸出証明書に係る登録発行機関の登録又は施設認定農林水産物等の適合施設に係る登録認定機関の登録	登録件数	一件につき九万円
(二) 農林水産物及び食品の輸出の促進に関する法律(令和元年法律第五十七号)第二条第四項(登録発行機関の登録)の登録発行機関に係る登録(更新の登録を除く。)	登録件数	一件につき九万円
(二) 農林水産物及び食品の輸出の促進に関する法律(令和元年法律第五十七号)第二条第四項(登録発行機関の登録)の登録発行機関に係る登録(更新の登録を除く。)	登録件数	一件につき九万円
八十八 普通肥料の生産又は輸入に係る登録	登録件数	一件につき九万円
(一) 肥料の品質の確保等に関する法律(昭和二十五年法律第二百二十七号)第四条第一項(登録を受ける義務)の規定により農林水産大臣がする普通肥料の生産の登録(更新の登録を除く。)	登録件数	一件につき九万円
(二) 肥料の品質の確保等に関する法律(昭和二十五年法律第二百二十七号)第四条第四項(登録による普通肥料の輸入の登録)(更新の登録を除く。)	登録件数	一件につき九万円
(三) 肥料の品質の確保等に関する法律(昭和二十九年法律第三十三条の二)肥料の品質の確保等に関する義務の規定による普通肥料の生産又は輸入の登録(更新の登録を除く。)	登録件数	一件につき九万円
(四) 肥料の品質の確保等に関する法律(昭和三十一年法律第三十五条)肥料の品質の確保等に関する法律(昭和二十八年法律第三十五号)第七条第一項(特定飼料等製造業者の登録)の特定飼料等製造業者の登録(更新の登録を除く。)	登録件数	一件につき九万円
八十九 特定飼料等製造業者若しくは外国特定飼料等製造業者の登録又は規格設定飼料の規格適合表示に係る登録検定機関の登録	登録件数	一件につき九万円
(一) 飼料の安全性の確保及び品質の改善に関する法律(昭和二十八年法律第三十五号)第七条第一項(特定飼料等製造業者の登録)の特定飼料等製造業者の登録(更新の登録を除く。)	登録件数	一件につき九万円
(二) 飼料の安全性の確保及び品質の改善に関する法律(昭和二十八年法律第三十五号)第七条第一項(特定飼料等製造業者の登録)の登録(更新の登録を除く。)	登録件数	一件につき九万円
九十 食品循環資源に係る登録再生利用事業者の登録	登録件数	一件につき九万円
(一) 飼料の安全性の確保及び品質の改善に関する法律(昭和二十八年法律第三十五号)第七条第一項(特定飼料等製造業者の登録)の登録(更新の登録を除く。)	登録件数	一件につき九万円
(二) 飼料の安全性の確保及び品質の改善に関する法律(昭和二十八年法律第三十五号)第七条第一項(特定飼料等製造業者の登録)の登録(更新の登録を除く。)	登録件数	一件につき九万円
九十一 農林漁業体験民宿業者の登録又は農林漁業体験民宿業者に係る登録実施機関の登録	登録件数	一件につき九万円

(二) 農山漁村滞在型余暇活動のための基盤整備の促進に関する法律(平成六年法律第四十六号)第十六条第一項(農林漁業体験民宿業者の登録)の農林漁業体験民宿業者の登録	登録件数	一件につき一万五千円
(二) 合法伐採木材等の流通及び利用の促進に関する法律(平成二十八年法律第四十八号)第十五条(木材関連事業者の登録)の木材関連事業者の登録(更新の登録を除く。)	登録件数	一件につき一万五千円
九十一の二 木材関連事業者の登録又は木材関連事業者に係る登録実施機関の登録	登録件数	一件につき九万円
(二) 合法伐採木材等の流通及び利用の促進に関する法律(平成二十八年法律第四十八号)第十五条(木材関連事業者の登録)の木材関連事業者の登録(更新の登録を除く。)	登録件数	一件につき九万円
九十二 馬主の登録	登録件数	一件につき九万円
(一) 競馬法(昭和二十三年法律第二百五十九号)第十三条第一項(馬主の登録)の馬主の登録	登録件数	一件につき九万円
九十三 農林中央金庫の外国における業務の委託契約の締結に係る認可	登録件数	一件につき九万円
(二) 農林中央金庫の外国における業務の委託契約の締結に係る認可又は農林中央金庫等の代理業の許可	登録件数	一件につき九万円
九十四 農業協同組合法(昭和二十二年法律第二百三十二条)第九十五条の二第一項(許可)の農林中央金庫代理業の許可	登録件数	一件につき九万円
(三) 農業協同組合法(昭和二十二年法律第二百三十二条)第九十二条の二第一項(許可)の特定信用事業代理業の許可	登録件数	一件につき九万円
(四) 水産業協同組合法(昭和二十三年法律第二百四十二条)第一百六条第一項(許可)の特定信用事業代理業の許可	登録件数	一件につき九万円
九十五の二 農林中央金庫電子決済等代行業者等の登録又は認定農林中央金庫電子決済等代行業者等の認定	登録件数	一件につき九万円
(一) 農林中央金庫法第九十五条の二第一項(登録)の農林中央金庫電子決済等代行業者の登録	登録件数	一件につき九万円
(二) 農業協同組合法第九十二条の五の二第一項(登録)の特定信用事業電子決済等代行業者の登録	登録件数	一件につき九万円
(三) 水産業協同組合法第一百十条第一項(登録)の特定信用事業電子決済等代行業者の登録	登録件数	一件につき九万円
(五) 農業協同組合法第九十二条の五の六(認定特定信用事業電子決済等代行業者の登録)の認定特定信用事業電子決済等代行業者協会の認定	登録件数	一件につき十五万円

条の八第四項において準用する場合を含む。) の登録 (更新の登録を除く。)	百一 液化石油ガス販売事業者の登録、保安機関の認定若しくは一般消費者等の数の増加の認可又は特定液化石油ガス器具等に係る検査機関の登録 第一項(事業の登録)の経済産業大臣がする液化石油ガス販売事業者の登録 (二) 液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律(昭和四十二年法律第百四十九号)第三条第一項(事業の登録)の絏済産業大臣がする液化石油ガス販売事業者の登録 (二) 液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律(昭和四十二年法律第百四十九号)第三条第一項(事業の登録)の絏済産業大臣がする液化石油ガス販売事業者の登録 (三) 液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律第三十三条第一項(一般消費者等の数の増加の認可等)の規定により経済産業大臣がする保安業務に係る一般消費者等の数の増加の認可 (四) 液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律第四十七条第一項(検査機関の登録)の登録 (更新の登録を除く。)	登録件数
--	--	------

百一 ガス小売事業の登録、旧一般ガスみなしガス小売事業者の指定旧供給区域等の変更の許可、認定高度保安実施ガス小売事業者の認定、一般ガス導管事業の許可若しくはガスの供給区域の変更の許可、認定高度保安実施一般ガス導管事業者、認定高度保安実施特定ガス導管事業者若しくは認定高度保安実施ガス製造事業者の認定又は登録ガス工作物検査機関の登録 (一) ガス事業法(昭和二十九年法律第五十一号)第三条(事業の登録)のガス小売事業の登録 (二) 電気事業法等の一部を改正する等の法律(平成二十七年法律第四十七号)附則第二十三条第一項(旧一般ガスみなしガス小売事業者の指定旧供給区域等の変更等)の指定旧供給区域等の変更の許可(同法第五条(ガス事業法の一部改正)の規定による改正前のガス事業法(二三)において「旧ガス事業法」という。) 第六条第二項第三号(許可証)の供給区域の増加に係るものに限り、当該供給区域の属する市町村内における供給区域の増加に係るものと除く。) (三) 電気事業法等の一部を改正する等の法律(平成二十七年法律第四十七号)附則第二十三条第一項の指定期旧供給区域等の変更の許可(旧ガス事業法第六条第二項第三号の供給地点群の増加に係るものに限る。) (四) ガス事業法第三十四条の二(認定)の認定高度保安実施ガス小売事業者の認定(更新の認定を除く。) (五) ガス事業法第三十五条(事業の許可)の一般ガス導管事業の許可又は同法第四十条第一項(供給区域の変更)の供給区域の増加に係る変更の許可(これら	申請件数
許可件数	

百一 高圧ガスの製造等に係る認定完成検査実施者、認定保安検査実施者若しくは認定高度保安実施者の認定、容器検査所、登録容器等製造業者若しくは外国登録容器等製造業者の登録又は登録特定設備製造業者若しくは外国登録特定設備製造業者の登録 (二) 高圧ガス保安法(昭和二十六年法律第二百四号)第二十条第三項第二号(完成検査)の認定完成検査実施者の認定(更新の認定を除く。) (二) 高圧ガス保安法第三十五条第一項第二号(保安検査)の認定保安検査実施者の認定(更新の認定を除く。) (三) 高圧ガス保安法第三十九条の十三(認定)の認定高度保安実施者の認定(更新の認定を除く。) (四) 高圧ガス保安法第四十九条第一項(容器再検査)の容器検査所の登録(政令で定めるものに限り、更新の登録を除く。) (五) 高圧ガス保安法第四十九条の五第一項(容器等製造業者の登録)の規定による登録容器等製造業者の登録(更新の登録を除く。) (六) 高圧ガス保安法第四十九条の三十一第一項(外國容器等製造業者の登録)の規定による登録容器等製造業者の登録(更新の登録を除く。) (七) 高圧ガス保安法第五十六条の六の二第一項(特定設備製造業者の登録)の規定による登録特定設備製造業者の登録(更新の登録を除く。)	申請件数
---	------

登録件数
登録件数
登録件数
登録件数

の許可を受けている供給区域の属する市町村内における供給区域の増加に係るものと除く。)

(六) ガス事業法第七十一条の二(認定)の認定高度保安実施特定ガス導管事業者の認定(更新の認定を除く。)

保険実施一般ガス導管事業者の認定(更新の認定を除く。)

(八) ガス事業法第一百四十四条の二(認定)の認定高度保安実施ガス製造事業者の認定(更新の認定を除く。)

(九) ガス事業法第三十三条第一項(登録ガス工作物検査機関の登録)、第六十九条第一項(登録ガス工作物検査機関の登録)(同法第八十四条第一項(ガス工作物に係る規定の準用)において準用する場合を含む。)又は第百二条第一項(登録ガス工作物検査機関の登録)の登録(更新の登録を除く。)

(十) ガス事業法第一百四十六条第一項(検査機関の登録)の登録(更新の登録を除く。)

(八) 高圧ガス保安法第五十六条の六の二十二第一項 (外国特定設備製造業者の登録)の規定による外国登録 特定設備製造業者の登録(更新の登録を除く。)	登録件数	一件につき九万円
百三 热供給事業の登録 热供給事業法(昭和四十七年法律第八十八号)第三条 (事業の登録)の热供給事業の登録	登録件数	一件につき九万円
百四 小売電気事業の登録、みなし小売電気事業者の指定旧供給区域の変更若しくは供給区域外に設置する電線路による供給の許可、一般送配電事業の許可若しくは電気の供給区域の変更若しくは供給区域外に設置する電線路による供給の許可、送電事業の許可若しくは振替供給の相手方の変更の許可、配電事業の許可若しくは電気の供給区域の変更若しくは供給区域外に設置する電線路による供給の許可、特定送配電事業者による小売供給の登録、特定供給の許可、認定高度保安実施設置者の認定、認定電気使用者情報利用者等協会の認定又は電気工作物に係る登録適合性確認機関、登録安全管理審査機関若しくは登録調査機関の登録	登録件数	一件につき九万円
(一) 電気事業法(昭和三十九年法律第百七十号)第一項 二条の二(事業の登録)の小売電気事業の登録	登録件数	一件につき九万円
(二) 電気事業法等の一部を改正する法律(平成二十一年法律第七十二号)附則第十七条第一項(指定旧供給区域の変更等)の変更の許可(同法附則第十六条第一項(みなし小売電気事業者の供給義務等)に規定する指定旧供給区域の増加に係るもの(当該指定旧供給区域の属する市町村内における指定旧供給区域の増加に係るものを除く。)に限る。)	登録件数	一件につき九万円
(三) 電気事業法第三条(事業の許可)の一般送配電事業の許可又は同法第八条第一項(供給区域の変更)の変更の許可(同法第六条第二項第五号(許可証)に掲げる供給区域の増加に係るもの(これらの許可を受けている供給区域の属する市町村内における供給区域の増加に係るものを除く。)に限る。)	登録件数	一件につき十五万円
(四) 電気事業法第二十四条第一項(供給区域外に設置する電線路による供給)の供給区域外の供給の許可	登録件数	一件につき一万五千円
(五) 電気事業法第二十七条の四(事業の許可)の送電事業の許可又は同法第二十七条の七の三第一項(振替供給の相手方の変更)の変更の許可(同法第二十七条の七第二項第五号(許可証)に掲げる振替供給の相手方である一般送配電事業者又は配電事業者の増加に係るものに限る。)	登録件数	一件につき十五万円
(六) 電気事業法第二十七条の十二の一(事業の許可)の配電事業の許可又は同法第二十七条の十二の七第一項(供給区域の変更)の変更の許可(同法第二十七条の十二の五第二項第五号(許可証)に掲げる供給区域の増加に係るもの(これらの許可を受けている供給区域の属する市町村内の属する市町村内における供給区域の増加に係るものを除く。)に限る。)	登録件数	一件につき十五万円
(七) 電気事業法第二十七条の十二の十三(準用)において準用する同法第二十四条第一項の供給区域外の供給の許可	登録件数	一件につき一万五千円

許可件数	許可件数	許可件数	許可件数	登録件数	一件につき九万円
一件につき十五万円	一件につき一万五千円	一件につき十五万円	一件につき九万円	登録件数	一件につき九万円
五千円	一万円	一万円	一万円	登録件数	一万円
五百円	一千円	一千円	一千円	登録件数	一千円
五百円	一千円	一千円	一千円	登録件数	一千円

百九 アルコールの製造、輸入若しくは販売の事業又は深海底鉱業の許可又は深海底鉱区の変更の許可	許可件数	許可件数	許可件数	登録件数	一件につき九万円
(二) アルコール事業法(平成二十一年法律第三十六号)第三条第一項(製造の許可)の規定によるアルコール	許可件数	許可件数	許可件数	登録件数	一件につき九万円
五千円	一万円	一万円	一万円	登録件数	一万円
五百円	一千円	一千円	一千円	登録件数	一千円
五百円	一千円	一千円	一千円	登録件数	一千円

(一) 許可の規定によるアルコールの輸入の事業の許可	(二) アルコール事業法第二十一条第一項(販売の許可)の規定によるアルコールの販売の事業の許可	(三) アルコール事業法第二十六条第一項(使用の許可)の規定によるアルコールの使用の許可又は同法第三十条(準用)において準用する同法第八条第一項(変更の許可等)の変更の許可(同法第二十六条第二項第六号の使用設施ごとのアルコールの用途の増加に係るものに限る。)	百十 航空機若しくは航空用機器の製造事業若しくは修理事業の許可又は事業の区分の変更の許可	許可件数
百十一 特定電気用品に係る検査機関の登録	電気用品安全法(昭和三十六年法律第二百三十四号)	第二条の二(事業の許可)の航空機若しくは特定機器の製造若しくは修理の事業の許可又は同法第二条の八第一項(事業の区分の変更)の規定による変更の許可(同法第二条の六第二項第三号(許可証)の事業の区分の増加に係るものに限る。)	航空機製造事業法(昭和二十七年法律第二百三十七号)	許可件数
百十二 特別特定製品に係る検査機関の登録	消費生活用製品安全法(昭和四十八年法律第三十一号)	第九条第一項(検査機関の登録)の登録(更新の登録を除く。以下この号において単に「登録」という。)	第三十二条第一項(検査機関の登録)の登録(更新の登録を除く。以下この号において単に「登録」という。)	申請件数
百十三 日本産業規格への適合の表示に係る登録認証機関の登録又は製品試験等に係る試験事業者若しくは外国試験事業者の登録	申請件数	申請件数	申請件数	申請件数
(一) 産業標準化法(昭和二十四年法律第百八十五号)	一件につき九万円(既に登録を受けている者については、一万五千円)	一件につき九万円(既に登録を受けている者については、一万五千円)	一件につき九万円(既に登録を受けている者については、一万五千円)	一件につき九万円(既に登録を受けている者については、一万五千円)
(二) 産業標準化法第五十七条第一項(試験事業者の登録)の国内にある試験所における製品試験等に係る事業者の登録(更新の登録を除く。)	一件につき九万円(既に(二)に掲げる登録を受けている者については、一万五千円)	一件につき九万円(既に(二)に掲げる登録を受けている者については、一万五千円)	一件につき九万円(既に(二)に掲げる登録を受けている者については、一万五千円)	一件につき九万円(既に(二)に掲げる登録を受けている者については、一万五千円)

		申請件数	
(三) 産業標準化法第六十六条第一項（外国試験事業者の試験所の登録）の外国にある試験所における製品試験等に係る試験事業者の登録（更新の登録を除く。）		一件につき九万円（既に（三）に掲げる登録を受けている者については、一万五千円）	
百十四 計量器の校正等に係る事業者の登録又は認定特定計量証明事業者の認定	(一) 計量法第一百四十三条第一項（登録）の計量器の校正等に係る事業者の登録（更新の登録を除く。）	申請件数	一件につき九万円（既に（一）に掲げる登録を受けている者については、一万五千円）
(二) 計量法第二百二十二条の二（認定）の認定特定計量証明事業者の認定（更新の認定を除く。）	百十五 回路配置利用権の設定登録等事務に係る登録機関の登録	登録件数	一件につき九万円（既に（一）に掲げる登録を受けている者については、一万五千円）
半導体集積回路の回路配置に関する法律（昭和六十年法律第四十三号）第二十八条第一項（登録機関の登録）の登録（更新の登録を除く。）	百十六 工業所有権に関する手続に係る登録情報処理機関、登録調査機関又は特定登録調査機関の登録	登録件数	一件につき九万円（既に（一）に掲げる登録を受けている者については、一万五千円）
(一) 工業所有権に関する手続等の特例に関する法律（平成二年法律第三十号）第九条第一項（登録情報処理機関の登録）の登録（更新の登録を除く。）	百十七 特定輸出機器に係る国外適合性評価事業の認定	登録件数	一件につき九万円（既に（一）に掲げる登録を受けている者については、一万五千円）
(二) 工業所有権に関する手続等の特例に関する法律第三十六条第一項（登録調査機関の登録）の登録（更新の登録を除く。）	百十八 前払式割賦販売業の許可、包括信用購入あつせん業者の登録、前払式特定取引業の許可、クレジットカード番号等取扱契約締結事業者の登録又は認定割賦販売協会の認定	登録件数	一件につき九万円（既に（一）に掲げる登録を受けている者については、一万五千円）
(三) 工業所有権に関する手続等の特例に関する法律第三十九条の二（特定登録調査機関の登録）の登録（更新の登録を除く。）	認定輸出者の認定	申請件数	一件につき九万円（既に（一）に認定を受けている者については、一万五千円）
百十七の二 第二種特定原産地証明書の作成に係る認定経済連携協定に基づく特定原産地証明書の発給等に関する法律（平成十六年法律第四十三号）第七条の二第一項（認定）の認定輸出者の認定（更新の認定を除く。）	認定件数	申請件数	一件につき九万円（既に（一）に認定を受けている者については、一万五千円）
百十八 前払式割賦販売業の許可、包括信用購入あつせん業者の登録、前払式特定取引業の許可、クレジットカード番号等取扱契約締結事業者の登録又は認定割賦販売協会の認定	円	円	一件につき九万円（既に（一）に認定を受けている者については、一万五千円）

(一) 割賦販売法(昭和三十六年法律第百五十九号)	許可件数
第十一条(前払式割賦販売業の許可)の規定による前払式割賦販売の事業の許可	登録件数
(二) 割賦販売法第三十一条(包括信用購入あつせん業者の登録)の登録包括信用購入あつせん業者の登録	登録件数
(三) 割賦販売法第三十五条の二の三第一項(登録)の登録少額包括信用購入あつせん業者の登録	登録件数
(四) 割賦販売法第三十五条の三の二十三(個別信用購入あつせん業者の登録)の登録個別信用購入あつせん業者の登録	登録件数
(五) 割賦販売法第三十五条の三の六十一(前払式特定取引業の許可)の規定による前払式特定取引の事業の許可	登録件数
(六) 割賦販売法第三十五条の十七の二(クレジットカード番号等取扱契約締結事業者の登録)のクレジットカード番号等取扱契約締結事業者の登録	登録件数
(七) 割賦販売法第三十五条の十八第一項(認定割賦販売協会の認定及び業務)の認定割賦販売協会の認定	登録件数
(一) フロン類の使用の合理化及び管理の適正化に関する法律(平成十三年法律第六十四号)第五十条第一項(第一種フロン類再生業者の許可)の第一種フロン類再生業者の許可(更新の許可を除く。)	許可件数
(二) フロン類の使用の合理化及び管理の適正化に関する法律第六十三条第一項(フロン類破壊業者の許可)のフロン類破壊業者の許可(更新の許可を除く。)	許可件数
百十九の二 認定技術等情報漏えい防止措置認証機関の認定	認定件数
産業競争力強化法(平成二十五年法律第九十八号)第六十八条第一項(認定技術等情報漏えい防止措置認証機関の認定)(更新の認定を除く。)	一件につき一万五千円
百二十 鉄道事業の許可、索道事業の許可若しくは軌道事業の特許又は鉄道事業への変更の許可(注)都市鉄道等利便増進法(平成十七年法律第四十一号)第九条第一項(鉄道事業法の特例)、物資の流通の効率化に関する法律(平成十七年法律第八十五号)以下「物資流通効率化法」という。第十五条第一項(鉄道事業法の特例)、地域公共交通の活性化及び再生に関する法律(平成二十四年法律第八十四号)第二十四条(鉄道事業法の特例)の規定により第一種鉄道事業、第二種鉄道事業又は第三種鉄道事業の許可を受けたものとみなされる場合における都市鉄道等利便増進法第五条第二項(鉄道事業再構築実施計画の認定)(同条第七項において準用する場合を含む。以下この号において同じ。)の規定による速達性向上計画の認定、物資流通効率化法第六条第一項(総合効率化計画の認定)の規定による総合効率化計画の認定、地域公共交通の活性化及び再生に関する法律(平成二十四年法律第八十四号)第二十二条(高速道路の新設又は改築の許可)の規定による総合効率化計画の認定、地域公共交通の活性化及び再生に関する法律(平成二十四年法律第八十四号)第二十二条(高速道路の新設又は改築の許可)の規定による総合効率化計画の認定、	一件につき十五万円
百二十一 自動車道事業の免許	免許件数
百二十二 高速道路の新設又は改築の許可	免許件数

(一) 同法第二十七条の十五第二項(地域公共交通利便増進実施計画の認定)(同条第七項において準用する場合及びこれらの規定を同法第二十九条の九において準用する場合を含む。)の規定による地域公共交通利便増進実施計画の認定若しくは同法第三十条第三項(新地域旅客運送事業計画の認定)の規定による新地域旅客運送事業計画の認定又は都市の低炭素化の促進に関する法律第二十三条第三項(鉄道利便増進実施計画の認定)(同条第七項において準用する場合を含む。)の規定による鉄道利便増進実施計画の認定は当該許可とみなし、都市鉄道等利便増進法第十条第一項(軌道法の特例)、物資流通効率化法第十六条第一項(軌道法の特例)、地域公共交通の活性化及び再生に関する法律第十条第一項若しくは第二項(軌道法の特例)、第二十七条の九(軌道法の特例)若しくは第三十三条第一項(軌道法の特例)又は都市の低炭素化の促進に関する法律第二十七条(軌道法の特例)の規定により軌道事業の特許を受けたものとみなされる場合における都市鉄道等利便増進法第五条第四項の規定による速達性向上計画の認定、物資流通効率化法第六条第一項の規定による総合効率化計画の認定、地域公共交通の活性化及び再生に関する法律第九条第三項(軌道運送高度化実施計画の認定)(同条第八項において準用する場合を含む。)の規定による軌道運送高度化実施計画の認定又は都市鉄道等利便増進法第十条第一項(軌道法の特例)、物資流通効率化法第十六条第三項(軌道利便増進実施計画の認定)、同法第二十七条の十五第二項(同条第七項において準用する場合を含む。)の規定による軌道利便増進実施計画の認定は当該特許とみなす。
(二) 鉄道事業法第三条第一項(許可)の規定による第一種鉄道事業、第二種鉄道事業又は第三種鉄道事業の許可(当該許可を受けている者が当該許可に係る路線に接続して路線を延長することの許可で政令で定めるもの及び一時的な需要のために期間を限定して行う許可を除く。)
(二) 鉄道事業法第三十二条(許可)の索道事業の許可
(三) 鉄道法第三条(事業の特許)(同法第三十一条(軌道に準するもの)において準用する場合を含む。)の軌道事業の特許(当該特許を受けている者が当該特許に係る路線に接続して路線を延長することの特許で政令で定めるものを除く。)
(四) 鉄道事業法第六十二条第二項(軌道からの変更)の規定による軌道事業から鉄道事業への変更の許可(二)に掲げる許可を受けている者が当該許可に係る路線に接続して路線を延長することの許可で政令で定めるものを除く。)

(一) 道路運送法第十五条第一項（事業計画の変更）の規定による事業計画の変更の認可			
(二) イに掲げる許可を受けている者が道路運送法第五条第一項第三号（許可申請）の路線又は営業区域を増加することに係る事業計画の変更の認可で財務省令で定めるもの			
(二) 口に掲げる許可（政令で定めるものを除く。ハにおいて同じ。）を受けている者が道路運送法第五条第一項第三号の営業区域を増加することに係る事業計画の変更の認可で財務省令で定めるもの			
(二) 口に掲げる許可を受けている者が特定地域及び準特定地域における一般乗用旅客自動車運送事業の適正化及び活性化に関する特別措置法第二条第六項（定義）に規定する準特定地域における一般乗用旅客自動車運送事業の供給輸送力を増加させる事業計画の変更の認可で財務省令で定めるもの			
(三) 道路運送法第四十三条第一項（特定旅客自動車運送事業）の特定旅客自動車運送事業の許可			
(四) 貨物自動車運送事業法第三条（一般貨物自動車運送事業の許可）の一般貨物自動車運送事業の許可			
(五) 貨物自動車運送事業法第三十五条第一項（特定貨物自動車運送事業）の特定貨物自動車運送事業の許可			
(六) 貨物自動車運送事業法第五十八条の二（登録貨物自動車安全管理者講習機関の登録）の登録貨物自動車運送事業の登録（更新の登録を除く。）			
(七) 貨物自動車運送事業法第五十八条の十六第一項（登録貨物軽自動車安全管理者講習機関の登録）の登録（更新の登録を除く。）			
百二十五の二 タクシーの運転者に係る登録実施機関の登録			
タクシーサービス適正化特別措置法（昭和四十五年法律第七十五号）第十九条第一項（登録実施機関の登録）の登録（更新の登録を除く。）			
百二十五の三 自家用有償旅客運送者の登録			
(注) 地域再生法第十七条の五十三（自家用有償旅客運送の登録等の特例）の規定により自家用有償旅客運送者の登録若しくは変更登録を受けたものとみなされる場合における同法第十七条の三十六第二十九項（地域住宅団地再生事業計画の作成）（同条第三十項において準用する場合を含む。）の規定による地域公共交通の活性化及び再生に関する法律第二十七条の十八第一項（道路運送法の特例）（同法第二十九条の九（鉄道事業再構築事業等に関する規定の準用）において準用する場合を含む。）の規定により自家用有償旅客運送者の登録若しくは変更登録を受けたものとみなされる場合における同法第二十七条の十五第二項（地域公共交通利便増進実施計画の認定）（同条第七項において準用する場合及びこれらの規定を同法第二十九条の九において準用する場合を含む。）の規定による地域公共交通の活性化及び再生に関する法律第二十九条の九（鉄道事業再構築事業等に関する規定の準用）において準用する場合を含む。）の規定により自家用有償旅客運送者の登録若しくは変更登録を受けたものとみなされる場合における同法第二十九条の四第六項（登録）の規定による登録件数			
百二十九 小型船造船業者の登録			
(注) 海上運送法第三十九条の二十二（船舶安全法の特例）又は造船法第十四条（船舶安全法の特例）の規定により遠隔支援業務に係る事業場の認定を受けたものとみなされる場合における海上運送法第三十九条の二十第四項（特定船舶導入計画）の規定による特定船舶導入計画の認定若			

項（交通手段再構築実証事業計画の作成）（同条第七項において準用する場合を含む。）の規定による交通手段再構築実証事業計画の公表は、自家用有償旅客運送者の登録又は変更登録とみなす。

(二) 道路運送法第七十九条（登録）の自家用有償旅客運送者の登録（政令で定めるものに限り、更新の登録を除く。）

(二) 道路運送法第七十九条の七第一項（変更登録等）の変更登録（政令で定めるものに限り、更新の登録を除く。）

百二十六 自家用自動車の有償貸渡しの許可

道路運送法第八十条第一項（有償貸渡し）の規定による自家用自動車の貸渡しの事業の許可（政令で定めるものを除く。）

百二十七 運河開設の免許

運河法（大正二年法律第十六号）第一条（免許）の規定による運河の開設の免許

百二十八 港湾の技術基準対象施設に係る登録確認機関の登録

港湾法（昭和二十五年法律第二百八十八号）第五十六条の二の二第三項（登録確認機関の登録）の登録（更新の登録を除く。）

百二十九 船舶の製造事業等に係る施設又は設備の新設等の許可

(注) 造船法（昭和二十五年法律第二百一十九号）第十三条（施設等の新設等の許可の特例）の規定により船舶の製造若しくは修繕に係る施設の新設、譲受け若しくは借受けの許可又は船舶の製造若しくは修繕に必要な設備の新設、増設若しくは拡張の許可を受けたものとみなされる場合における同法第十一条第一項（事業基盤強化計画の認定）の規定による事業基盤強化計画の認定又は同法第十二条第一項（事業基盤強化計画の変更等）の規定による事業基盤強化計画の変更の認定は、これらの許可とみなす。

(二) 造船法第二条第一項（施設の新設等の許可等）の規定による船舶の製造又は修繕に係る施設の新設、譲受け又は借受けの許可（当該許可を受けている者が当該許可に係る施設について受けるもの及び一時的な需要のために行う許可で財務省令で定めるものを除く。）

(二) 造船法第三条第一項（設備の新設等の許可等）の規定による船舶の製造又は修繕に必要な設備の新設、増設又は拡張の許可（当該設備に係る拡張の許可で政令で定めるもの及び一時的な需要のために行う許可で財務省令で定めるものを除く。）

百二十九 小型船造船業者の登録

(注) 海上運送法第三十九条の二十二（船舶安全法の特例）又は造船法第十四条（船舶安全法の特例）の規定により遠隔支援業務に係る事業場の認定を受けたものとみなされる場合における海上運送法第三十九条の二十第四項（特定船舶導入計画）の規定による特定船舶導入計画の認定若

(一) 海上運送法第三条第一項(一般旅客定期航路事業の認定はこれらの登録とみなす。)他政令で定める許可を除く。)		許可件数
(二) 海上運送法第十九条の六第一項(特定旅客定期航路事業の許可(離島航路整備法(昭和二十七年法律第二百二十六号)第二条第二項(定義)に規定する離島航路事業に係る許可その他の政令で定める許可を除く。))		許可件数
(三) 海上運送法第三条第一項(一般旅客定期航路事業の許可(航路事業の許可)の特定旅客定期航路事業の許可(離島航路整備法(昭和二十七年法律第二百二十六号)第二条第二項(定義)に規定する離島航路事業に係る許可その他の政令で定める許可を除く。))		許可件数
(四) 海上運送法第二十条第一項(貨客定期航路事業の登録)		登録件数
(五) 海上運送法第二十一条第一項(旅客不定期航路事業の登録)		登録件数
(六) 海上運送法第二十二条第一項(一般不定期航路事業の登録)		登録件数
(七) 海上運送法第三十二条の二十六(登録安全統括管理者講習機関の登録)		登録件数
(八) 海上運送法第三十二条の四十第一項(登録運航管理者講習機関の登録(更新の登録を除く。))		登録件数
百三十四 港湾運送事業の許可		登録件数
(一) 一般港湾運送事業の許可		登録件数
(二) 港湾荷役事業の許可		登録件数
(三) はしけ運送事業の許可又はいかだ運送事業の許可		登録件数
(四) 檢査事業の許可、鑑定事業の許可又は検量事業の許可		登録件数
百三十五 内航海運業の登録		登録件数
百三十六 船舶職員に係る海技免許講習、海技免状更新講習若しくは登録船舶職員養成施設の登録若しくは小型船舶操縦者に係る登録小型船舶教習所、操縦免許証更新講習若しくは登録特定操縦免許講習機関の登録又は船舶職員に係る電子通信移行講習の登録		登録件数
(一) 船舶職員及び小型船舶操縦者法第十三条の二(登録を除く。)		登録件数
(二) 船舶職員及び小型船舶操縦者法第七条の二(第三項第三号(海技免状更新講習の登録)の登録(更新の登録を除く。))		登録件数
(三) 船舶職員及び小型船舶操縦者法第二十三条の十(登録を除く。)		登録件数
(四) 船舶職員及び小型船舶操縦者法第二十三条の十(登録を除く。)		登録件数
(五) 船舶職員及び小型船舶操縦者法第七条の二(操縦免許証更新講習の登録)において準用する同法第七条の二第三項第三号の登録(更新の登録を除く。)		登録件数
(六) 船舶職員及び小型船舶操縦者法第二十三条の二(登録を除く。)		登録件数
(七) 船舶安全法及び船舶職員法の一部を改正する法律(平成三年法律第七十五号)附則第三条(電子通信移行講習の登録)(更新の登録を除く。)		登録件数
(八) 水先法第五条第一項第二号(登録水先人養成施設の登録)(更新の登録を除く。)		登録件数
(九) 水先法第十条第三項(水先免許更新講習の登録)(更新の登録を除く。)		登録件数
百三十七 船員派遣事業の許可		登録件数
(注)海上運送法第三十六条(船員職業安定法の特例)の規定により船員派遣事業の許可を受けたものとみなされる場合における同法第三十五条第三項(日本船舶・船員確保計画)(同条第五項において準用する場合を含む。)の規定による日本船舶・船員確保計画の認定は、当該許可とみなす。		登録件数
百三十八 船員の労働条件等に係る登録検査機関の登録		登録件数
(一) 船員法(昭和二十二年法律第百号)第一百条の二第一項(登録検査機関の登録)(更新の登録を除く。)		登録件数
(二) 航空法第三十八条第一項(空港等又は航空保安施設の設置)の規定による空港等又は航空保安施設の設置の許可		登録件数
百三十九 船舶職員に係る海技免許講習、海技免状更新講習若しくは登録船舶職員養成施設の登録若しくは小型船舶操縦者に係る登録小型船舶教習所、操縦免許証更新講習若しくは登録特定操縦免許講習機関の登録又は船舶職員に係る電子通信移行講習の登録		登録件数

航空保安施設の設置の許可

<p>一項又は都市の低炭素化の促進に関する法律第三十五条第一項（貨物利用運送事業法の特例）の規定により第二種貨物利用運送事業の許可又は事業計画の変更の認可を受けたものとみなされる場合における地域再生法第十七条の五十五第三項の規定による住宅団地再生貨物運送共同化実施計画の認定、物資流通効率化法第六条第一項の規定による総合効率化計画の認定若しくは物資流通効率化法第七条第一項の規定による総合効率化計画の変更の認定、地域公共交通の活性化及び再生に関する法律第二十七条の七第三項の規定による貨客運送効率化実施計画の認定、福島復興再生特別措置法第七条第十四項の規定による福島復興再生計画の認定若しくは同法第七条の二第一項において読み替えて準用する東日本大震災復興特別区域法第六条第一項の規定による福島復興再生計画の変更の認定又は都市の低炭素化の促進に関する法律第三十三条第三項の規定による貨物運送共同化実施計画の認定は当該許可又は事業計画の認可とみなす。</p>		
<p>（二）貨物利用運送事業法第三条第一項（登録）の第一種貨物利用運送事業の登録</p>	<p>登録件数</p>	<p>一件につき九万円</p>
<p>（二）貨物利用運送事業法第七条第一項（変更登録等）の変更登録（同法第四条第一項第四号（登録の申請）の利用運送に係る運送機関の種類若しくは利用運送の区域若しくは区間の増加に係るもの（財務省令で定めるものに限る。）又は同号の業務の範囲の増加に係るものに限る。）</p>	<p>登録件数</p>	<p>一件につき一万五千円</p>
<p>（三）貨物利用運送事業法第二十条（許可）の第二種貨物利用運送事業の許可</p>	<p>許可件数</p>	<p>一件につき十二万円</p>
<p>（四）貨物利用運送事業法第二十五条第一項（登録）の船舶運航事業者又は航空運送事業者の行う国際貨物運送に係る第一種貨物利用運送事業の登録</p>	<p>登録件数</p>	<p>一件につき二万円</p>
<p>（五）貨物利用運送事業法第三十五条第一項（登録）の船舶運航事業者又は航空運送事業者の登録</p>	<p>認可件数</p>	<p>五千円</p>
<p>（六）貨物利用運送事業法第三十九条第一項（変更登録等）の変更登録（同法第四条第一項第四号の利用運送の区間又は業務の範囲の増加に係るものに限る。）</p>	<p>登録件数</p>	<p>一件につき九万円</p>
<p>（七）貨物利用運送事業法第四十五条第一項（許可）の船舶運航事業者又は航空運送事業者の行う国際貨物運送に係る第二種貨物利用運送事業の許可</p>	<p>許可件数</p>	<p>一件につき二万五千円</p>
<p>（八）貨物利用運送事業法第四十六条第二項（事業計画）の事業計画の変更の認可（財務省令で定めるものに限る。）</p>	<p>認可件数</p>	<p>一件につき十二万円</p>
<p>（注）物資流通効率化法第十八条第一項若しくは第二項（倉庫業法の特例）又は福島復興再生特別措置法第七十一条第一項（流通機能向上事業に係る許認可等の特例）の規定により倉庫業者の登録又は変更登録を受けたものとみなされる場合における物資流通効率化法第六条第一項（総合効率化計画の認定）の規定による総合効率化計画の認定若しくは物資流通効率化法第七条第一項（総合効率化計画の変更の認定）の規定による総合効率化計画の変更の認定又は福島復興再生特別措置法第七条第十四項（福島復興再生計画の認定）の規定による福島復興再生計画の認定若しくは同法第七条の二第一項（東日本大震災復興特別区域法の準用）において読み替えて準用する東日本大震災復興特別区域法第六条第一項（認定復興推進計画の変更）の規定による福島復興再生計画の変更の認定は、当該登録又は変更登録とみなす。</p>	<p>登録件数</p>	<p>一件につき九万円</p>

(一) 建設業法第二十六条第五項（講習の登録）の登録（更新の登録を除く。）	登録件数	一件につき九万円
(二) 净化槽法（昭和五十八年法律第四十三号）第十三条第一項（認定）の規定による工場において製造する浄化槽の型式の認定（更新の認定を除く。）	認定件数	一件につき九万円
(三) 建設業法第二十七条の二十四第一項（登録経営状況分析機関の登録）の登録（更新の登録を除く。）	登録件数	一件につき九万円
百四十五 工場において製造する浄化槽の型式の認定	登録件数	一件につき九万円
(一) 净化槽法（昭和五十八年法律第四十三号）第十三条第一項（認定）の規定による工場において製造する浄化槽の型式の認定（更新の認定を除く。）	認定件数	一件につき九万円
(二) 建設業法（昭和二十七年法律第四百三十九号）第三条（積立式宅地建物販売業の許可）の規定により国土交通大臣がする積立式宅地建物販売業の許可	登録件数	一件につき九万円
百四十九 前払金保証事業の登録	登録件数	一件につき九万円
(一) 建設業法第二十二条第一項（登録）の登録	登録件数	一件につき十五万円
(二) 测量法（昭和二十六年法律第七十七号）第三条第一項（測量業者の登録）の登録	登録件数	一件につき十五万円
百五十 不動産特定共同事業の登録若しくは不動産特定共同事業の種別の変更の認可又は小規模不動産特定共同事業の登録若しくは小規模不動産特定共同事業の種別の変更の認可又は小規模不動産特定共同事業の登録	登録件数	一件につき十五万円
(一) 不動産特定共同事業法第九条第一項（変更の認可）の規定により主務大臣がする変更の認可（同法第二百五十九条第一項第六号（許可の申請）の不動産特定共同事業の許可により主務大臣がする不動産特定共同事業の許可）	登録件数	一件につき十五万円
(二) 不動産特定共同事業法第四十一条第一項（小規模不動産特定共同事業の登録）の規定により主務大臣がする小規模不動産特定共同事業の登録（更新の登録）	登録件数	一件につき十五万円
百五十一 マンションの管理の適正化の推進に関する法律（令和二年法律第六十号）第三条第一項（登録）の登録	登録件数	一件につき三万円
(一) 不動産鑑定評価に関する法律第十四条の二（実務修習機関の登録）の登録（更新の登録を除く。）	登録件数	一件につき九万円
(二) 不動産の鑑定評価に関する法律第二十二条第一項（不動産鑑定業者の登録）の規定により国土交通大臣がする不動産鑑定業者の登録（更新の登録及び同法第十五条（登録）の不動産鑑定士が受けた登録を除く。）	登録件数	一件につき九万円
百四十六 不動産鑑定業者の登録若しくは登録換えに係る登録又は不動産鑑定士に係る実務修習機関の登録	登録件数	一件につき九万円
(一) 不動産の鑑定評価に関する法律第二十二条第一項（不動産鑑定業者の登録）の規定により国土交通大臣がする不動産鑑定業者の登録（更新の登録及び同法第十五条（登録）の不動産鑑定士が受けた登録を除く。）	登録件数	一件につき九万円
(二) 不動産鑑定評価に関する法律第十四条の二（実務修習機関の登録）の登録（更新の登録を除く。）	登録件数	一件につき九万円
百四十七 宅地建物取引業の免許又は宅地建物取引士に係る登録（登録講習機関の登録）	免許件数	一件につき九万円
(一) 宅地建物取引業法（昭和二十七年法律第一百七十六号）第三条第一項（免許）の国土交通大臣がする宅地建物取引業の免許（更新の免許を除く。）	免許件数	一件につき九万円
(二) 宅地建物取引業法第十六条第三項（登録講習機関の登録）の登録（更新の登録を除く。）	免許件数	一件につき九万円
百四十八 積立式宅地建物販売業の許可	登録件数	一件につき九万円

(一) 積立式宅地建物販売業法（昭和四十六年法律第二百一十一号）第三条（積立式宅地建物販売業の許可）の規定により国土交通大臣がする積立式宅地建物販売業の許可	登録件数	一件につき十五万円
(二) 不動産特定共同事業法（平成六年法律第七十七号）第三条第一項（不動産特定共同事業の許可）の規定により主務大臣がする不動産特定共同事業の許可	登録件数	一件につき十五万円
(三) 不動産特定共同事業法第四十一条第一項（小規模不動産特定共同事業の登録）の規定により主務大臣がする小規模不動産特定共同事業の登録（更新の登録）	登録件数	一件につき十五万円
百五十二 測量業者の登録又は測量士に係る登録養成施設の登録	登録件数	一件につき九万円
(一) 測量法（昭和二十六年法律第六十号）第三条第一項（登録）の登録	登録件数	一件につき九万円
(二) 測量法第五十五条第一項（測量業者の登録）の登録	登録件数	一件につき九万円
百五十三 賃貸住宅の管理業務等の適正化に関する法律（令和二年法律第六十号）第三条第一項（登録）の登録	登録件数	一件につき九万円
(一) 賃貸住宅の管理業務等の適正化に関する法律（令和二年法律第六十号）第三条第一項（登録）の登録	登録件数	一件につき九万円
(二) 賃貸住宅の管理業務等の適正化に関する法律（令和二年法律第六十号）第三条第一項（登録）の登録	登録件数	一件につき九万円
百五十四 土地建物取引業の登録（登録講習機関の登録）	登録件数	一件につき九万円
(一) 土地建物取引業法（昭和二十七年法律第一百七十六号）第三条第一項（免許）の国土交通大臣がする宅地建物取引業の免許（更新の免許を除く。）	登録件数	一件につき九万円
(二) 宅地建物取引業法第十六条第三項（登録講習機関の登録）の登録（更新の登録を除く。）	登録件数	一件につき九万円
百五十五 土地建物取引業の登録（登録講習機関の登録）	登録件数	一件につき九万円
(一) 土地建物取引業法（昭和二十七年法律第一百七十六号）第三条第一項（免許）の国土交通大臣がする宅地建物取引業の免許（更新の免許を除く。）	登録件数	一件につき九万円
(二) 宅地建物取引業法第十六条第三項（登録講習機関の登録）の登録（更新の登録を除く。）	登録件数	一件につき九万円
百五十六 不動産鑑定評価に関する法律第十四条の二（実務修習機関の登録）の登録（更新の登録を除く。）	登録件数	一件につき九万円
(一) 不動産鑑定評価に関する法律第二十二条第一項（登録）の登録	登録件数	一件につき九万円
(二) 不動産鑑定評価に関する法律第十四条の二（実務修習機関の登録）の登録	登録件数	一件につき九万円
百五十七 土地建物取引業の登録（登録講習機関の登録）	登録件数	一件につき九万円
(一) 土地建物取引業法（昭和二十七年法律第一百七十六号）第三条第一項（免許）の国土交通大臣がする宅地建物取引業の免許（更新の免許を除く。）	登録件数	一件につき九万円
(二) 宅地建物取引業法第十六条第三項（登録講習機関の登録）の登録（更新の登録を除く。）	登録件数	一件につき九万円
百五十八 土地建物取引業の登録（登録講習機関の登録）	登録件数	一件につき九万円
(一) 土地建物取引業法（昭和二十七年法律第一百七十六号）第三条第一項（免許）の国土交通大臣がする宅地建物取引業の免許（更新の免許を除く。）	登録件数	一件につき九万円
(二) 宅地建物取引業法第十六条第三項（登録講習機関の登録）の登録（更新の登録を除く。）	登録件数	一件につき九万円
百五十九 前払金保証事業の登録	登録件数	一件につき九万円
(一) 建設業法（昭和二十七年法律第四百三十九号）第三条（登録）の登録	登録件数	一件につき九万円
(二) 测量法（昭和二十六年法律第六十号）第三条第一項（登録）の登録	登録件数	一件につき九万円
百六十 公共工事の前払金保証事業に関する法律（昭和二十七年法律第八十四号）第三条（登録）の前払金保証事業の登録	登録件数	一件につき九万円

百五十八	登録特定原動機検査機関又は登録特定特殊自動車検査機関の登録の機会の場の認定（更新の認定を除く。）						
(二)	特定特殊自動車排出ガスの規制等に関する法律登録件数 第二十六条第一項（登録特定特殊自動車検査機関の登録）の登録（更新の登録を除く。）						
(平成十七年法律第五十一号) 第十九条第一項（登録特定原動機検査機関の登録）の登録（更新の登録を除く。）							
百五十九	特別国際種事業者の登録又は国際希少野生動植物種の個体等に係る個体等登録機関、事業登録機関若しくは認定機関の登録						
(二)	絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律登録件数 第二十六条第一項（登録特定特殊自動車検査機関の登録）の登録（更新の登録を除く。）						
(平成四年法律第七十五号) 第三十三条の六							
第一項（特別国際種事業者の登録）の特別国際種事業者の登録（更新の登録を除く。）							
(二)	絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律登録件数 第二十三条第一項（個体等登録機関の登録）の登録						
(平成四年法律第三十三条の十五第一項（事業登録機関の登録）の登録)の登録							
(四)	絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律第三十三条の二十六第一項（認定機関の登録）の登録						
百六十	遺伝子組換え生物等の輸入に係る登録検査機関の登録登録件数						
遺伝子組換え生物等の使用等の規制による生物の多様性の確保に関する法律（平成十五年法律第九十七号）							
第十七条第一項（登録検査機関の登録）の登録							
別表第二 非課税法人の表（第四条、第五条関係）							
名称	根拠法						
沖縄振興開発金融公庫	沖縄振興開発金融公庫法（昭和四十七年法律第三十一号）						
港務局	港湾法						
国立健康危機管理研究機構	国立健康危機管理研究機構法（令和五年法律第四十六号）						
国立大学法人	国立大学法人法（平成十五年法律第一百一二号）						
大学共同利用機関法人	国立大学法人法（平成十五年法律第六十七号）						
地方公共団体金融機構	地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）						
地方公共団体金融機構	地方公共団体金融機構法（平成十九年法律第六十四号）						
地方住宅供給公社	地方住宅供給公社法（昭和四十年法律第八十二号）						
地方道路公社	地方道路公社法（昭和四十五年法律第八十四号）						
地方独立行政法人	独立行政法人通則法（平成十五年法律第八十八号）						
独立行政法人（その資本金の額又は出資の金額の全部が国又は地方	（目的等）に規定する個別法第一条第一項（目的等）に規定する個別法						

別表第三	非課税の登記等の表（第四条各項）
名称	
構	技能実習機
一 外国人	外国人の技
能実習の適	能実習の適
正な実施及	正な実施及
び技能実習	び技能実習
生の保護に	生の保護に
関する法律	関する法律
根拠法	
私立学校法	事務所用建物（建物をいう。以下同じ。）
私立学校法	（土地の所有権を含む。以下同じ。）
一 校舎、寄宿	上直接必要な附
二 校舎等の敷	う。）の所有権の
三 自己の設置	う。）直接に保育又は「
取得登記	直接に保育又は「
二年法律第百六	う。）若しくは同
教育所」に規定す	に規定する家庭
う。）若しくは同	する小規模保育
定する事業所内	事業等」という。）
業等」という。）	た法人を含む。）

土地開発公社	日本下水道事業団	日本下水道事業団法（昭和四十七年法律第六十 六号）	公有地の拡大の推進に関する法律（昭和四十七年法律第六十 六号）	日本下水道事業団法（昭和四十七年法律第四十一号）	日本下水道事業団法（昭和四十七年法律第四十一号）	日本下水道事業団法（昭和四十七年法律第四十一号）	日本下水道事業団法（昭和四十七年法律第四十一号）
日本中央競馬会	日本司法支援センター	総合法律支援法（平成十六年法律第七十四号）	日本中央競馬会法（昭和二十九年法律第二百五号）	日本中央競馬会法（昭和二十九年法律第二百五号）	日本中央競馬会法（昭和二十九年法律第二百五号）	日本中央競馬会法（昭和二十九年法律第二百五号）	日本中央競馬会法（昭和二十九年法律第二百五号）
日本年金機構	日本年金機構	日本年金機構法（平成十九年法律第二百九号）	日本年金機構法（平成十九年法律第二百九号）	日本年金機構法（平成十九年法律第二百九号）	日本年金機構法（平成十九年法律第二百九号）	日本年金機構法（平成十九年法律第二百九号）	日本年金機構法（平成十九年法律第二百九号）
福島国際研究教育機構	福島復興再生特別措置法	福島復興再生特別措置法	福島復興再生特別措置法	福島復興再生特別措置法	福島復興再生特別措置法	福島復興再生特別措置法	福島復興再生特別措置法
別表第三 非課税の登記等の表（第四条関係）							
名称	根拠法	非課税の登記等	備考				
一 外国人	外国人の技 能実習機 構	事務所用建物（専ら自己の事務所の用に供する 建物をいう。以下同じ。）の所有権（賃借権を 含む。以下同じ。）の取得登記（権利の保存、 設定、転貸又は移転の登記をいう。以下同じ。） 及び技能実習 生の保護に 関する法律	第三欄の登記に該 当するものである ことを証する財務 省令で定める書類 の添付があるもの に限る。				
一の二 学 校法人（私 立学校法 （昭和二十 四年法律第 二百七十 号）第百五 十二条第五 項（私立專 修学校等） の規定によ り設立され た法人を含 む。）	私立学校法	一 校舎、寄宿舎、図書館その他の保育又は教育 上直接必要な附属建物（以下「校舎等」とい う。）の所有権の取得登記 二 校舎等の敷地、運動場、実習用地その他の 直接に保育又は教育の用に供する土地の権利の 取得登記 三 自己の設置運営する児童福祉法（昭和二十 二年法律第百六十四号）第三十九条第一項（保 育所）に規定する保育所（以下「保育所」とい う。）若しくは同法第六条の三第九項（定義） に規定する家庭的保育事業、同条第十項に規定 する小規模保育事業若しくは同条第十二項に規 定する事業所内保育事業（以下「家庭的保育事 業等」という。）の用に供する建物の所有権の 取得登記又は当該建物の敷地その他の直接に保 育の用に供する土地の権利の取得登記 四 自己の設置運営する認定こども園（就学前 の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供 の推進に関する法律（平成十八年法律第七十七 号）第二条第六項（定義）に規定する認定こど も園をいう。以下同じ。）の用に供する建物の 所有権の取得登記又は当該建物の敷地その他の 直接に保育若しくは教育の用に供する土地の権 利の取得登記	第三欄の第一号か ら第四号までのい ずれかの登記に該 当するものである ことを証する財務 省令で定める書類 の添付があるもの に限る。				

